

## 東京都特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱(改正案)

制定平成21年10月14日

## (目的)

第1条 東京都特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、東京都特別区・武三交通圏(以下「特定地域」という。)の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送(以下「タクシー」という。)が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## (定義)

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
  - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
  - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
  - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## (実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

## (1) 地域計画の作成

## (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

## (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

協議会の運営方法

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注)(1)~(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)~(8)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長
- (2) 関係地方公共団体の長  
東京都知事又はその指名する者  
東京都中央区長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等  
社団法人東京乗用旅客自動車協会 会長  
社団法人東京都個人タクシー協会 会長  
東京ハイタク協議会 会長
- (4) 労働組合等  
東京ハイタク労働6団体を代表する者  
東京交運労協ハイタク部会を代表する者  
自交総連東京地連を代表する者
- (5) 地域住民  
工藤芳郎(社団法人くらしのリサーチセンター)  
下谷内富士子(社団法人全国消費生活相談員協会)
- (6) 学識経験者  
太田和博(専修大学商学部教授)  
戸崎肇(早稲田大学アジア研究機構教授)
- (7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者  
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
- (8) その他協議会が必要と認める者  
警視庁 交通部 交通規制課長  
東京労働局 労働基準部 監督課長  
丁野朗(社団法人日本観光協会総合研究所長)  
坂本裕寿(読売新聞東京本社論説委員)  
森岡治(ニッポン放送編成局編成部副部長)  
中川周一(東京電力株式会社営業部お客様相談室室長)  
財団法人東京タクシーセンター 専務理事

( 協議会の運営 )

第 5 条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表する。
- 3 会長の任期は平成 2 4 年 9 月 3 0 日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 座長は、協議会の議事運営を統括する。
- 7 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 座長の任期は平成 2 4 年 9 月 3 0 日までとする。
- 9 協議会には事務局を設置する。
- 10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 12 事務局長の任期は平成 2 4 年 9 月 3 0 日までとする。
- 13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第 8 条第 1 項及び第 2 項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に 1 個の議決権とし、その他の構成員については各自 1 個の議決権を与える。合計 1 7 個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

関東運輸局長が合意していること。

協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

法第 8 条第 2 項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) から までに掲げる要件を満たしていること。

地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。

法第 8 条第 2 項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。

法第 8 条第 2 項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

14 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。

15 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

17 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

## 東京都北多摩交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（改正案）

制定平成21年11月4日

## （目的）

第1条 東京都北多摩交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都北多摩交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## （定義）

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
  - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
  - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
  - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## （実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

## (1) 地域計画の作成

## (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

## (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

協議会の運営方法

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(8)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長
- (2) 関係地方公共団体の長  
東京都知事又はその指名する者  
立川市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等  
社団法人東京乗用旅客自動車協会 会長  
社団法人東京都個人タクシー協会 会長
- (4) 労働組合等  
東京ハイタク労働6団体を代表する者  
東京交運労協ハイタク部会を代表する者  
自交総連東京地連を代表する者
- (5) 地域住民  
工藤芳郎(社団法人くらしのリサーチセンター)  
下谷内富士子(社団法人全国消費生活相談員協会)
- (6) 学識経験者  
太田和博(専修大学商学部教授)  
戸崎肇(早稲田大学アジア研究機構教授)
- (7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者  
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
- (8) その他協議会が必要と認める者  
警視庁 交通部 交通規制課長  
東京労働局 労働基準部 監督課長  
丁野朗(社団法人日本観光協会総合研究所長)  
坂本裕寿(読売新聞東京本社論説委員)  
森岡治(ニッポン放送編成局編成部副部長)  
中川周一(東京電力株式会社営業部お客様相談室室長)

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表する。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 座長は、協議会の議事運営を統括する。
- 7 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 座長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 9 協議会には事務局を設置する。
- 10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 12 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計16個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

関東運輸局長が合意していること。

協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) から までに掲げる要件を満たしていること。

地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシ

一車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。

法第 8 条第 2 項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。

法第 8 条第 2 項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

14 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。

15 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

17 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

## 東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（改正案）

制定平成21年11月4日

## （目的）

第1条 東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都南多摩交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## （定義）

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
  - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
  - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
  - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## （実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

協議会の運営方法

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(8)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長
- (2) 関係地方公共団体の長  
東京都知事又はその指名する者  
八王子市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等  
社団法人東京乗用旅客自動車協会 会長  
社団法人東京都個人タクシー協会 会長
- (4) 労働組合等  
東京ハイタク労働6団体を代表する者  
東京交運労協ハイタク部会を代表する者  
自交総連東京地連を代表する者
- (5) 地域住民  
工藤芳郎(社団法人くらしのリサーチセンター)  
下谷内富士子(社団法人全国消費生活相談員協会)
- (6) 学識経験者  
太田和博(専修大学商学部教授)  
戸崎肇(早稲田大学アジア研究機構教授)
- (7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者  
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
- (8) その他協議会が必要と認める者  
警視庁 交通部 交通規制課長  
東京労働局 労働基準部 監督課長  
丁野朗(社団法人日本観光協会総合研究所長)  
坂本裕寿(読売新聞東京本社論説委員)  
森岡治(ニッポン放送編成局編成部副部長)  
中川周一(東京電力株式会社営業部お客様相談室室長)

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表する。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 座長は、協議会の議事運営を統括する。
- 7 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 座長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 9 協議会には事務局を設置する。
- 10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 12 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計16個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

関東運輸局長が合意していること。

協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) から までに掲げる要件を満たしていること。

地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシ

一車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。

法第 8 条第 2 項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。

法第 8 条第 2 項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

14 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。

15 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

17 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

## 東京都西多摩交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（改正案）

制定平成21年11月4日

## （目的）

第1条 東京都西多摩交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都西多摩交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## （定義）

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
  - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
  - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
  - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## （実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

## (1) 地域計画の作成

## (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

## (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

協議会の運営方法

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(8)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(8)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長
- (2) 関係地方公共団体の長  
東京都知事又はその指名する者  
青梅市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等  
社団法人東京乗用旅客自動車協会 会長  
社団法人東京都個人タクシー協会 会長
- (4) 労働組合等  
東京ハイタク労働6団体を代表する者  
東京交運労協ハイタク部会を代表する者  
自交総連東京地連を代表する者
- (5) 地域住民  
工藤芳郎(社団法人くらしのリサーチセンター)  
下谷内富士子(社団法人全国消費生活相談員協会)
- (6) 学識経験者  
太田和博(専修大学商学部教授)  
戸崎肇(早稲田大学アジア研究機構教授)
- (7) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者  
東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長
- (8) その他協議会が必要と認める者  
警視庁 交通部 交通規制課長  
東京労働局 労働基準部 監督課長  
丁野朗(社団法人日本観光協会総合研究所長)  
坂本裕寿(読売新聞東京本社論説委員)  
森岡治(ニッポン放送編成局編成部副部長)  
中川周一(東京電力株式会社営業部お客様相談室室長)

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表する。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に座長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 座長は、協議会の議事運営を統括する。
- 7 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 座長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 9 協議会には事務局を設置する。
- 10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 12 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 13 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計16個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

関東運輸局長が合意していること。

協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) から までに掲げる要件を満たしていること。

地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシ

一車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

協議会の構成員である関係行政機関が合意していること。

法第 8 条第 2 項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。

法第 8 条第 2 項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法を持って決することとする。

14 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。

15 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

17 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

# 特定地域におけるタクシー事業の 適正化及び活性化の推進について

## ・ 特定事業計画の進捗状況

# 1. 特定事業計画認定説明会等の開催状況

		運輸局、協議会	法人協会	個人協会	労組
平成21年10月	14日	協議会(1)開催			
平成21年11月	4日	特別武三(2)・多摩(1)合同協議会開催			
	13日		代表者会議開催		
	25日	協議会(3)開催			
平成21年12月	8日		代表者会議開催		
	18日	協議会(4)開催、地域計画承認			
	19日				地域計画説明
	24日				法人協会へ労働環境改善要請
	25日	地域計画公表	地域計画の説明		
平成22年1月	6日			地域計画を周知	
	13日	地域計画協力要請			
	19日	協議会(2)開催			
	20日	東旅協加盟事業者対象説明会開催			執行委員会にて事業の推進を決定
	21日	無所属事業者対象説明会開催			
	29日	特定事業計画認定申請			
平成22年2月	2日	春闘集会にて説明(自交総連)			春闘集会にて運輸局より説明
	3日				各事業者に積極的な減休車要請
	9日		労組と懇談		東旅協と懇談
	18日				需給調整の改善要求決定
	22日		常任理事会にて申請状況報告		
	24日	協議会(3)、開催地域計画承認			
平成22年3月	3日				中央委員会にて地域計画進捗報告
	4日	地域計画公表			明治公園にて決起集会
	5日	事業者対象説明会開催			
	9日			地域計画を周知	
	10日				ハイタクフォーラム中央行動
	15日			認定申請書の取りまとめ依頼	
	16日				需給調整改善要求の到達点確認
	17日		理事会にて申請状況報告		
	20日	地域計画協力要請			
	24日	特定事業計画認定			
平成22年4月	1日	特定事業計画認定申請			
	13日			認定申請書の取りまとめ依頼	
	14日				需給調整実現に向けた請願行動
	15日	個人タクシー事業者特定事業計画認定申請		未提出者へ認定申請書の取りまとめ依頼	
	21日		正副委員長会議にて申請状況報告		
	27日				代表者会議で減車申請状況を確認
	28日			未提出者の未提出理由の調査依頼	
平成22年5月	17日	個人タクシー事業者特定事業計画認定申請			
	18日	特定事業計画認定			
	27日				中央委員会にて需給調整推進を確認
平成22年6月	2日	東京ハイタク労働6団体運輸局要請			関東運輸局と諸問題について交渉
平成22年7月	6日				246号線でバスレーン乗り入れ実態調査
	12日				本郷通りでバスレーン乗り入れ実態調査
	13日				夏季研究集会で需給調整の到達点確認
	15日	個人タクシー事業者特定事業計画認定			
	29日				代表者会議で減車申請状況を確認
平成22年8月	19日				法人協会へ諸課題について要請
平成22年9月	1日	特定事業計画認定状況公表			
	7日	ヒアリング開始			

注) 赤字は特別区・武三地区、青地は多摩地区に関する事項。

## 2. 特定事業計画認定申請状況、認定状況

平成22年9月14日現在

営業区域名	地域計画 合意	法人タクシー									個人タクシー		
		事業者数 (H22.9.14 現在)	申請			認定			事業者数 (H22.8末)	申請者数	認定 事業者数		
			申請者数	うち事業再構築を定めた者		認定 事業者数	うち事業再構築を定めた者						
			申請者数	減車数	休車数	事業者数	事業者数	減車数	休車数				
特別区・武三交通圏	H21.12.18	362	350	247	1,525	2,456	342	241	1,509	2,455	16,667	16,604	16,604
北多摩交通圏	H22.2.24	41	41	31	38	72	41	31	38	72	190	190	190
南多摩交通圏	H22.2.24	25	25	14	8	23	25	14	8	23	295	295	295
西多摩交通圏	H22.2.24	8	7	5	12	2	7	5	12	2			

営業区域名	基準車両 数	現在車両 数	減車率 /	申請された 減・休車が すべて実施 された場合 の車両数	減車率 /	適正と考えられる 車両数	基準車両数と 適正と考えられる車両数との 乖離
特別区・武三交通圏	33,943	29,356	13.5%	28,075	17.3%	23,500 ~ 26,500	約20% ~ 約30%
北多摩交通圏	2,015	1,811	10.1%	1,774	12.0%	1,550 ~ 1,750	約13% ~ 約23%
南多摩交通圏	1,345	1,258	6.5%	1,245	7.4%	1,100 ~ 1,250	約7% ~ 約18%
西多摩交通圏	239	220	7.9%	215	10.0%	180 ~ 200	約16% ~ 約25%

上記は取下・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したもの。

### 3. 特定事業の項目ごとの認定状況

#### 法人事業者(特別区・武三交通圏) 1 / 2

特定事業計画	事業者数 (重複あり)
ドライブレコーダー・デジタル式タコグラフ等を活用した事故防止教育の実施	134 社
デジタルタコグラフの活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮	128 社
アイドリングストップ運動の推進	123 社
日勤勤務(一人一車)から隔日勤務への転換などによる効率性の向上とこれに伴う1両当たりの生産性の向上	71 社
日勤勤務(一人一車)から隔日勤務への転換等による長時間労働の改善	65 社
デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車	34 社
エコドライブコンテストの実施	32 社
防犯カメラの導入	27 社
デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車(再掲)	24 社
デジタル式タコグラフの導入	23 社
自社乗り場の設置・運営	19 社
ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進	18 社
電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入	17 社
映像記録型ドライブレコーダーの導入	13 社
GPS技術等を利用した車両滞留防止への取組み	11 社
グリーン経営認証の取得	10 社
サービス向上のための教育・研修の充実	9 社
アルコールチェッカーの導入	8 社
運輸安全マネジメント講習の受講	8 社
カーナビの導入	7 社
アイドリングストップ車の導入	7 社
交通事故ゼロ運動等の実施	6 社
地理教育の徹底	5 社
安全運転講習会の受講	5 社
事故防止コンテストの導入	4 社
観光タクシーの運行	4 社
チケットの規格統一化	4 社
ハイグレード車の導入	3 社

### 3. 特定事業の項目ごとの認定状況

法人事業者(特別区・武三交通圏) 2 / 2

特定事業計画	事業者数 (重複あり)
福祉タクシーの運行	3社
子育て支援タクシーの運行	3社
セーフティードライバーコンテストの参加	3社
共同配車センターの設置	3社
部品や燃料などの共同購入の推進による経費の圧縮	3社
モバイル配車サービスの導入	2社
チャイルドシートの導入	2社
介護タクシーの運行	2社
タクシー事業者による混雑地域における迷惑行為の抑止策の構築と徹底	2社
車内における通訳サービスの提供	2社
賃金制度・乗務員負担制度の見直し	2社
防犯仕切板の導入	2社
顧客満足度調査の実施と改善状況の把握	1社
サービス提供レベルに関するモニター調査の実施・活用	1社
早朝予約の積極受注の推進	1社
ケア輸送サービス従事者研修の受講の促進	1社
ランク評価制の利用者へのPR活動	1社
優良運転者推薦制度の促進	1社
タクシーセンター運転者記録証明書・タク特法タクシー運転者登録システムによる業務経歴証明書の確認の徹底	1社
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	1社
観光タクシー乗務員講習会の実施	1社
都市における防犯への協力	1社
こども110番への協力	1社
仮眠室、休憩室等の福利厚生施設の充実	1社

### 3. 特定事業の項目ごとの認定状況

#### 法人事業者(北多摩交通圏)

特定事業計画	事業者数(重複あり)
駅待ち停車中におけるアイドリングストップの徹底	26 社
多摩地区三交通圏・羽田空港間定額運賃制度の導入	14 社
ドライブレコーダー・デジタル式タコグラフ等を活用した事故防止教育の実施	8 社
デジタル式タコグラフの活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮	8 社
日勤勤務(一車一人)から隔日勤務への転換等による効率性の向上とこれに伴う1両あたりの生産性の向上	4 社
日勤勤務(一車一人)から隔日勤務への転換等による月間労働時間の短縮	3 社
電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入	2 社
ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進	2 社
グリーン経営認証の取得	2 社
デジタル式GPS - AVMの導入とそれを活用した効率的配車	1 社
24時間配車体制の確立	1 社
デジタル式タコグラフの導入	1 社
アルコールチェッカーの導入	1 社
運輸安全マネジメント講習の受講	1 社
交通事故ゼロ運動等の実施	1 社
アイドリングストップ車の導入	1 社
福祉タクシーの運行	1 社
移動制約者などに対する外出支援	1 社
ケア輸送サービス従事者研修の受講の促進	1 社
防犯カメラの導入	1 社
AT車の導入	1 社

### 3. 特定事業の項目ごとの認定状況

#### 法人事業者(南多摩交通圏)

特定事業計画	事業者数(重複あり)
駅待ち停車中におけるアイドリングストップの徹底	11 社
多摩地区三交通圏・羽田空港間定額運賃制度の導入	10 社
ドライブレコーダー・デジタル式タコグラフ等を活用した事故防止教育の実施	8 社
サービス向上のための教育・研修の充実	4 社
デジタル式タコグラフの活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮	5 社
日勤勤務(一車一人)から隔日勤務への転換等による月間労働時間の短縮	2 社
防犯カメラの導入	2 社
日勤勤務(一車一人)から隔日勤務への転換等による効率性の向上とこれに伴う1両あたりの生産性の向上	2 社
アルコールチェッカーの導入	1 社
デジタル式GPS - AVMの導入とそれを活用した効率的配車	2 社
ハイグレード車の導入	1 社
電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入	1 社
ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進	1 社
グリーン経営認証の取得	1 社
映像記録型ドライブレコーダーの導入	1 社
24時間配車体制の確立	1 社
顧客満足度調査の実施と改善状況の把握	1 社
都市における防犯への協力	1 社

### 3. 特定事業の項目ごとの認定状況

#### 法人事業者(西多摩交通圏)

特定事業計画	事業者数(重複あり)
多摩地区三交通圏・羽田空港間定額運賃制度の導入	3社
ドライブレコーダー・デジタル式タコグラフ等を活用した事故防止教育の実施	3社
デジタル式タコグラフの活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮	3社
デジタル式GPS - AVMの導入とそれを活用した効率的配車	2社
サービス向上のための教育・研修の充実	1社
タクシーサービスの向上に向けた街頭指導の推進	1社
駅待ち停車中におけるアイドリングストップの徹底	1社
地域公共交通会議等への積極的な参画	1社
移動制約者などに対する外出支援	1社
若年労働者の積極的な雇用の促進	1社
デジタル式GPS - AVMの導入とそれを活用した効率的配車(再掲)	1社

### 3. 特定事業の項目ごとの認定状況(個人事業者)

#### 個人事業者

	事業計画	事業者数(重複あり)		
		特別武三地区	北多摩地区	南多摩地区
1	マスターズ制度への参加	780 件	15 件	24 件
2	デビット・クレジットカード決済器の導入	277 件	5 件	21 件
3	メーター連動ETCの導入	687 件	9 件	9 件
4	カーナビの導入	327 件	4 件	5 件
5	映像記録型ドライブレコーダーの導入	1,773 件	16 件	18 件
6	ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入	477 件	4 件	11 件
7	防犯カメラの導入	1,887 件	23 件	21 件
8	防犯仕切板の導入	792 件	9 件	10 件
9	部品や燃料などの共同購入による経費の圧縮	971 件	13 件	16 件
10	サービス向上のための教育・研修の充実 (期限更新時接客研修の受講)	14,608 件	185 件	278 件
11	サービス向上のための教育・研修の充実 (ワンフレーズキャンペーンの実行)	16,332 件	185 件	285 件
12	短距離客歓迎の利用者へのPR (配付するステッカー貼付等の実行)	16,353 件	183 件	288 件
13	安全運転講習会の受講 (所属団体で今後実施する講習会への参加)	16,410 件	186 件	289 件
14	交通事故ゼロ運動等への参加 (所属団体で今後実施する無事故運動への参加)	16,337 件	186 件	288 件
15	その他( )	0 件	0 件	0 件
合計		88,011 件	1,023 件	1,563 件
1人当たり平均件数		5.3 件	5.4 件	5.3 件

## 4. 特定事業計画認定未申請者に対する対応状況 (平成22年9月15日現在)

- ・平成22年1月13日 地域計画協力要請文送付 (特別区・武三交通圏)
- ・平成22年3月20日 地域計画協力要請文送付 (北多摩、南多摩、西多摩交通圏)
- ・平成22年3月12日 支局から事業者に対し電話連絡開始
- ・平成22年9月 7日 支局において事業者ヒアリング開始

	協会無所属事業者数 1	協力要請文送付後の 申請事業者数	支局から電話連絡後 の申請者数	事業者ヒアリング開始 後の申請者数	未申請事業者数
特別区・武三交通圏	58	8	40	2	6 (2) 2
北多摩、南多摩、西多摩交通圏	3	1	2	0	0
合 計	61	9	42	2	6 (2)

1 協会加入事業者については全社申請済み

2 ( )は未申請者数の外数で、譲渡譲受等により事業者でなくなる見込み数

### 電話連絡回数別事業者数

電話連絡1巡目	電話連絡2巡目	電話連絡3巡目
51	21	12

### ヒアリング実施事業者数

8社

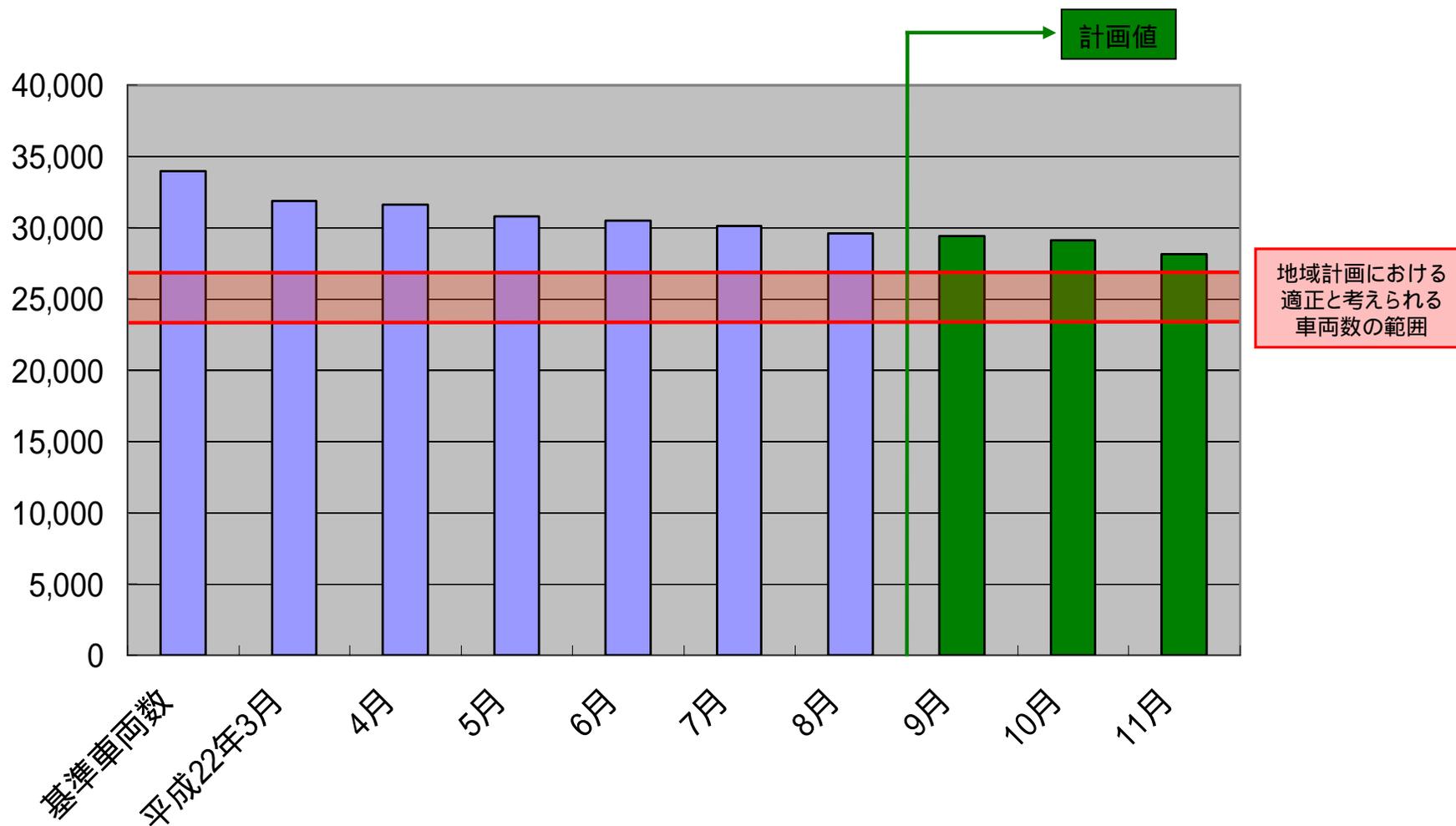
### 未申請事業者からの回答

- ・9月中に特定事業計画の申請を行う 6社

## ・事業再構築の進捗状況

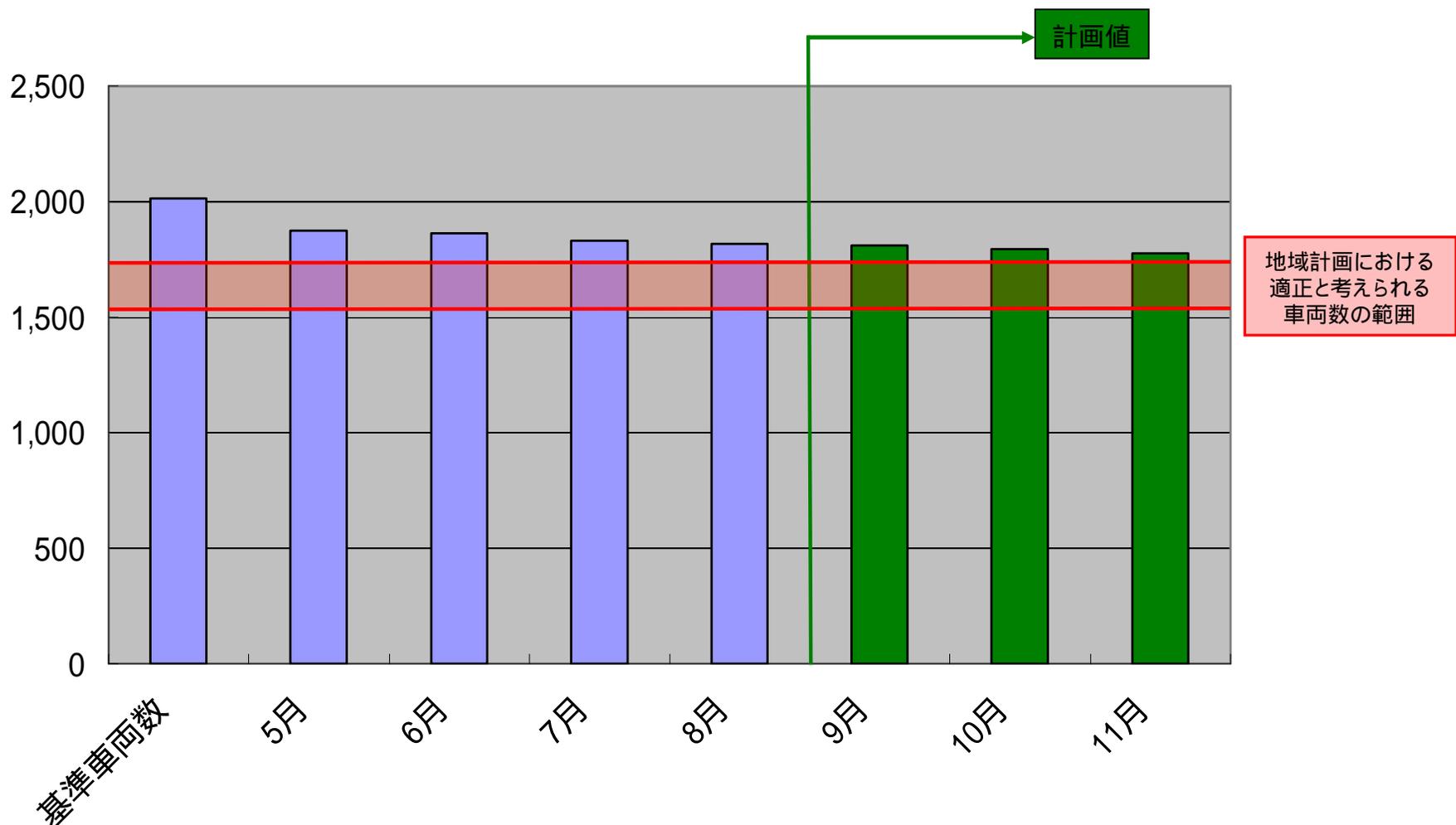
# 1. 事業再構築(減・休車)の認定状況、実施状況

## 特別区・武三交通圏



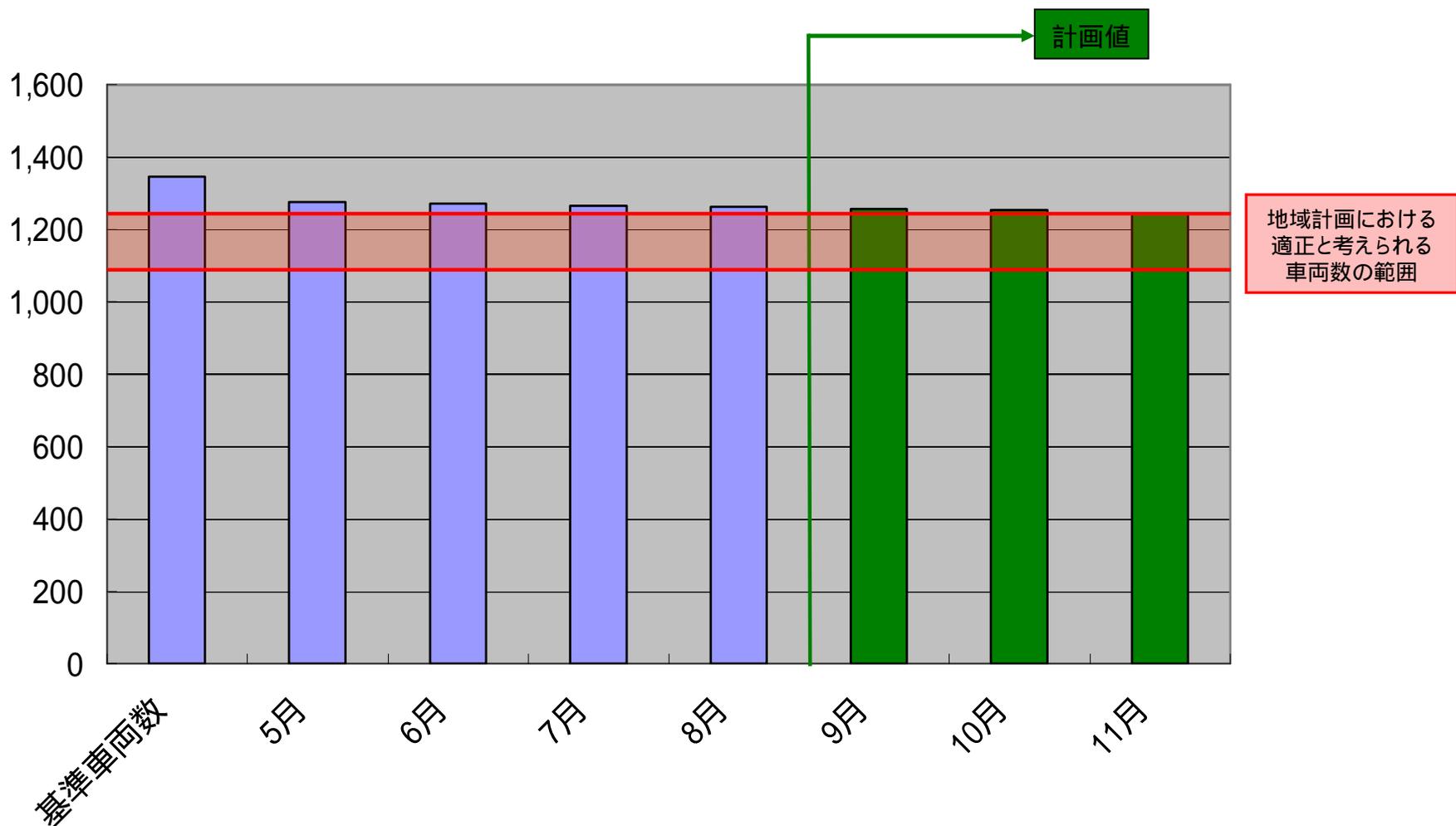
# 1. 事業再構築(減・休車)の認定状況、実施状況

## 北多摩交通圏



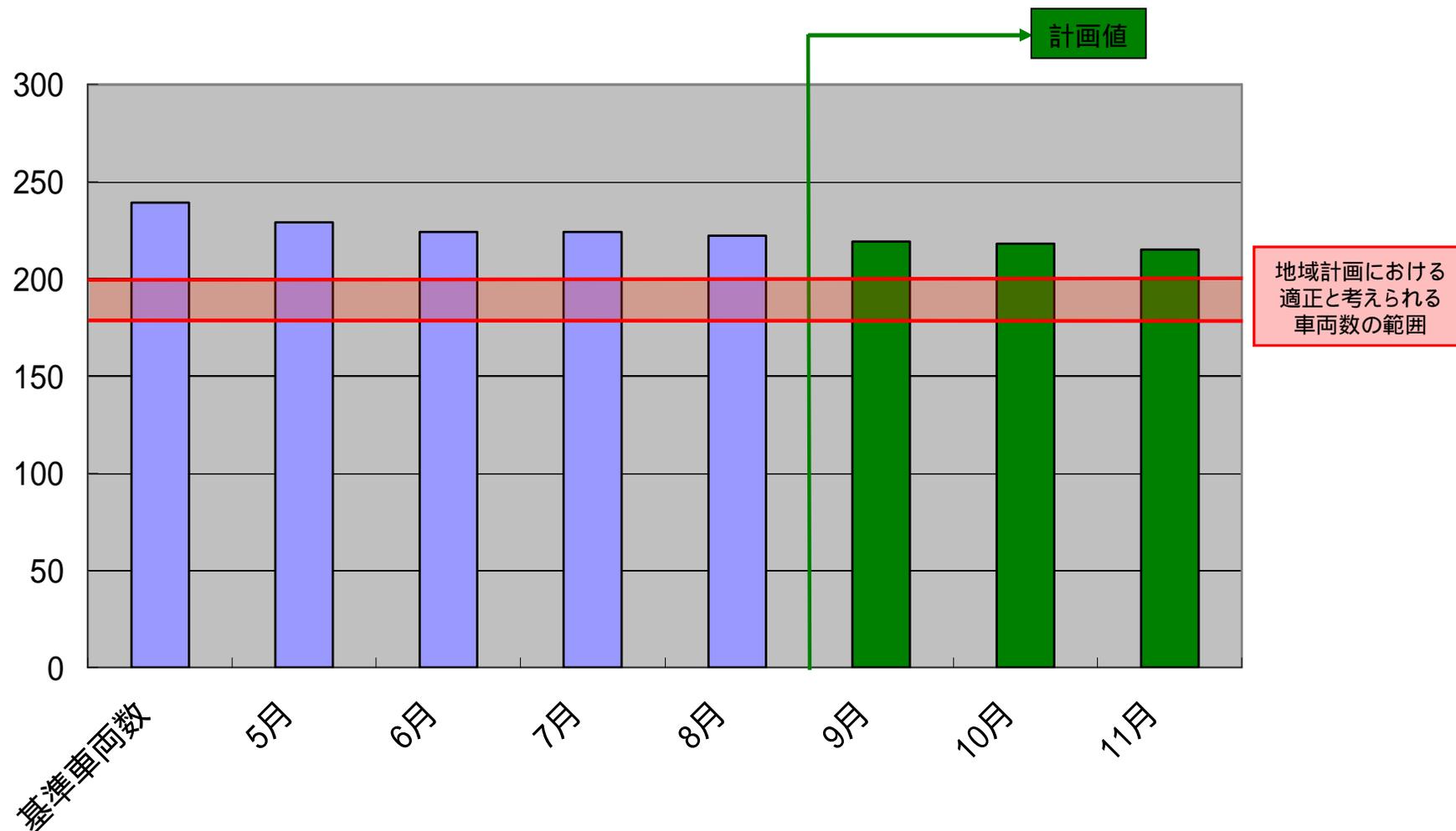
# 1. 事業再構築(減・休車)の認定状況、実施状況

## 南多摩交通圏



# 1. 事業再構築(減・休車)の認定状況、実施状況

## 西多摩交通圏

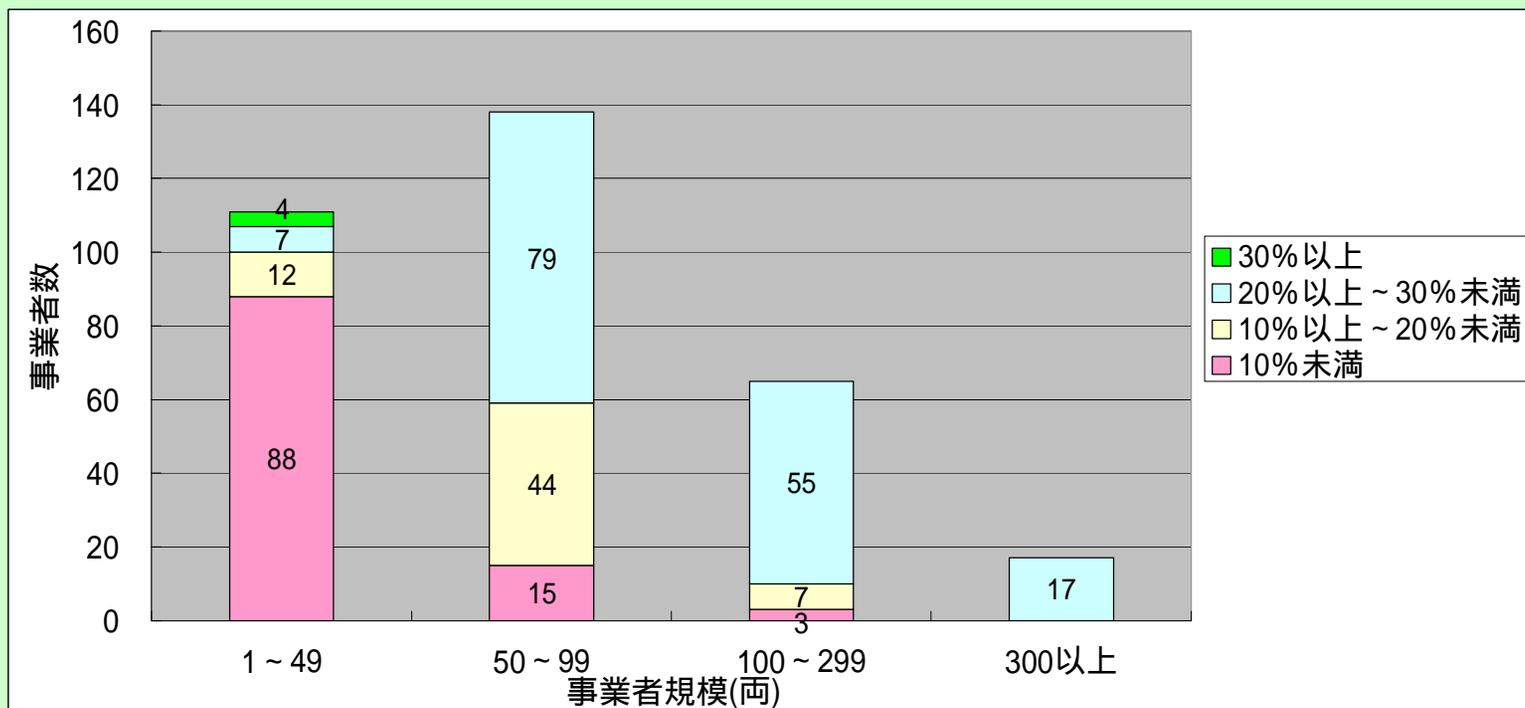


## 2. 事業規模別にみた特定事業計画認定申請状況

### 特別区・武三交通圏(最低車両数10両)

事業規模別に特定事業計画の認定状況を見ると、車両数1～49両の層では全体の8割近くが、基準車両数からの削減率で10%未満にとどまっている。50～99両、100～299両と事業規模が大きくなるにつれて削減率の高い事業者の割合が増加しており、300両以上では全ての事業者が20%以上の削減率となっている。

事業者規模	1～49両 (111)	50～99両 (138)	100～299両 (65)	300両以上 (17)
基準車両数からの削減率				
30%以上	4	0	0	0
20%以上～30%未満	7	79	55	17
10%以上～20%未満	12	44	7	0
10%未満	88	15	3	0



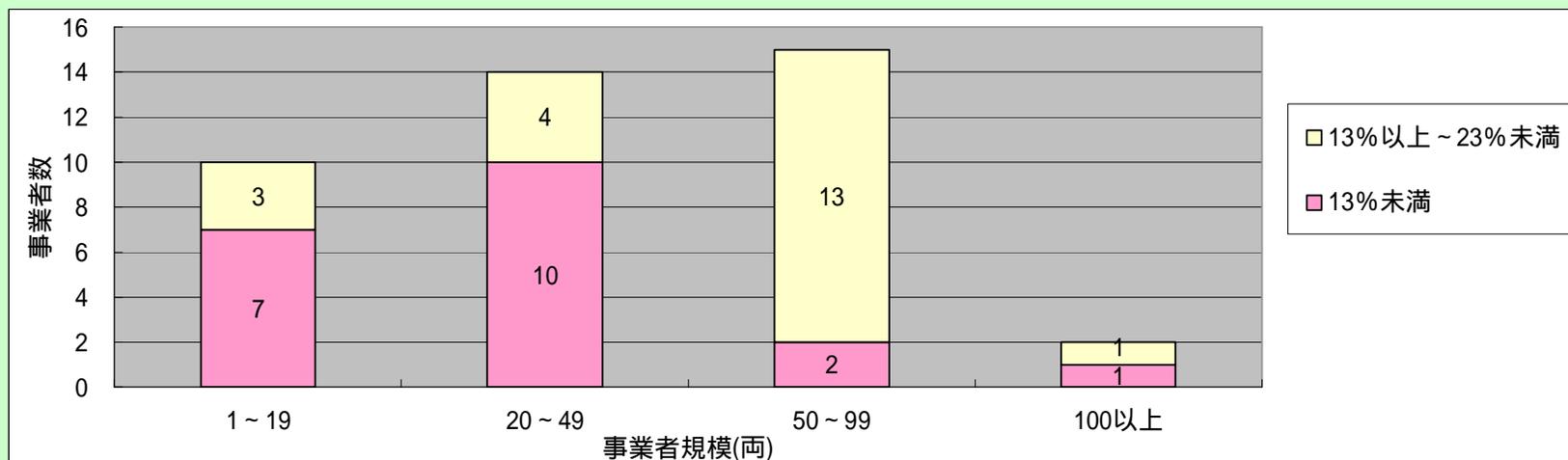
2以上の事業者による共同事業者再構築を行った者については、基準車両数等を合算し、1者として計上している。

## 2. 事業規模別にみた特定事業計画認定申請状況

### 北多摩交通圏(最低車両数5両)

事業規模別に特定事業計画の認定状況を見ると、車両数1～49両の層では全体の7割が、基準車両数からの削減率で13%未満にとどまっている。50～99両の層では全体の9割近くの事業者が13%以上23%未満の削減率となっている。

事業者規模	1～19両 (10)	20～49両 (14)	50～99両 (15)	100両以上 (2)
基準車両数からの削減率				
13%以上～23%以下	3	4	13	1
13%未満	7	10	2	1

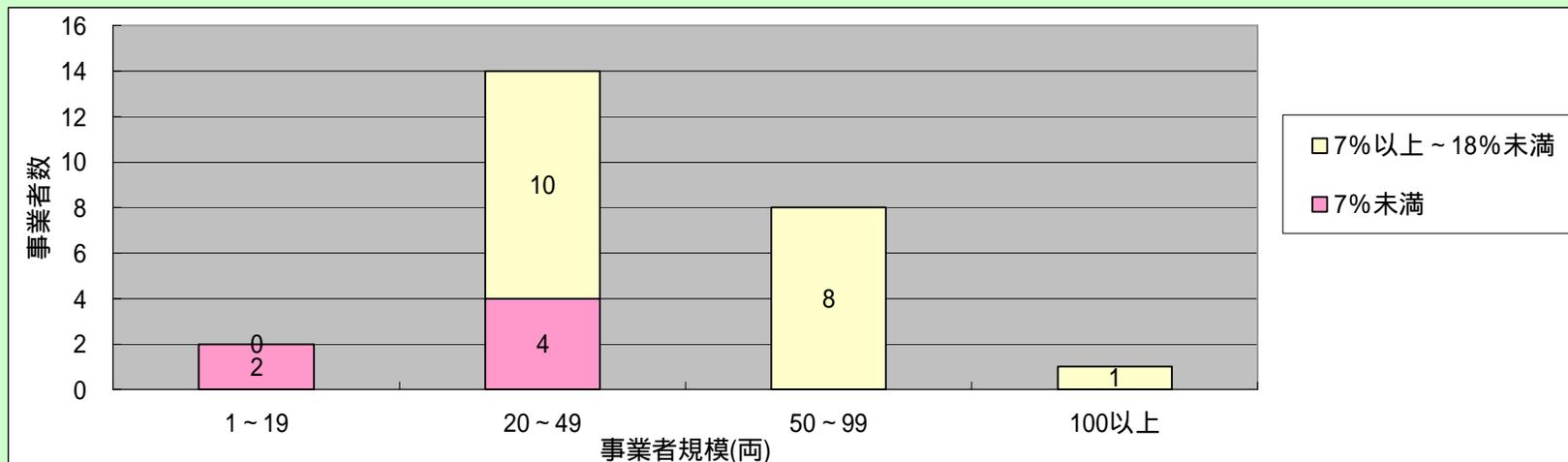


## 2. 事業規模別にみた特定事業計画認定申請状況

### 南多摩交通圏(最低車両数10両)

事業規模別に特定事業計画の認定状況を見ると、車両数1～19両の層では全ての事業者が、基準車両数からの削減率で7%未満にとどまっている。20～49両の層では全体の7割の事業者が7%以上18%未満の削減率となっており、50両以上では全ての事業者が7%以上18%未満の削減率となっている。

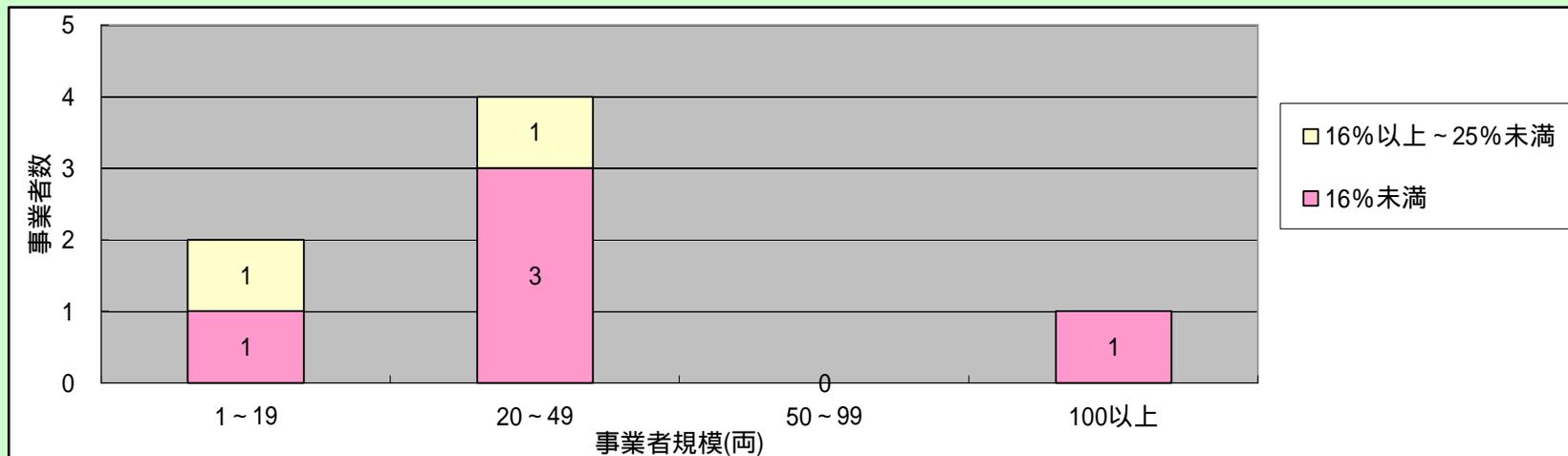
事業者規模	1～19両 (2)	20～49両 (14)	50～99両 (8)	100両以上 (1)
基準車両数からの削減率				
7%以上～18%未満	0	10	8	1
7%未満	2	4	0	0



## 2. 事業規模別に見た特定事業計画認定申請状況

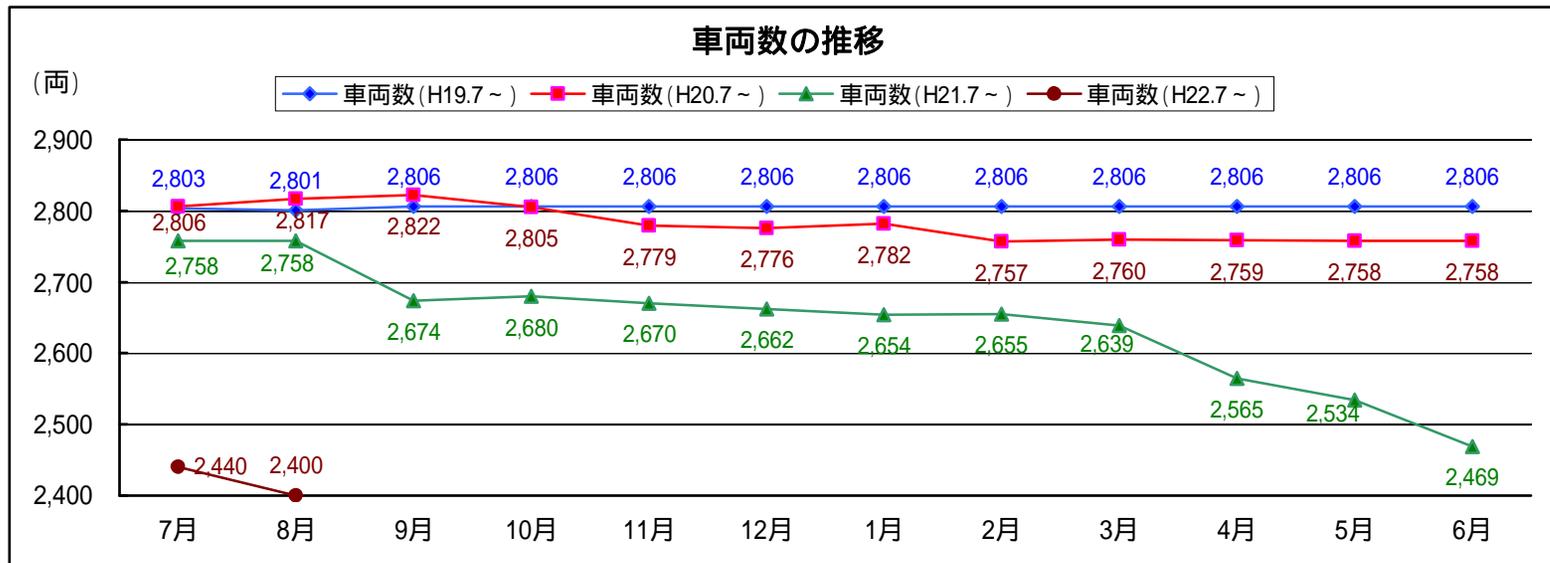
西多摩交通圏(最低車両数5両)

事業者規模	1～19両 (2)	20～49両 (4)	50～99両 (0)	100両以上 (1)
基準車両数からの削減率				
16%以上～25%未満	1	1	0	0
16%未満	1	3	0	1

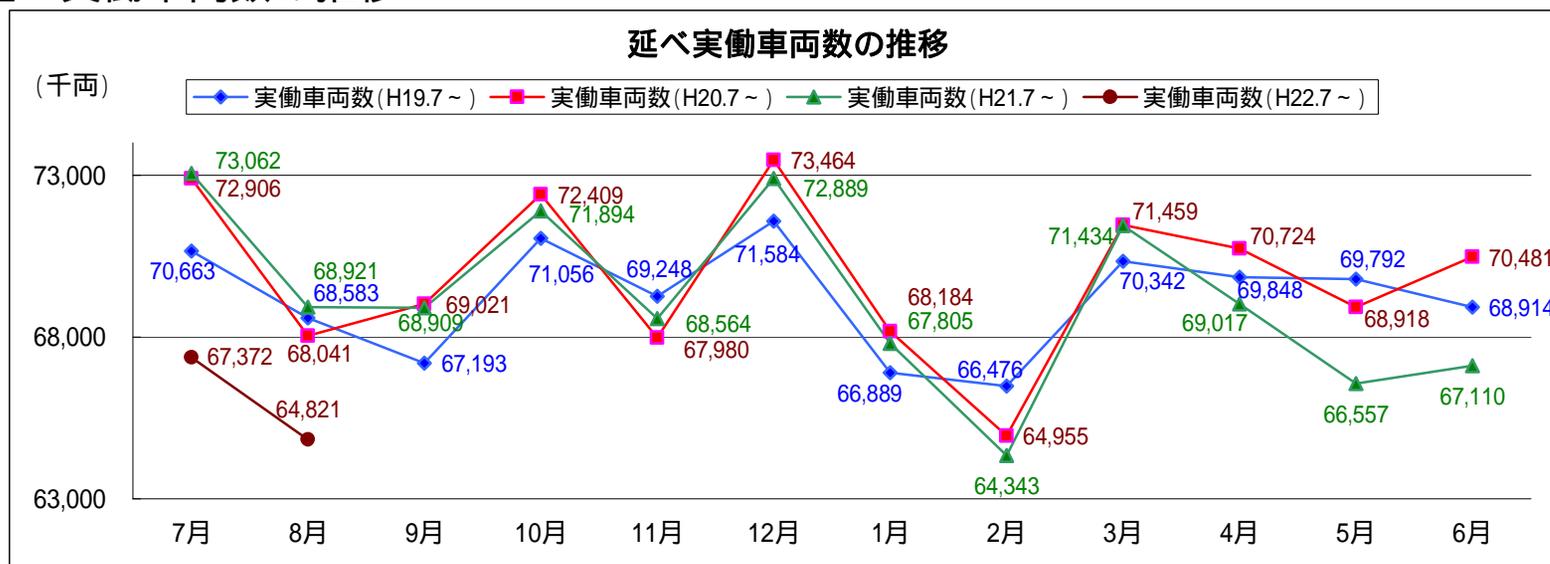


### 3. 各種指標の比較 (特別区・武三交通圏・原価計算対象事業者) 1 / 3

#### 車両数の推移

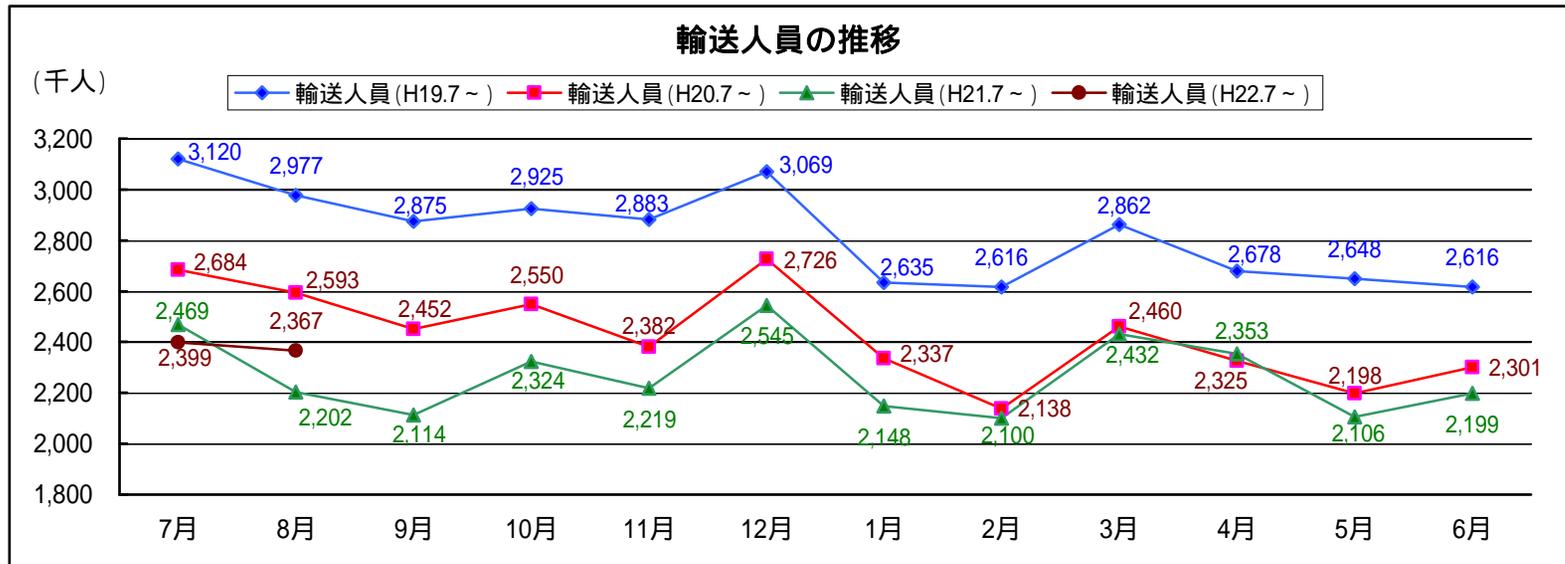


#### 延べ実働車両数の推移

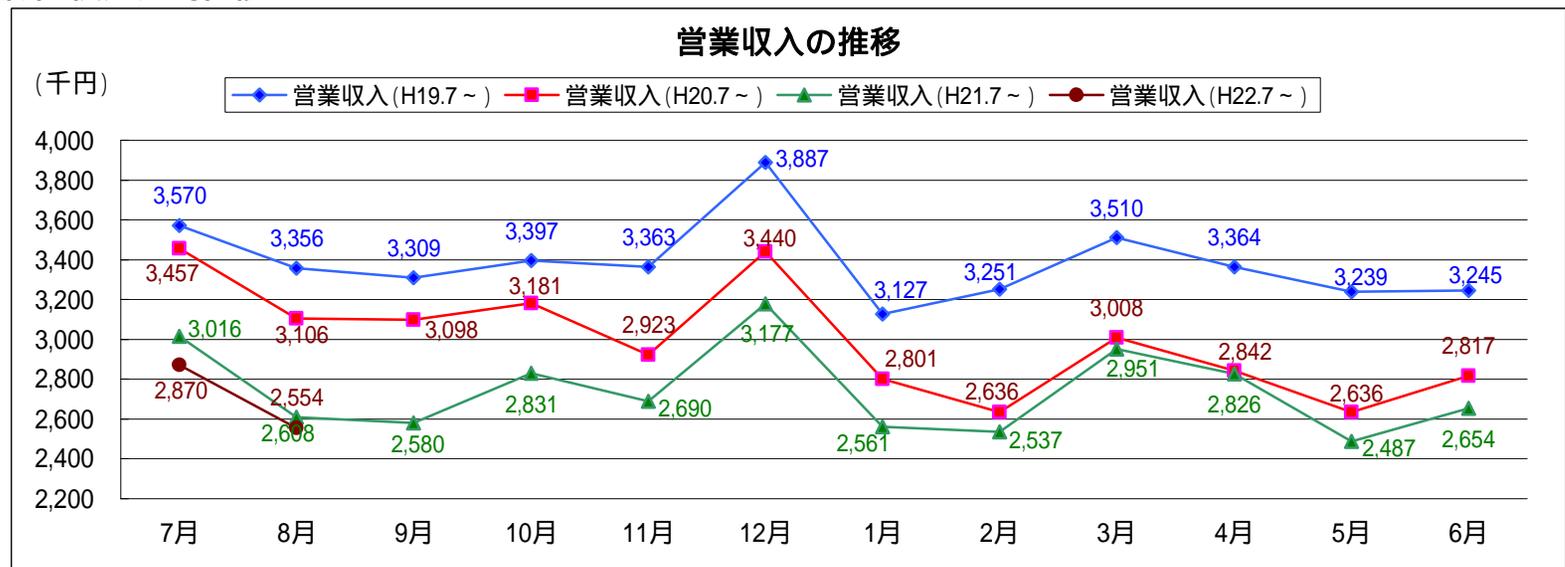


### 3. 各種指標の比較 (特別区・武三交通圏・原価計算対象事業者) 2 / 3

#### 輸送人員の推移

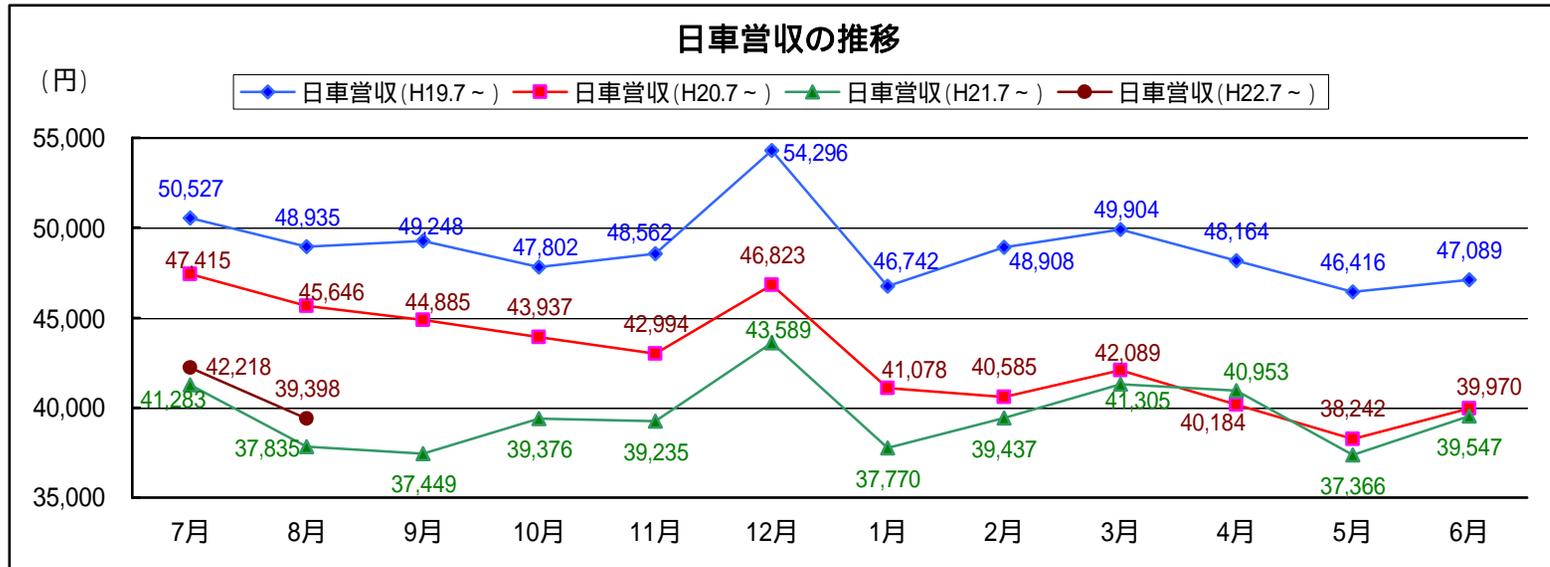


#### 営業収入の推移

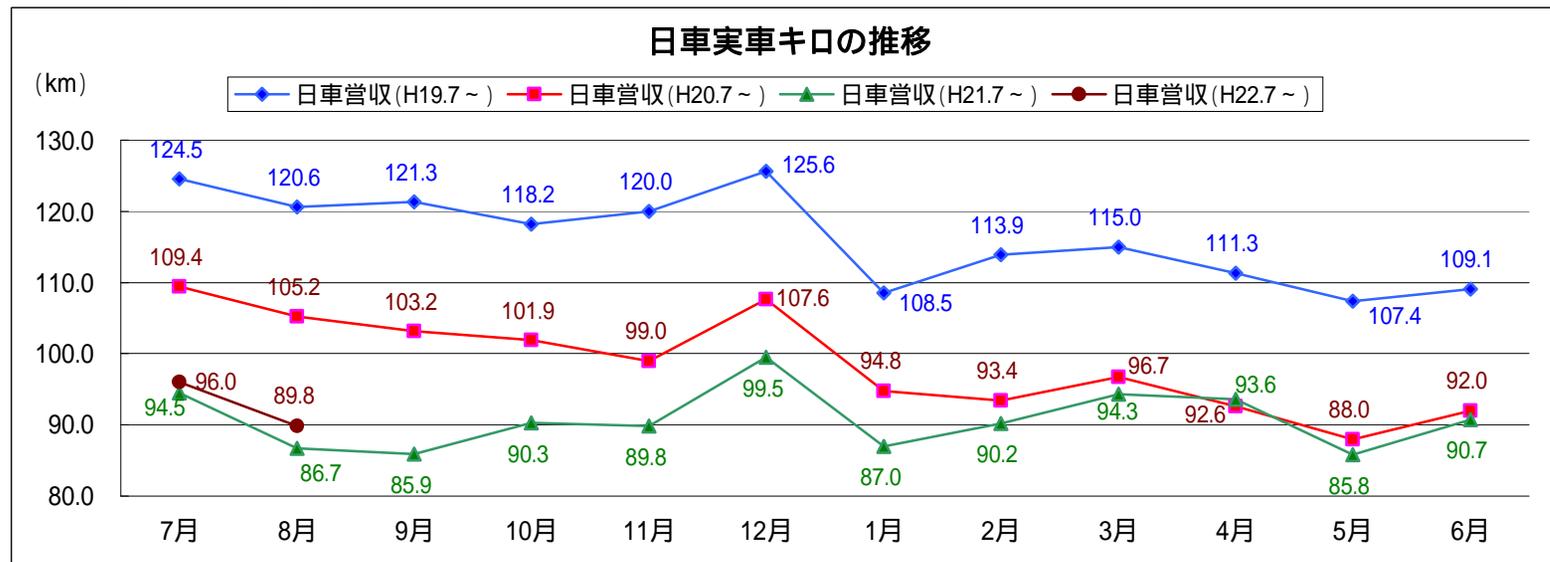


### 3. 各種指標の比較 (特別区・武三交通圏・原価計算対象事業者) 3 / 3

#### 日車営収の推移

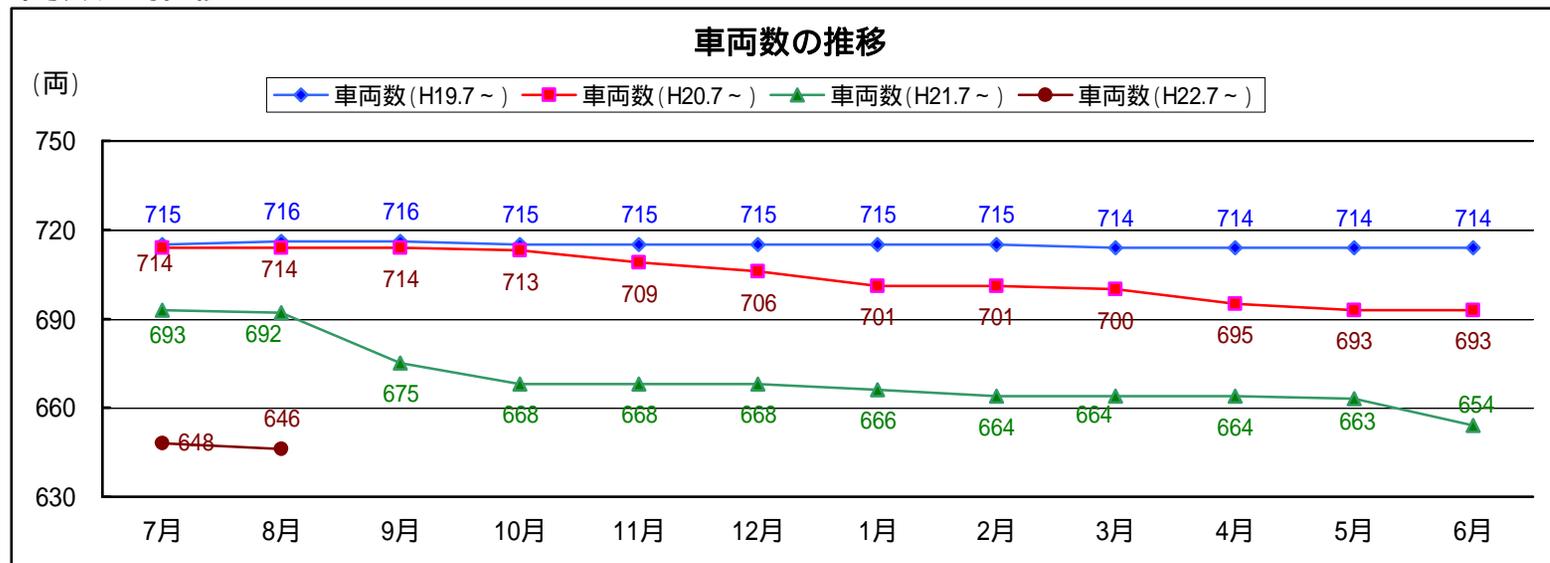


#### 日車実車キロの推移

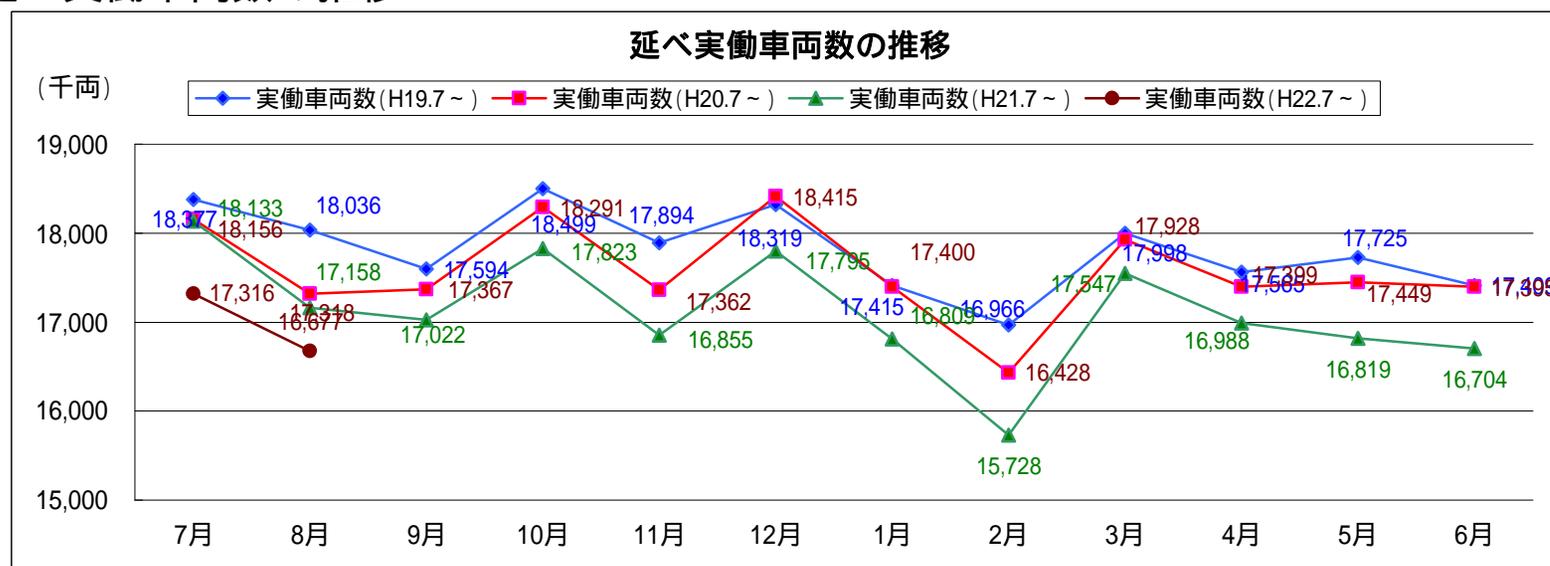


## 4. 各種指標の比較 (多摩地区・原価計算対象事業者) 1 / 3

### 車両数の推移

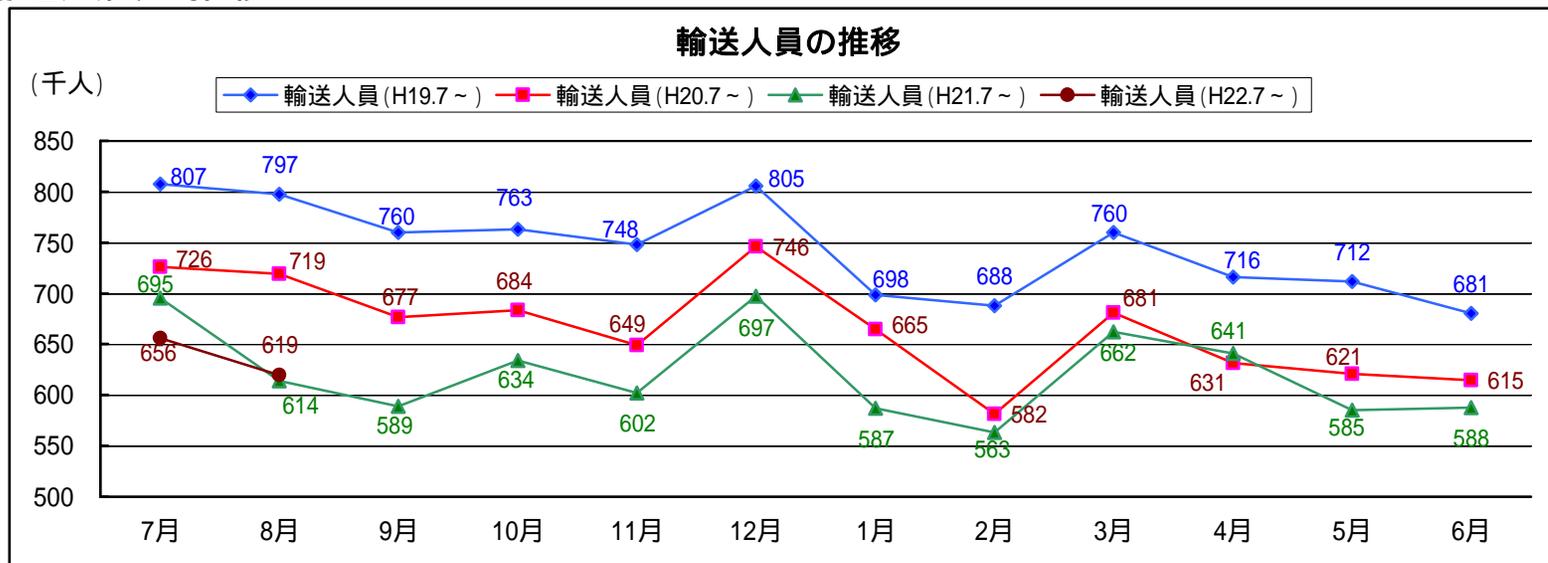


### 延べ実働車両数の推移

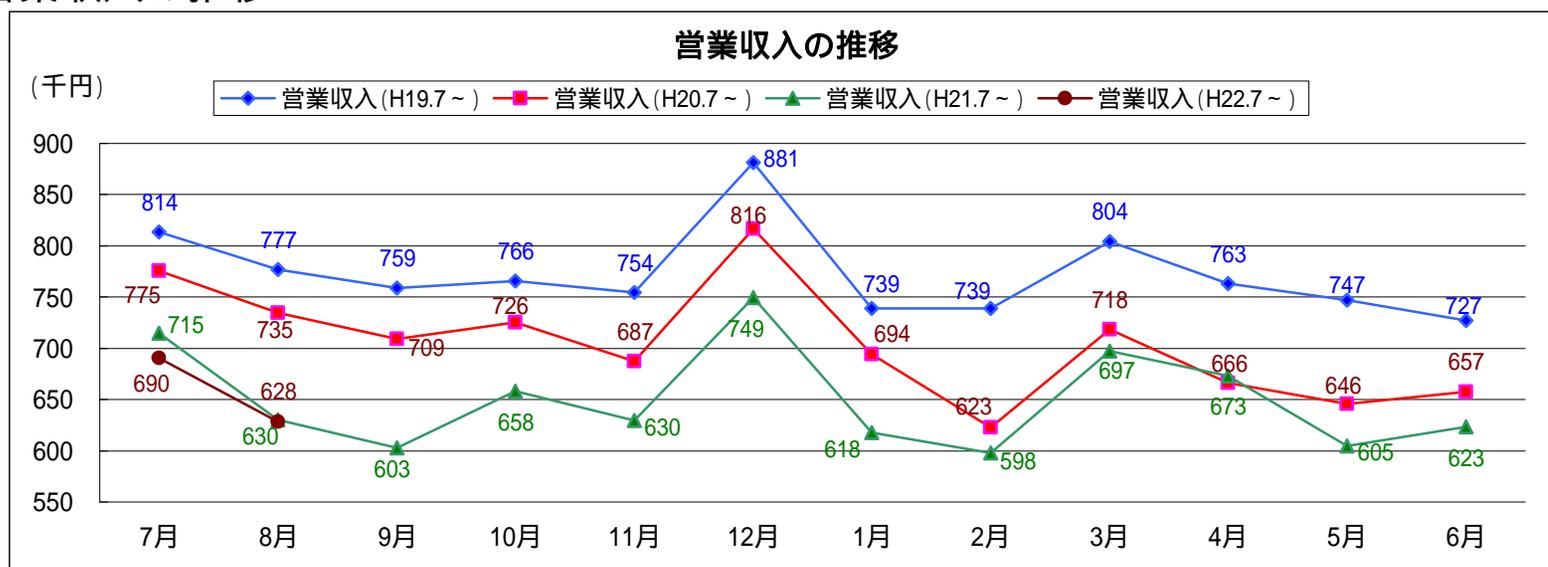


## 4. 各種指標の比較 (多摩地区・原価計算対象事業者) 2 / 3

### 輸送人員の推移

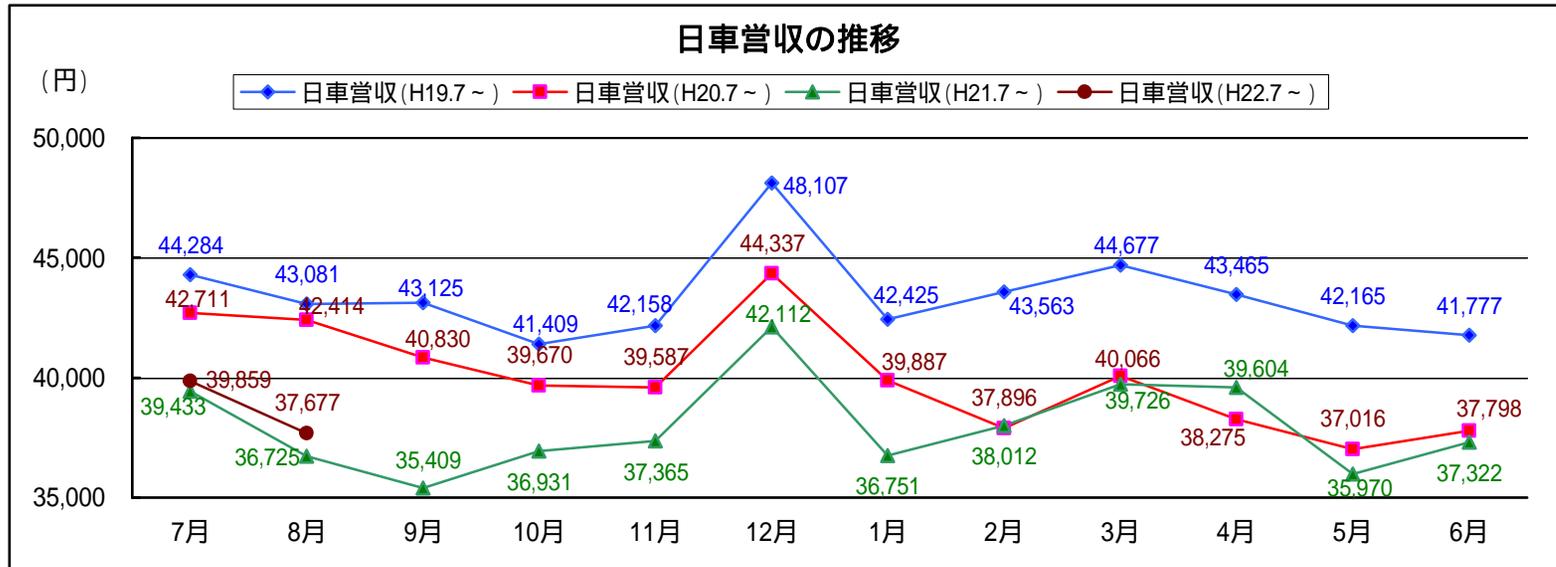


### 営業収入の推移

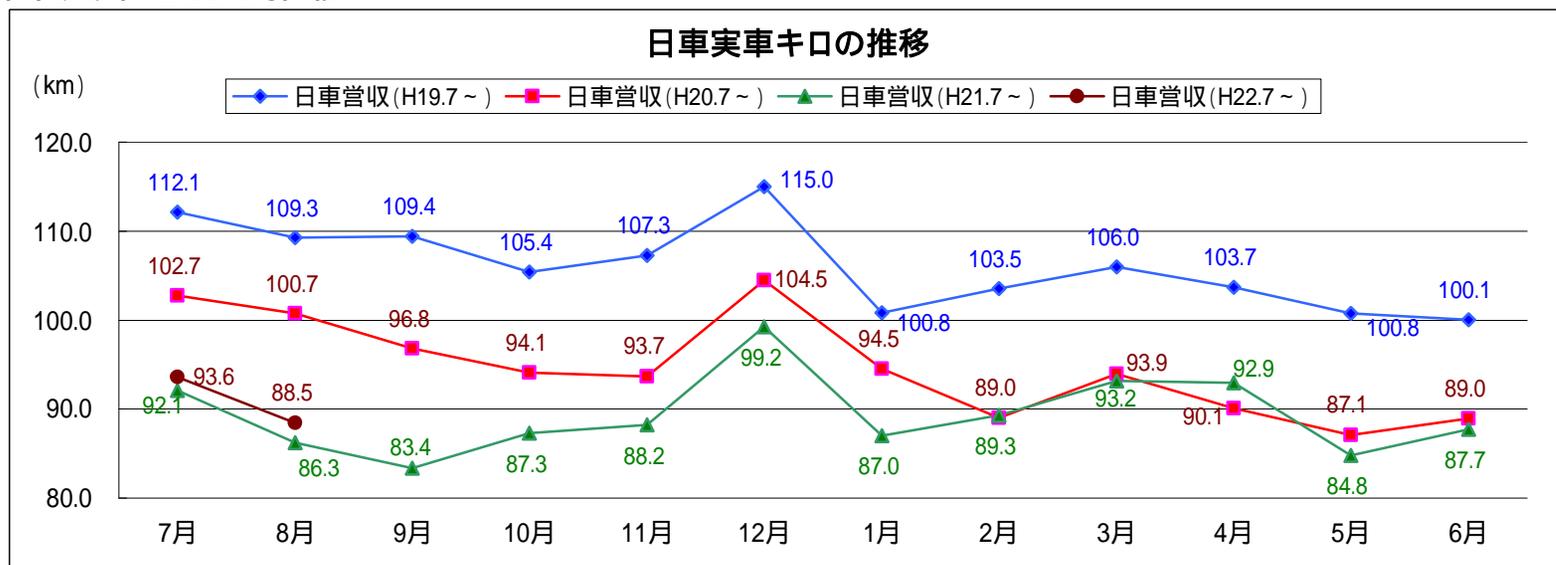


## 4. 各種指標の比較 (多摩地区・原価計算対象事業者) 3 / 3

### 日車営収の推移



### 日車実車キロの推移

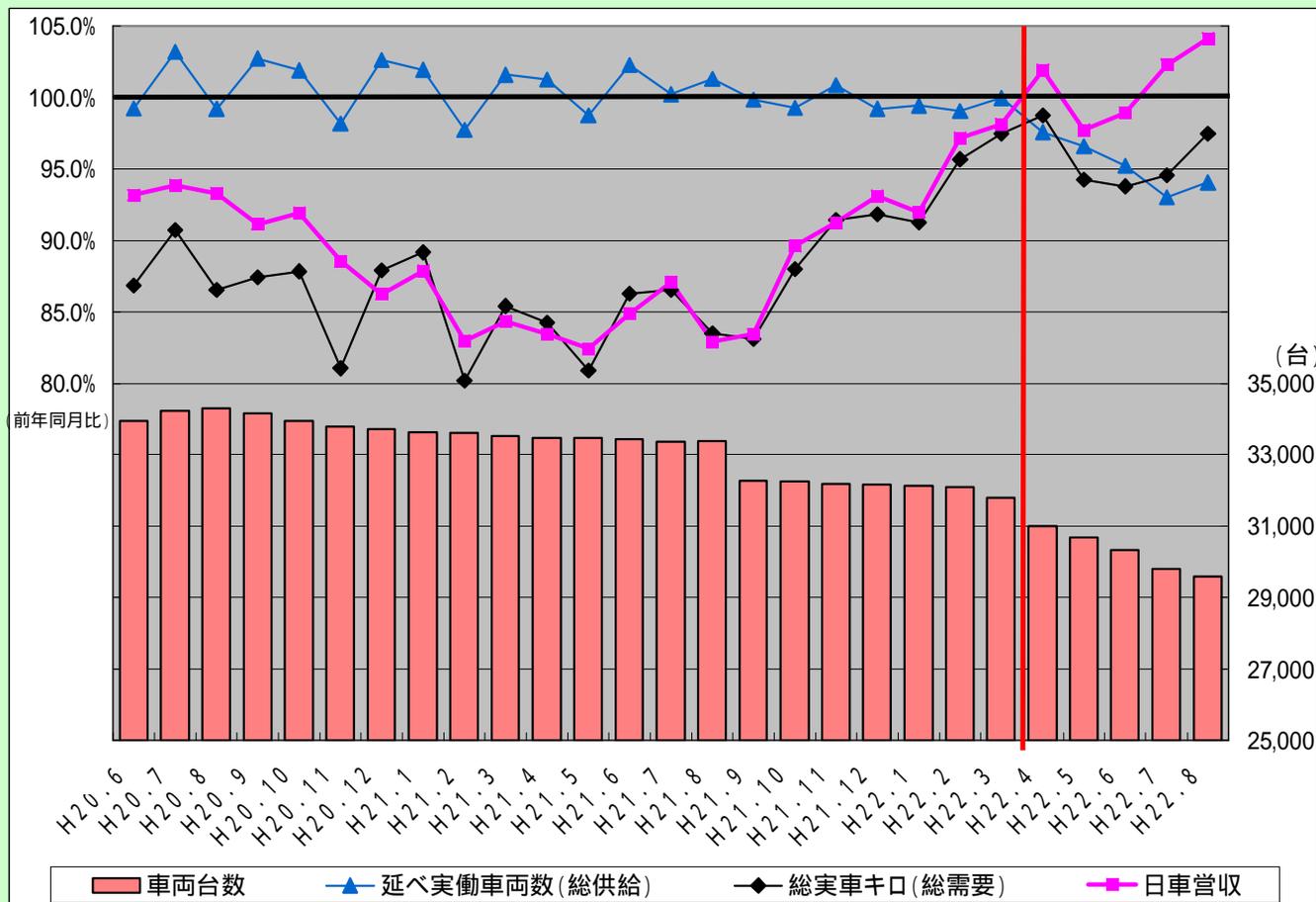


## 5. 車両台数と総需要量、総供給量、日車營收の推移 (原価計算対象事業者)

### 特別区・武三交通圏

特別区・武三地区においては、総需要量(総実車キ口)は低迷が続いており、直近でも水面下での推移となっている。供給側をみると、3月末の特定事業計画認定を受けて減・休車が進んでいることから、総供給量(延べ実働車両数)については着実に減少している。

一方、日車營收をみると、4月以降の5ヶ月のうち3度、前年同月比でプラスに転じており、供給量の削減が日車營收を下支えしているとみられる。



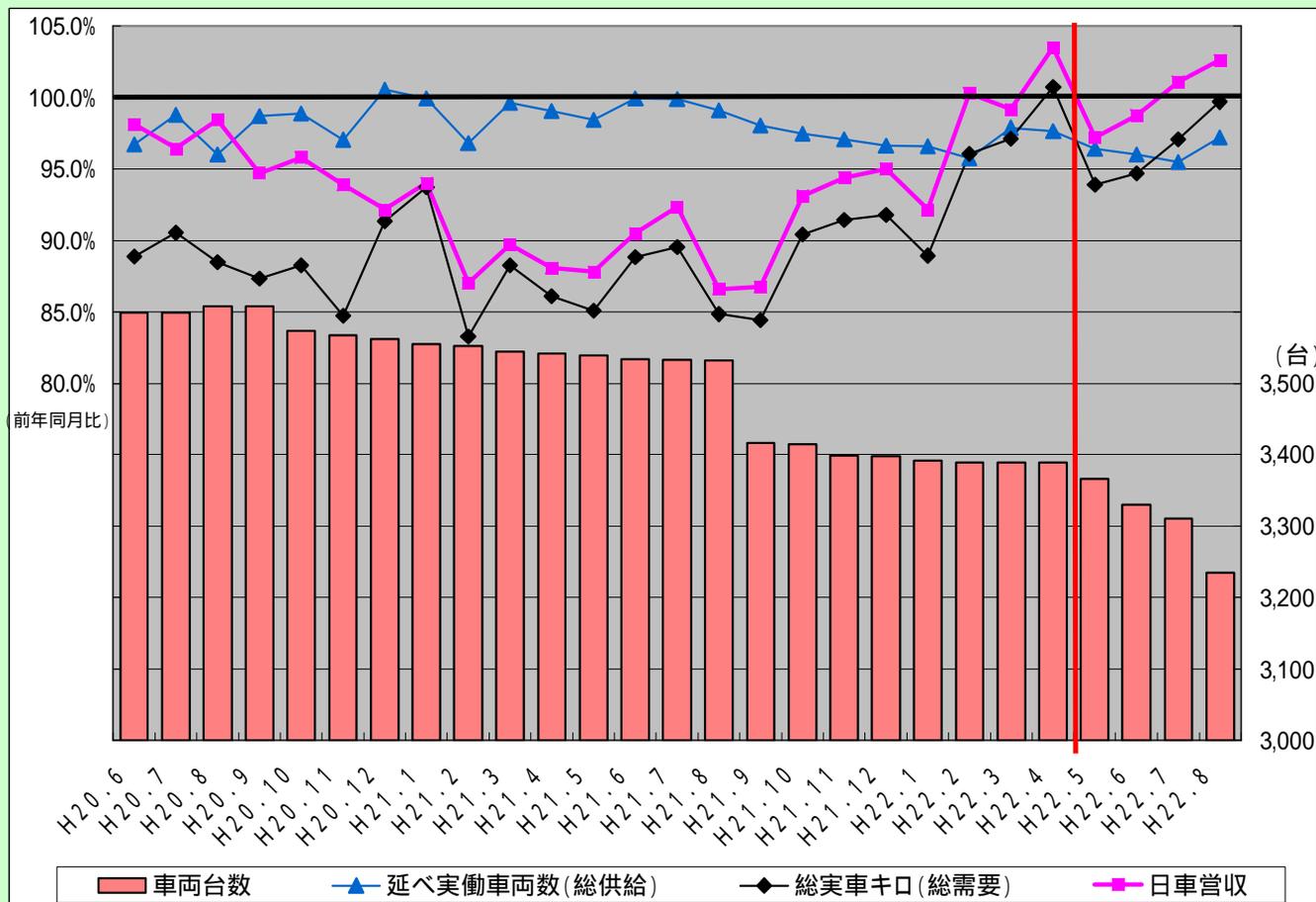
赤線は特定事業計画認定日

## 5. 車両台数と総需要量、総供給量、日車営収の推移 (原価計算対象事業者)

### 多摩地区

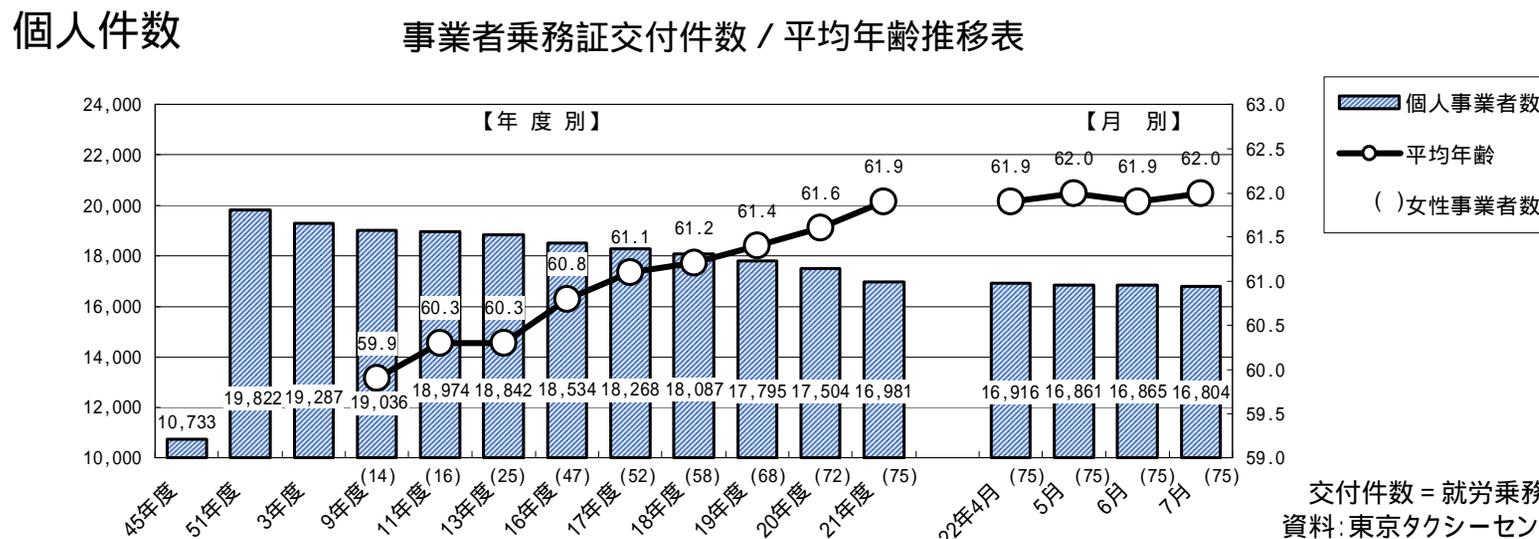
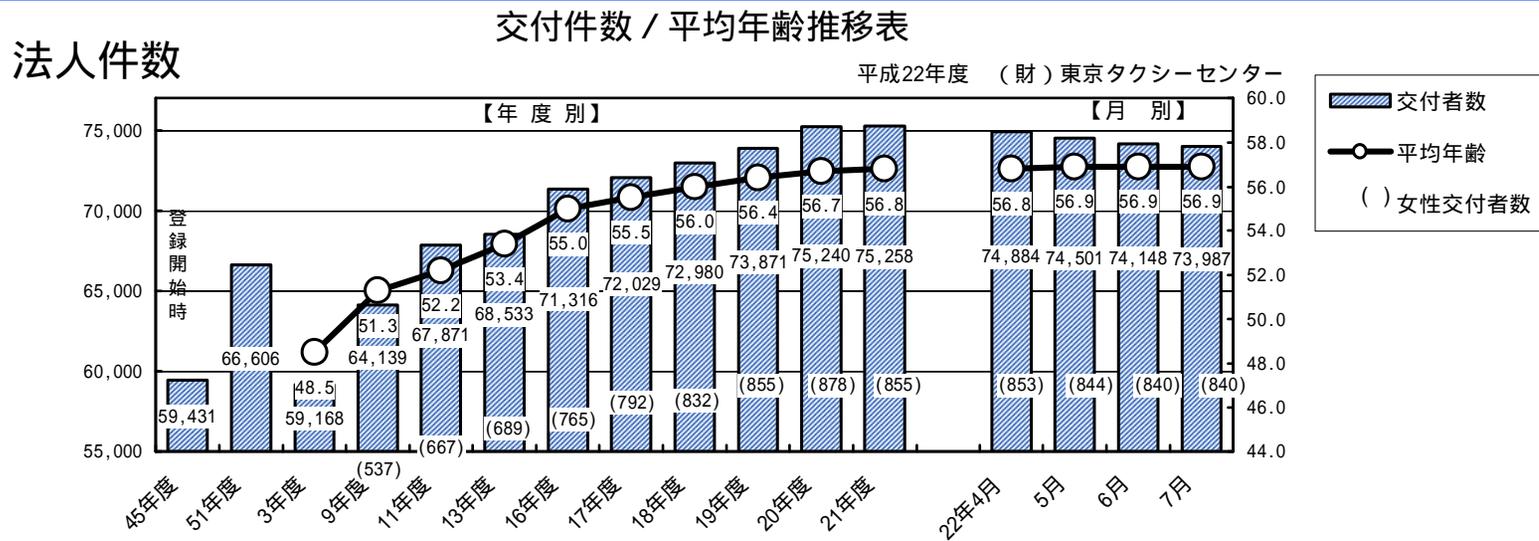
多摩地区においては、総需要量(総実車キロ)は低迷が続いており、直近でもほぼ水面下での推移となっている。供給側をみると、5月中旬の特定事業計画認定を受けて減・休車が進んでいることから、総供給量(延べ実働車両数)については着実に減少している。

一方、日車営収をみると、7月以降、前年同月比でプラスに転じており、供給量の削減が日車営収を下支えしているとみられる。



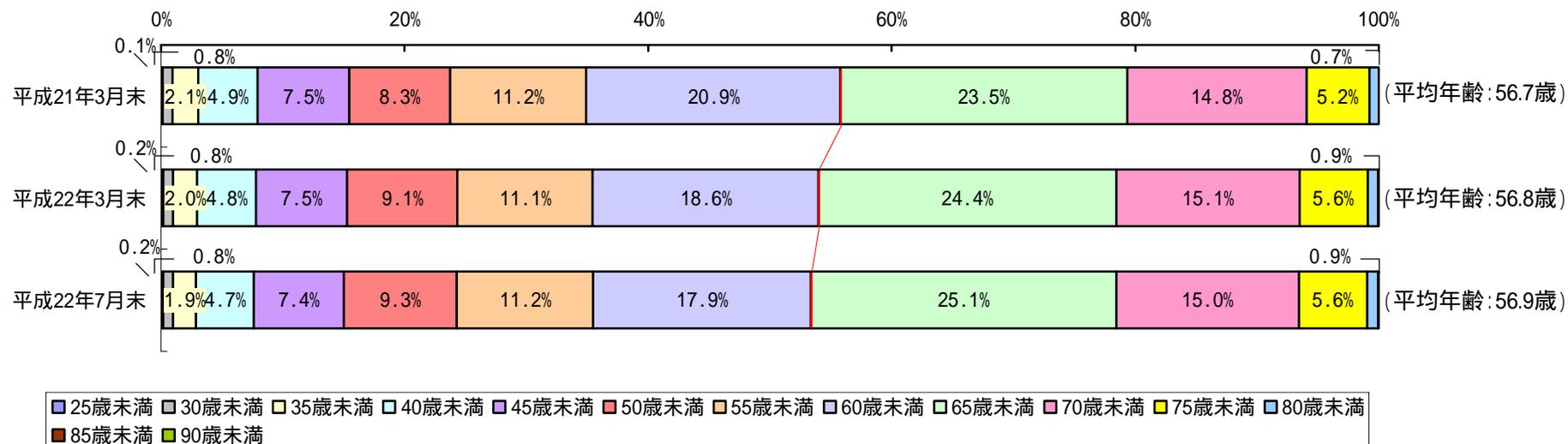
赤線は特定事業計画認定日

# 6. タクシー運転者証及び事業者乗務証の交付件数の推移 (特別区・武三交通圏)



## 7. 法人タクシー運転者の年齢構成の推移

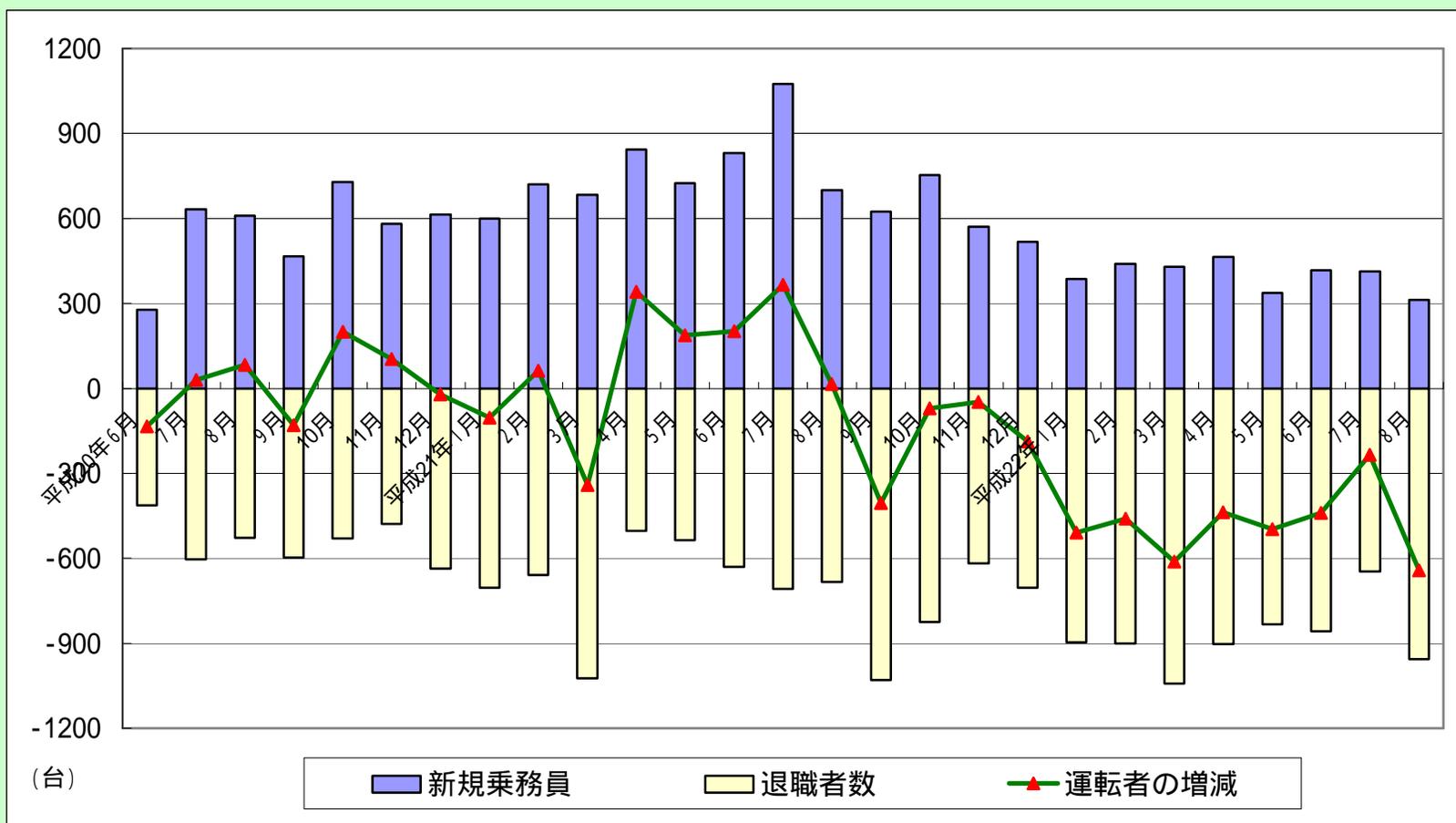
法人タクシー運転者の年齢構成の推移を、平成21年3月末、平成22年3月末、平成22年7月末の3時点で比較すると、60歳以上の運転者の比率が増加傾向にある。



資料:東京タクシーセンター調べ

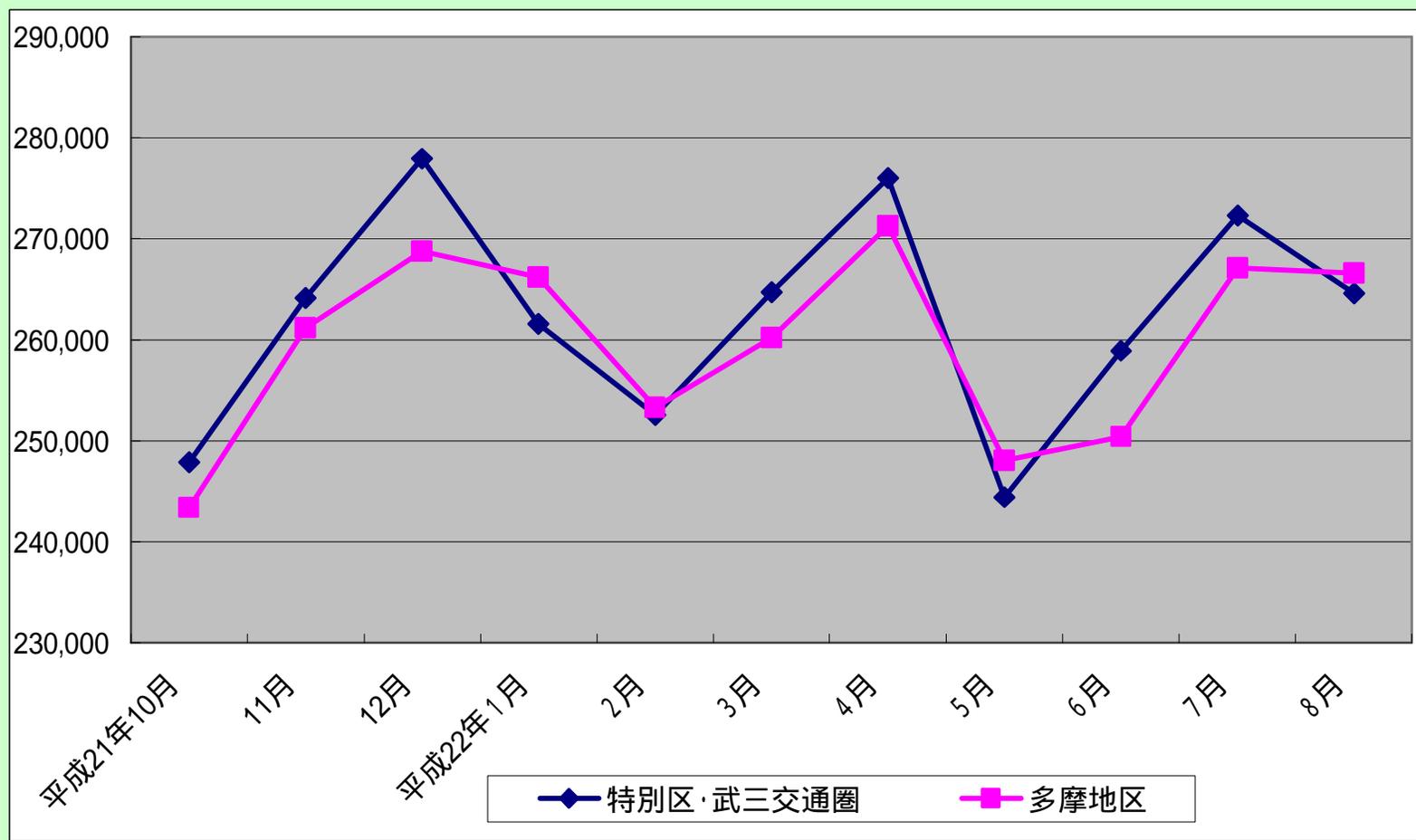
## 8. タクシー運転者の最近の状況(新規・退職) (特別区・武三交通圏)

タクシー運転者の最近の状況をみると、月別の退職者数は増加傾向にある。一方、新規乗務員数は平成21年9月頃を境に減少傾向にある。これを反映して、運転者数全体としては平成21年9月に減少に転じて以降は一貫して減少基調による推移となっている。



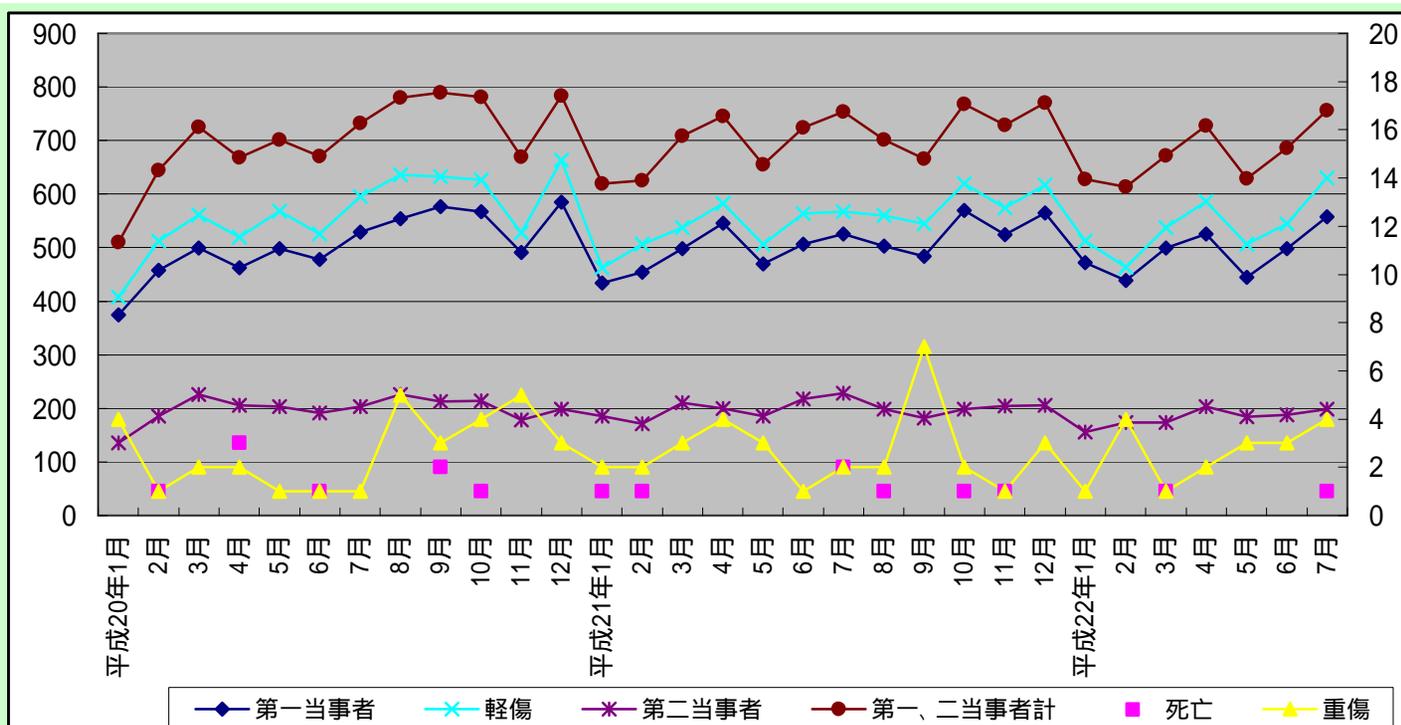
## 9. タクシー運転者の平均賃金（原価計算対象事業者平均）の推移

タクシー運転者の平均賃金の推移をみると、特別区・武三交通圏、多摩地区ともに同様の傾向を示している。ただし、平成21年度の東京都全産業男性労働者の平均年収（約661万円）と比較すると、依然として大きな開きがある。



## 10. 事故件数の推移

タクシーが当事者となった事故の推移をみると、直近1年(平成21年8月～平成22年7月)計の対前年比では、いずれの値で比較しても減少傾向を示している。



当事者別	事故区分	平成20年8月 ～21年7月	平成21年8月 ～22年7月	増減率
第一当事者	発生件数	6,209	6,081	-2.1%
	死亡(人)	7	5	-28.6%
	重傷(人)	37	33	-10.8%
	軽傷(人)	6,813	6,694	-1.7%
第二当事者	発生件数	2,428	2,266	-6.7%
一・二当計	発生件数	8,637	8,347	-3.4%

資料:警視庁

・タクシー事業活性化に向けた  
取り組み状況

# 1. 羽田空港国際化への対応

東京国際空港(羽田空港)は、平成22年10月21日より新たなD滑走路及び新国際線地区(旅客ターミナルビル等)が供用開始されるとともに、10月31日より「24時間国際拠点空港化」に向けた第一歩として国際定期便が就航する予定となっている。

これに伴い、タクシーによるアクセスの利便性向上に向けて以下のような方向性が打ち出されている。

## 国際線の利用者のニーズを踏まえた交通アクセスの利便性・快適性の向上

### 外国人旅客向けの優良なサービスの提供

新国際線地区タクシー乗り場については、挨拶、ドアサービス及びトランクサービスの励行等の接遇並びにタクシー業界(法人・個人)とタクシーセンターが共同で作成する「指差し外国語シート」の活用方法についての運転者講習を受講し、一定のホスピタリティのレベル保有者である旨の表示(車体ステッカー)をした運転者・車両のみを乗り入れ可能とする。



【車体ステッカー】



【指差し外国語シート】

# 1. 羽田空港国際化への対応

## 接客不良、忘れ物等の防止

事業者名及び車両番号が記載された「TAXI・CARD(タクシーカード)」(英語表記)を車内に備え付け、乗車時又は降車時に確実に手渡しすることを検討中。(領収書に同様の内容を併記し、支払い後に手渡しすることに代えることも可能とする。)

## 分かりやすいタクシー運賃・料金の導入

東京都及び神奈川県京浜交通圏のタクシー事業者において、羽田空港と各地区間相互の定額制運賃の導入について検討中。

## 大きな手荷物を持った旅客及びグループ客(6～9人)への対応

新国際線地区タクシー乗り場においては、ワゴンタクシー、ジャンボタクシーの供給量を確保するとともに、旅客が乗り場ポーターに希望車両(ワゴンタクシー、ジャンボタクシー)を要請した場合には、可能な限り旅客の要請により指定された車両を配車する。

## 深夜早朝時間帯の航空機の発着に対応した交通アクセス手段の確保

空港内タクシー乗り場、タクシープールの24時間化を円滑に進めるため、供用開始後当面の間は、乗り場指導員及びポーターは24時間体制により指導・誘導を実施する(その後は、利用状況等を勘案し、恒常的な対応を検討)。

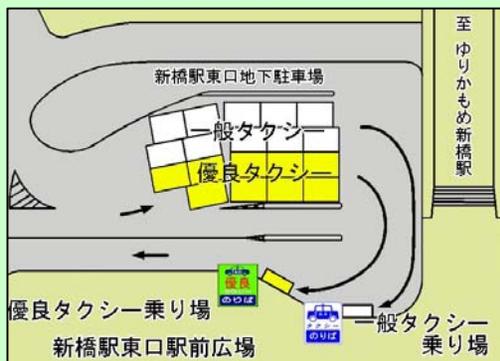
### 参考

上記の対策等は、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年法律第64号)に基づき「東京都特別区・武三交通圏タクシー特定地域協議会」が策定した「地域計画」においても目標・特定事業等に位置づけられている。

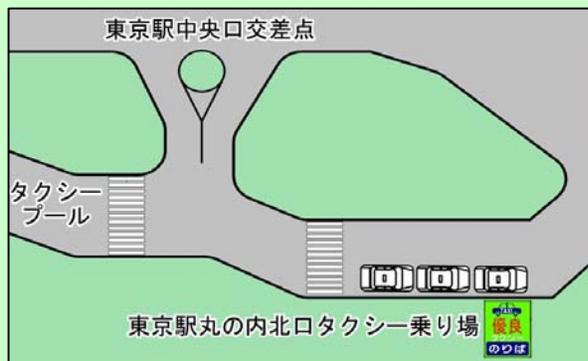
## 2. 優良タクシー乗り場の設置・運営

### 優良タクシー乗り場の概要

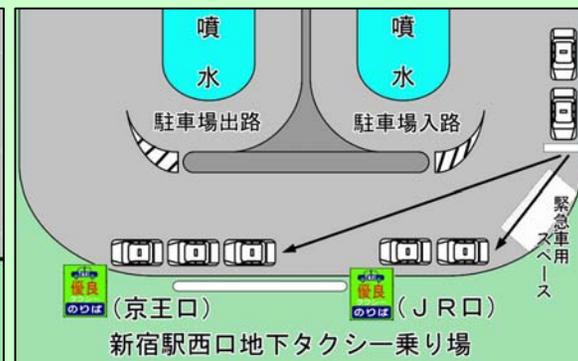
JR新橋駅東口駅前タクシー乗り場	平成20年 3月 6日運用開始
JR東京駅丸の内北口前タクシー乗り場	平成21年 8月 5日運用開始
JR新宿駅西口地下タクシー乗り場	平成21年 8月 5日運用開始
銀座乗禁地区内第4号タクシー乗り場	平成21年11月30日運用開始
銀座乗禁地区内第11号タクシー乗り場	平成21年11月30日運用開始



【JR新橋駅東口駅前タクシー乗り場】



【JR東京駅丸の内北口前タクシー乗り場】



【JR新宿駅西口地下タクシー乗り場】

### 【参考】優良タクシー乗り場への入構可能車両の状況

	事業者ランク制承認者	優良運転者表彰	マスター(みつ星)
平成20年1月末	-	(法人)3552者 (個人)1162者	4060者
平成22年8月末	38903者	(法人)4716者 (個人)1243者	4769者

個人タクシー事業者のマスター及び優良運転者表彰が重複している者はマスター(みつ星)に計上

#### 【事業者ランク制度】

(財)東京タクシーセンターの取り扱う指導事案及び苦情事案に加えて、利用者の求める情報として接客サービスに関する情報や安全に関する情報を評価対象項目とし、これらを「法令遵守面」「旅客接遇面」「安全管理面」の3面から法人事業者を評価するものです。



#### 【優良運転者表彰】

(財)東京タクシーセンターの優良運転者表彰は、東京指定地域内(特別区、武蔵野市、三鷹市)のタクシー運転者で、道路運送法等に違反がなく接客態度良好で他の模範となる運転者を表彰するものです。



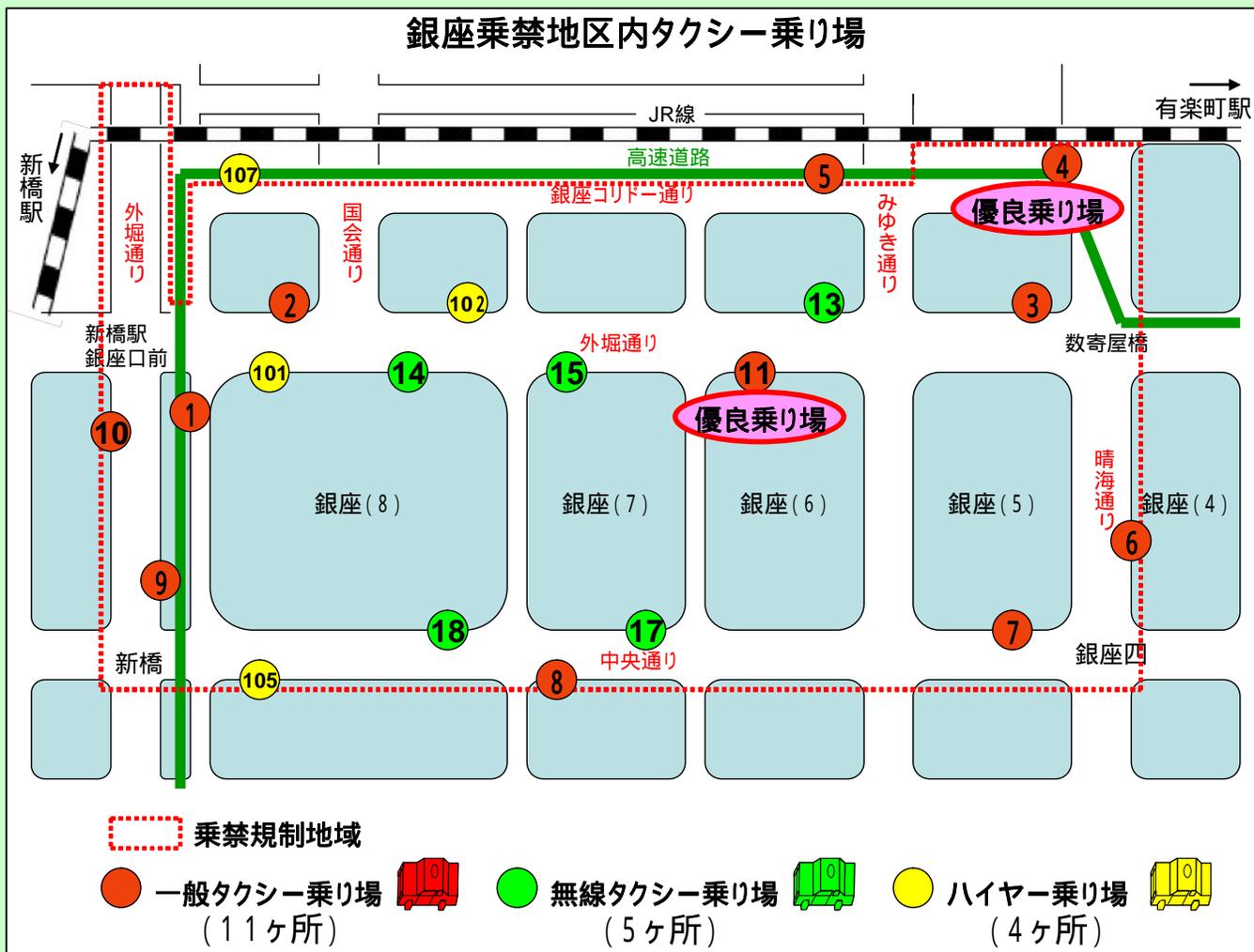
#### 【マスター(みつ星)】

道路交通法等に違反がなく、高品位のサービスを提供する個人タクシーの最高ブランドとして、有識者により構成されたマスター認定委員会が認定した個人タクシーです。



## 2. 優良タクシー乗り場の設置・運営

平成21年11月30日に銀座乗車禁止地区内のタクシー乗り場が見直されたことに伴い、4号乗り場、11号乗り場を新たに「優良タクシー乗り場」として設置・運用することとなった。



注) 銀座乗車禁止地区の優良タクシー乗り場は規制時間帯(土曜・日曜・祝日以外の午後10時から翌日1時)の運用。



【乗り場標識】

### 3. ハイブリッド車・EV車等低公害車の導入促進

国	補助	トラック・バス・ タクシー事業者等	補助	地方公共団体等	
補助対象		補助率			
新車の導入		車両本体価格 の1/4 又は 通常車両価格 との差額の 1/2			
CNGトラック・バス					
ハイブリッドトラック・バス					
電気自動車					
ハイブリッドタクシー					
使用過程車のCNG車への改造		改造費の1/3			

【制度の概要】

大気汚染問題や地球温暖化問題の改善等を図るため、国土交通省は、バス・タクシー・トラック事業者等によるハイブリッド車や電気自動車等、低公害車の導入に対する補助を平成14年度から開始しており、平成21年度までに、バス：約1,100台、タクシー：約5,800台、トラック：約25,200台に対する補助を行い、低公害車等の導入・普及に貢献してきた。

平成22年度についても「低公害車普及促進対策費補助金」の交付を実施する予定である。

	ハイブリッド車		電気自動車	
	件数	台数	件数	台数
東京	149件	157台	24件	55台
その他	44件	51台	37件	68台
合計	193件	208台	61件	123台

【平成22年度低公害車普及促進等対策費補助金内定状況】

## 4. ドライブレコーダー、デジタルタコグラフの導入状況

ドライブレコーダーは特別区・武三交通圏においては既に約85%、多摩地区においても約77%の装着率となっている。

一方、デジタルタコグラフについては、ドライブレコーダーよりいくぶん低いものの、特別区・武三交通圏においては既に約78%、多摩地区においても約68%の装着率となっている。

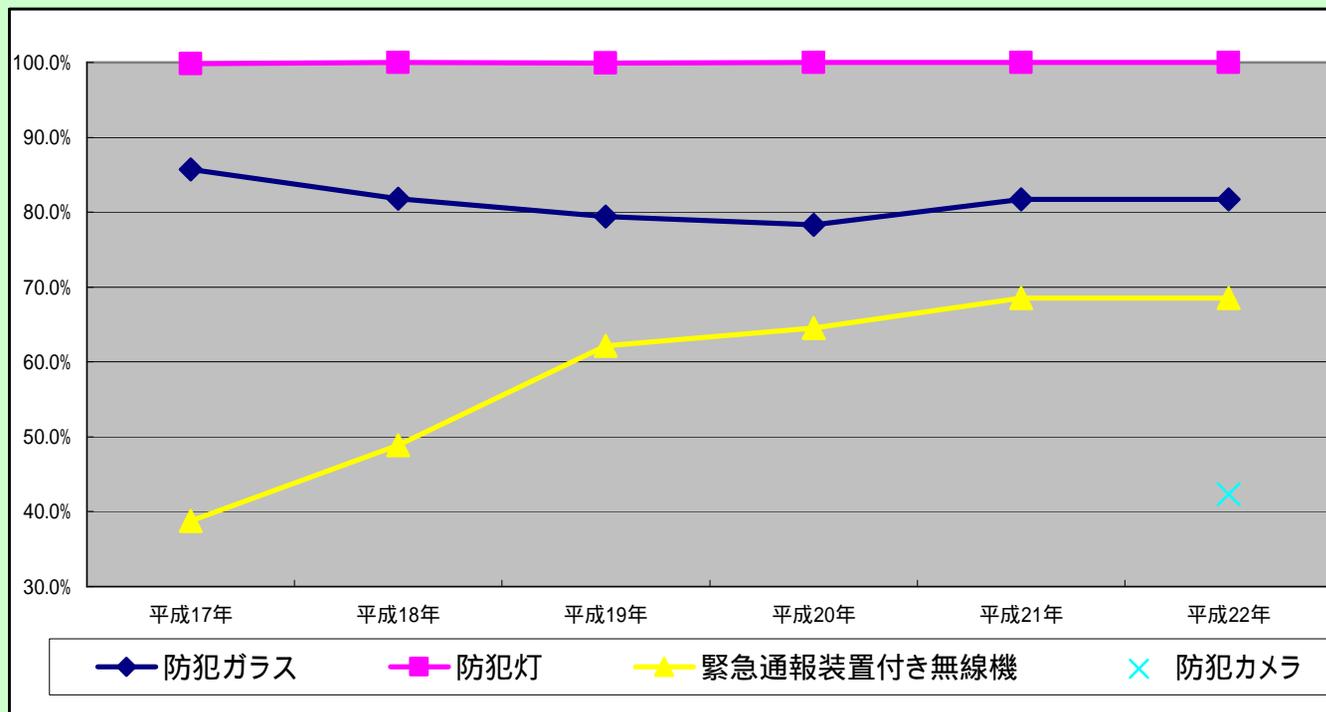
地区別 / 種別	ドライブレコーダー (車外専用)	ドライブレコーダー (車内外一体式)	計	装着率	デジタルタコグラフ	装着率
特別区・武三交通圏	20,361	4,517	24,878	85.38%	22,839	78.38%
多摩地区	2,205	399	2,604	77.20%	2,295	68.04%
計	22,566	4,916	27,482	84.32%	25,134	77.12%

- 注) 1. 本調査は、平成22年4月1日現在の協会会員事業者398社が保有するタクシー車両を基に集計したデータである。  
2. 装着率(%)の数値は、各地区別の合計車両数を基礎として算出したものである。

## 5. 防犯資器材の設置状況

(単位:台)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
総車両数	32,973	31,225	34,596	34,950	33,113	33,113
防犯ガラス	28,258	25,553	27,479	27,366	27,048	27,048
防犯灯	32,915	31,216	34,577	34,942	33,105	33,105
緊急通報装置付き無線機	12,785	15,263	21,490	22,557	22,702	22,702
防犯カメラ	-	-	-	-	-	14,011



注)ハイヤー、福祉車両は除く

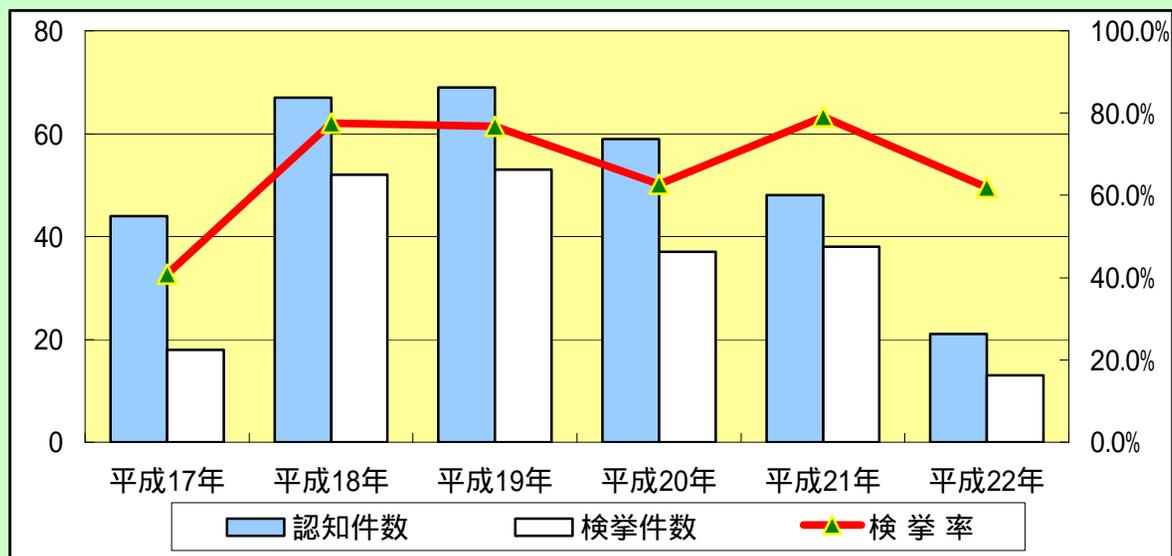
資料:東京タクシー防犯協力会

## 6. タクシー運転者の犯罪被害件数の推移

東京都内における過去5年間のタクシー強盗の発生件数をみると、平成19年をピークに減少傾向が続いている。

平成22年も6月までで21件の認知件数となっており、前年を下回る水準で推移している。

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
認知件数	44	67	69	59	48	21
検挙件数	18	52	53	37	38	13
検挙率	40.9%	77.6%	76.8%	62.7%	79.2%	61.9%



注) 平成22年は6月末現在

資料: 警視庁

## 7. 協会(法人・個人)での取り組み状況

### タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

#### 【特定事業】

特定事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
顧客満足度調査の実施と改善状況の把握	事業者、法人協会等、個人協会	短期	アンケート実施結果の早急な取りまとめ	・個人タクシー利用者感謝の日PR活動において、応募ハガキの中に顧客満足度調査を加えることにより実施する。 理事会において実施を決定済。現在、教育広報委員会で調査項目を策定中。 12月1日より136,000枚の調査用紙を車内で配付予定。
サービス提供レベルに関するモニター調査の実施・活用	事業者、法人協会等、個人協会	短期	外部業者に依頼検討中	今後検討の予定
サービス向上のための教育・研修の充実	事業者、個人協会	短期		・平成22年5月以降開催の期限更新者対象の事業者研修会において、プロ講師による接客対応の研修項目を追加して実施する。 平成22年5月以降開催の研修会においては、三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズのインストラクティブプランナーによる接客対応の研修を実施している。
短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR	事業者、法人協会等、個人協会	短期	短距離、ワンメーターを歓迎するステッカー作成予定	・短距離客を歓迎する旨のステッカーを作成、車両に貼付し、事業者への啓蒙並びに利用者へのPRを行う。(団体事務所掲出用ポスターも作成。) 実施要綱を理事会で決定済。ステッカーのフレーズを事業者から募集中。 12月1日からステッカー貼付開始
早朝予約の積極受注の推進	事業者、個人協会	短期		今後検討の予定
ランク評価制に基づく車体表示の徹底	事業者、法人協会等	短期	各事業者に対してランク評価ステッカーの車体貼付を徹底するように指示	
マスターズ制度へ充実及び参加の促進	事業者、個人協会	短期		・参加率の更なる向上に努める。 平成22年8月1日現在、77.5%の参加率まで増加している。
優良運転者推薦制度の促進	事業者、個人協会	短期		今後検討の予定

## 7. 協会(法人・個人)での取り組み状況

### タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

#### 【その他事業】

その他事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
新たな地理教育制度の導入	タクセン、法人協会等、事業者	短期	研修の充実等について検討中	
地理モニター制度の導入	個人協会	短期		<p>・各団体(支部)からモニター数名を選出し、新たな道路、橋、施設名や、名称変更のあった施設名等の情報提供を随時受け、教育広報委員会において精査のうえ、会報掲載、ホームページ掲載等の方法により周知することにより地理知識の充実を図る。(規定等整備)</p> <p>現在、教育広報委員会で制度内容を策定中。 10月の理事会での承認を目標としている</p>
条件に応じたタクシーを検索出来るWEBサイトの開設	法人協会等	中期	現在、既に各無線センター等のホームページから検索可能であるが、更に充実に向け検討	
ユニバーサルタクシー優先乗り場の設置、公共施設管理者への働きかけ	タクセン、JR、自治体、法人協会等	中期	ユニバーサルタクシー車両の使用が確立、乗降方法等が判明次第、検討の予定	

## 7. 協会(法人・個人)での取り組み状況

### 安全性の維持・向上

#### 【特定事業】

特定事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
事故防止コンテストの導入	事業者、個人協会	短期	警視庁主催のドライバーコンテストに対して全会員企業からの参加を徹底	・交通共済協組から提供を受けているデータに基づき、年間の事故発生率(事故件数/事業者数)の低い上位数団体を表彰する制度を導入する。(規定等整備) 現在、安全対策委員会で制度内容を策定中。 9月の理事会での承認を目的としている。
緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育	法人協会等、タクシー事業者	短・中期	既存の緊急地震速報受信装置や、NTTの地震速報配信サービスから固定のメール機能を用い移動局に伝える方法、あるいは警察からの緊急連絡に割り込ませる方法などを検討中であり、機器やソフトの部分をなるべく各無線機メーカーで共通させることを前提とする	

#### 【その他事業】

その他事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
スピード抑止の装置に関する検討	法人協会等	中期	タクシーメーターに組み込まれた速度警報装置を活用するように平成22年8月2日付、東旅協発第221号「スピード抑止装置の活用について」を発し、乗務員指導を行うよう全社にお願いした	
他団体(自動車関連団体、二輪車関連団体、自転車関連団体等)と連携した事故防止活動の実施	法人協会等、個人協会	短期	二輪車のライダーから見た二輪車とタクシーの事故防止を訴えるポスター及びチラシを作成し、二輪車普及協会の都内500店舗に二輪車販売店及び都内44カ所の自動車教習所に配布して二輪車ライダーにタクシーとの事故防止を呼びかけた また、6月24日には警視庁主催の二輪車事故防止対策会議(関係28団体が出席)に出席し、各団体が行っている二輪車事故防止対策について伺った 高速道路交通機動隊及び首都高速道路(株)作成の事故多発地点マップを東旅協及び交通共済のポスターとして活用することの承認を頂き、作成、全社に発送した	二輪車のライダーから見た二輪車とタクシーの事故防止を訴えるポスター及びチラシを作成し、二輪車普及協会加盟の都内500店舗の二輪車販売店及び都内44箇所の自動車教習所に配布して二輪車ライダーにタクシーとの事故防止を呼び掛けた。 また、6月24日、警視庁主催の二輪車事故防止対策会議(関係団体28箇所が出席)に出席し、各団体が行っている二輪車事故防止対策を伺う機会を得た。
ASV(先進安全自動車)の実用化に向けての情報収集	法人協会等	短期	関東運輸局自動車技術安全部長に調整を頂き、平成22年10月15日の午後日産先進技術開発センターに向き、ASVの講義とドライビングシミュレータ試乗を行う予定である	

## 7. 協会(法人・個人)での取り組み状況

### 環境問題への貢献

#### 【その他事業】

その他事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
公共施設前における低公害車専用乗り場設置等低公害車タクシー普及促進策に関する自治体等への働きかけ	法人協会等、個人協会	短期	低公害車タクシー車両数がまだ十分ではないため、電気自動車タクシー導入にあたり、神奈川県や大阪府と同等もしくはそれ以上の助成金を交付するよう、平成22年3月には東京都知事及び副知事に要望書を提出した 平成23年度の東京都予算等に対する要望では、民主党及び自由民主党に同様の要望を提出、また杉並区長にも同様の要望を行っている	今後検討の予定

# 7. 協会(法人・個人)での取り組み状況

## 交通問題、都市問題の改善

### 【特定事業】

特定事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進	事業者、法人協会等、個人協会	短期	銀座乗禁地区や六本木等で特別街頭指導を実施、7月末には夏季繁忙期における特別街頭指導も実施	従来に引き続き、街頭営業適正化特別委員会並びに同推進指導員による街頭指導を推進していく。 平成22年7月28日に街特委員・推進指導員合同会議を開催し、本年度の指導指針を策定した。 排除指導にとどまらず、重複違反者の特定にデジタルビデオカメラを新たに導入活用、並びに処罰に力点を置くこととした。
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	事業者、法人協会等、タクセン、個人協会	短期	上野駅正面口タクシー乗り場の環境美化運動への参加 羽田空港の待機所及び乗り場の環境美化運動への参加	今後検討の予定

### 【その他事業】

その他事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
ショットガン方式の導入	事業者、法人協会等、個人協会、タクセン、自治体、警視庁、JR	短・中期	平成22年7月に国分寺駅で導入	平成22年7月に国分寺駅で導入
混雑地域におけるナンバープレート等による乗入制限の検討	法人協会等、個人協会、タクセン、自治体、運輸局、警視庁、JR	短・中期	銀座1号乗り場の優良タクシー乗り場化についてタクシーセンターに要請文送付 吉祥寺駅タクシー乗り場への入構自主ルール「吉祥寺ルール」を武蔵野市、武蔵野警察署等の関係機関と協議の上策定、実施	今後検討の予定
タクシープールの整備	事業者、法人協会等、個人協会、タクセン、JR、自治体	短・中期	新宿駅南口地区基盤整備による施設内のタクシープールの運用方法に関する協議会へ参画	新宿駅南口地区基盤整備による施設内のタクシープールの運用方法等に関する協議会に参画。
自治体等が実施する交通渋滞対策等関係施策と実施主体への積極的協力	事業者、法人協会等、個人協会、タクセン、自治体	短期	検討中	検討中
供給過剰状態の解消に向けた取組みの進捗状況の把握及び効果・影響の測定、並びに必要なに応じてさらなる供給過剰解消に向けた社会実験の実施	事業者、法人協会等	中期	今後検討の予定	

## 7. 協会(法人・個人)での取り組み状況

### 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

#### 【その他事業】

その他事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
ターミナル駅等におけるタクシー乗り場への誘導案内表示の充実	法人協会等、JR	短・中期	今後検討の予定	
都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進	法人協会等、運輸局	中期	今後検討の予定	

## 7. 協会(法人・個人)での取り組み状況

### 観光立国実現に向けての取り組み

#### 【特定事業】

特定事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
外国語指差しシートの作成、携行と車体表示	事業者、法人協会等、個人協会	短期	外国語指差しシートは完成、タクシーセンターで管理者講習実施	・当協会、東旅協、タクシーセンター等と共同作成し、車内携帯するとともに活用方法の講習について検討する。 外国語指差しシートは完成し、平成22年8月に各団体へ配付済。 タクシーセンターの地区別講習を受講した団体責任者により、団体所属事業者への活用方法の講習を開始している。

#### 【その他事業】

その他事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
羽田空港国際化等へ対応した外国人接客講習の実施・車体表示	法人協会等、個人協会	短期	今後検討の予定	タクシーセンターの地区別講習を受講した団体責任者により平成22年8月から活用方法の講習を開始しており、受講後から車体ステッカーの貼付を開始している。
羽田空港国際化へ対応した乗り場の運営	法人協会等、個人協会、タクセン	短期	新国際線地区タクシー乗り場における定額運賃の円滑な実施のためのマニュアルの作成	タクシー乗り場管理運営委員会羽田空港委員会において決定された運営方法を各団体へ周知し、徹底を図っている。
観光施設等における観光タクシー待機場所等に係る検討	法人協会等、個人協会、自治体	短・中期	観光タクシー乗り場・駐車場の設置、観光タクシー乗務員の観光施設入場料の免除について要望書を関東運輸局宛に平成22年6月18日付で提出	今後検討の予定

## 7. 協会(法人・個人)での取り組み状況

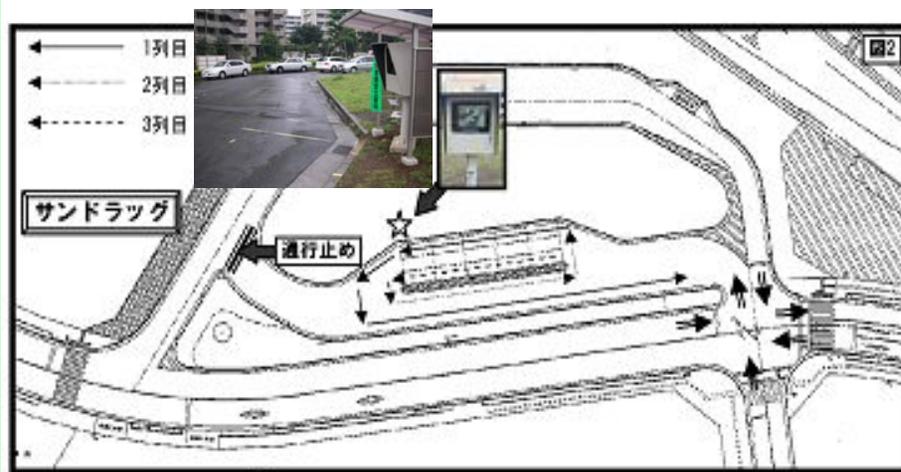
### 事業経営の活性化、効率化

#### 【その他事業】

その他事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
市場調査、マーケティング等による需給構造分析	法人協会等	短期	今年度中にコンサルティング会社に調査依頼検討中	
ニューサービスに関する要望受付窓口の設置	法人協会等	短期	今後検討の予定	

## 8. タクシー事業活性化に向けた自治体との取り組み

### 国分寺でのショットガン方式の導入

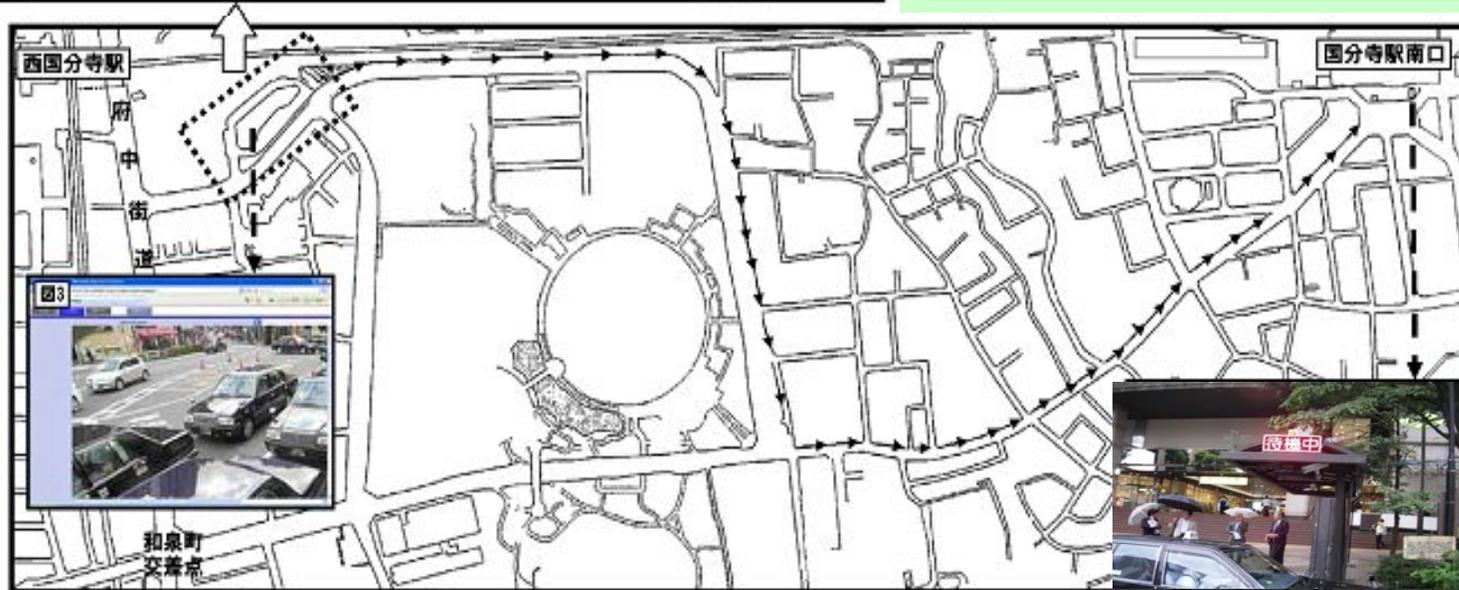


#### 渋滞対策前の状況

国分寺駅南口へ向かう道路(路線バスが運行している道路)にタクシーが20両以上上駐車し、運行の障害となっていた。

#### ショットガン方式導入後の状況

地元タクシー事業者では、平成22年7月より西国分寺駅付近の場所を待機スペースとするショットガン方式を導入することによって、国分寺駅南口におけるタクシーの滞留を解消する。



## 8. タクシー事業活性化に向けた自治体との取り組み

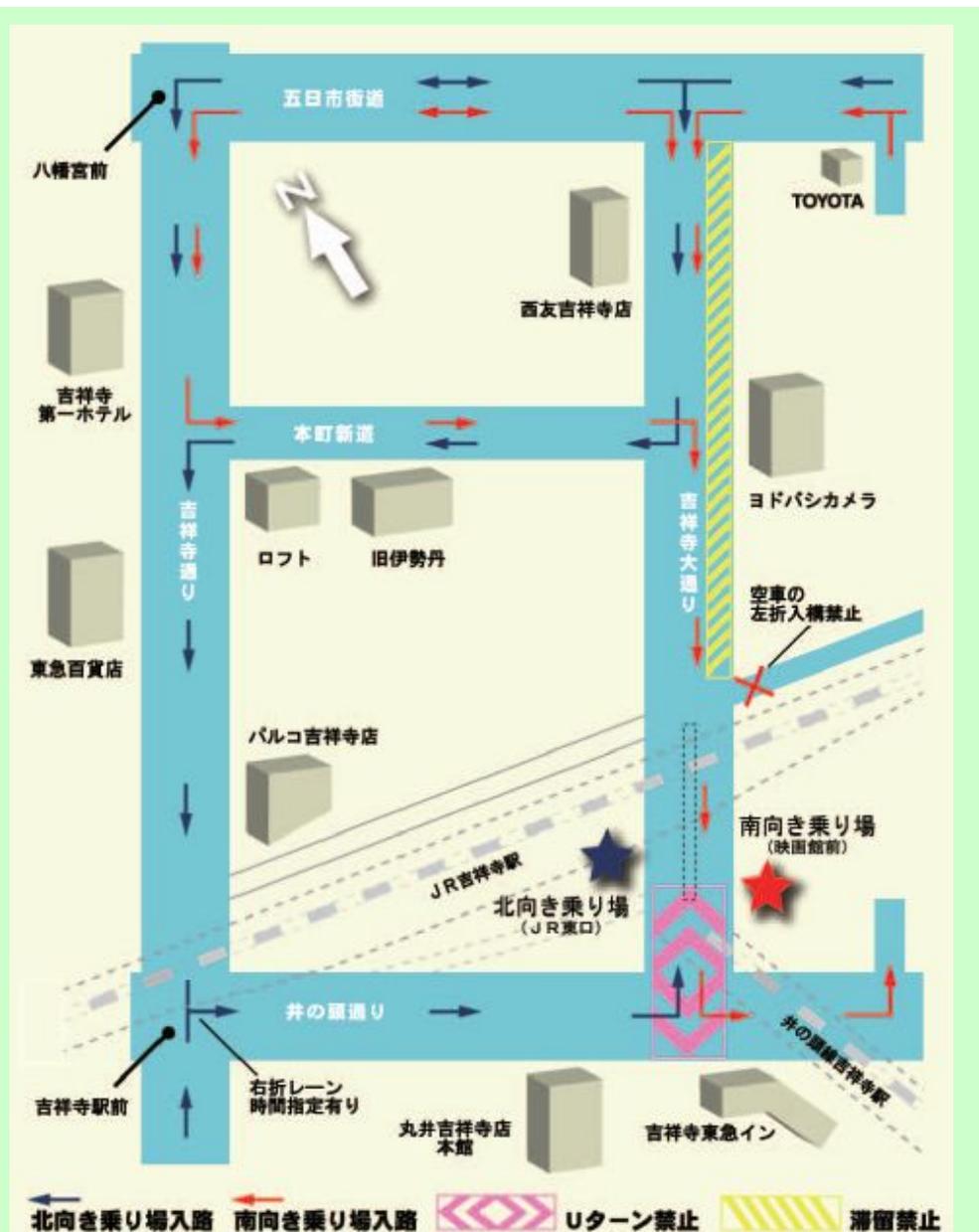
### 吉祥寺ルールへの導入

吉祥寺駅は北側に「五日市街道」、西側に「吉祥寺通り」、南側に「井の頭通り」、東側に「吉祥寺大通り」という道路に囲まれた立地である。

さらに駅と五日市街道の間に「本町新道」が東西に走っている。

この立地を变形のルーレットと見立て、基本的に駅を中心に左回り(時計と逆)でタクシーを走らせ、乗り場の車両数が定量以下の時は入構し、満量の際はルーレット盤を走る球のように前述の道路を集会所続けるという「吉祥寺ルール」を、8月5日より導入している。

また、同日より警察による違反摘発についても強化されている。



## 8. タクシー事業活性化に向けた自治体との取り組み

### 立川市での取り組み

立川市では、交通マスタープランの策定を本年度から手がけることになっている。今年度から基礎調査を開始し、平成25年度の策定を目指している。タクシーも本マスタープランに含めていきたい。

立川市の地形は、平地が多いため自転車の利用が多い。本年度、第2次自転車総合計画を定め、自転車をいかしたまちづくりを進めている。

西武立川駅の北口開設では、コミュニティバスやタクシーが停車していても、一般車両が通貨できる幅員を確保している。

立川駅北口のタクシー乗り場からの出入口が混雑しているが、終バス(22時以降)のバス乗り場などをタクシー乗り場に利用できないか、銀座や吉祥寺を参考に、今後、研究していきたい。

平成25年に多摩国体が開催されることになっており、輸送交通専門委員会を設置し、対応することになっている。

## 8. タクシー事業活性化に向けた自治体との取り組み

### 八王子市での取り組み

八王子市では、八王子市地域公共交通活性化協議会において、タクシーの活用についても協議しており、市としては本協議会がタクシーを公共交通機関として位置づけてものと認識している。

八王子市は都市部と山間地域を抱えている。狭い道路も多くある。また丘陵地の住宅団地住民は高齢化しており、買い物の足の確保が必要となっており、バスとタクシーの組合せが必要と考えている。

八王子市の繁華街では、タクシー待機列による苦情が発生しているが、限られた都市空間ではタクシー待機場所を確保するのが難しい状況にある。今後ともタクシー業界と協議していきたいと考えている。

地域にあったタクシー運行が選択できるように、ジャンボタクシーの導入や乗合タクシーでの営業免許取得等を図って頂きたい。

JR八王子駅と京王八王子駅間の再開発を都と連携をとりながら実施する。

平成25年に多摩国体が開催されることになっており、輸送交通委員会を開催して対応することになっている。

八王子市では、地元のタクシー事業者一社を窓口として、八王子市内の全てのタクシー事業者との意見交換を行っている。

## 8. タクシー事業活性化に向けた自治体との取り組み

### 青梅市での取り組み

高齢化率が21%超となった青梅市では、高齢者福祉の観点から高齢者の外出支援も必要となってきた。

平成23年度から地域特性に応じた交通体系の再構築を進めることとしており、検討には法定協議会等の仕組みを活用していく。

交通体系の見直しにあたっては、バスだけでなくタクシーの活用も検討する。

8月23日に市が主体となり、まちの活性化を討議している中心市街地連絡会を開催した。この場に交通機関の関係者（JR、ケーブル鉄道会社、バス会社、タクシー会社）にも初めて参加いただき、色々な意見を伺った。

## 9. 法人・個人協会、事業者による顧客満足度調査について

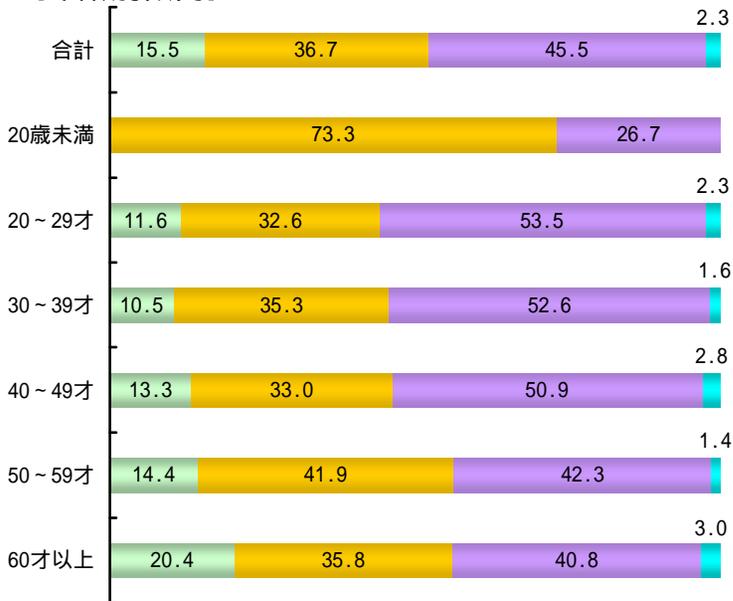
### 法人協会による顧客満足度調査(1万人アンケート調査(平成22年8月実施)結果より)

Q: 現在、東京駅丸の内北口、新橋駅東口、新宿駅西口地下、銀座に『優良タクシー運転者乗り場』が設置されていますが、利用したことがありますか？

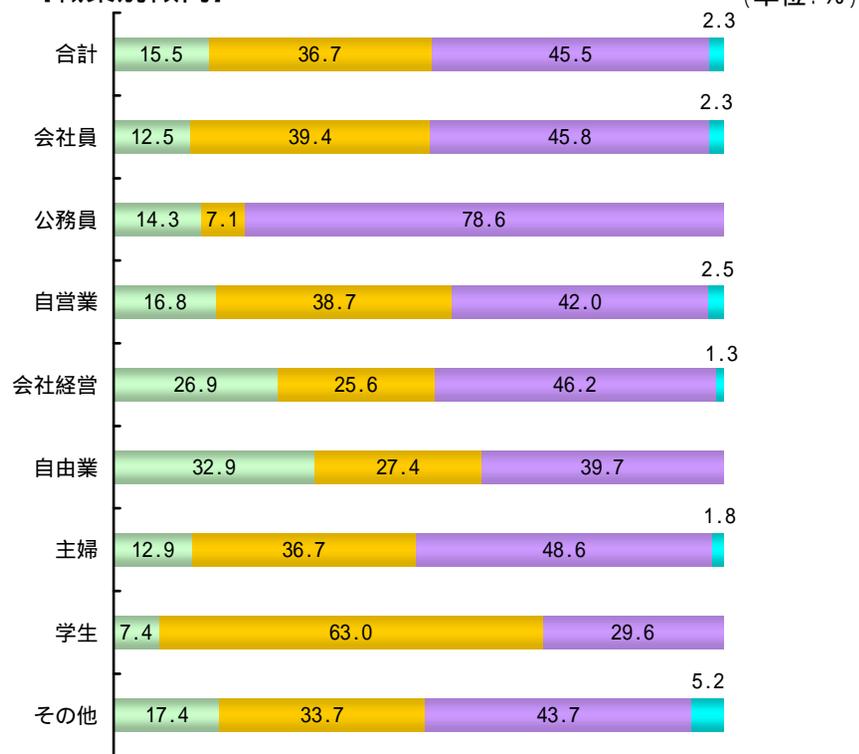
【男女別傾向】



【年齢別傾向】



【職業別傾向】



資料: 東旅協調べ

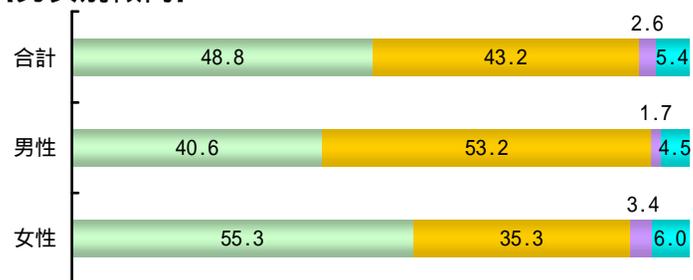
ある      ない      知らない      無回答

## 9. 法人・個人協会、事業者による顧客満足度調査について

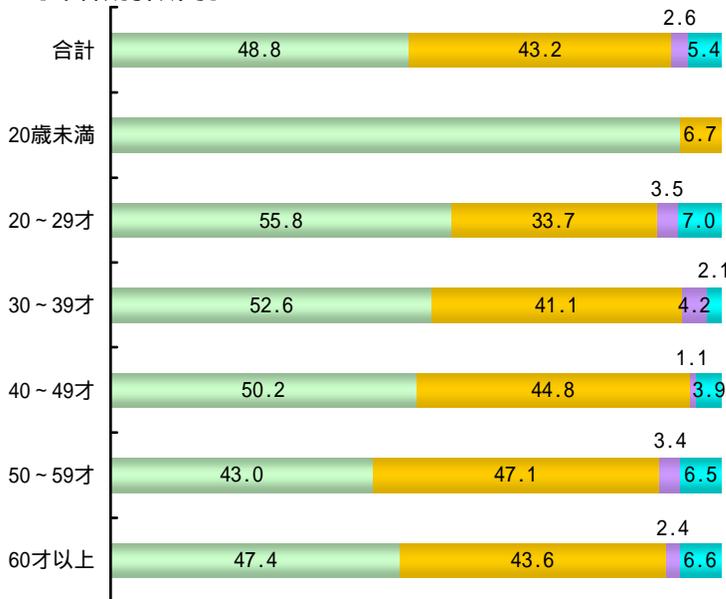
### 法人協会による顧客満足度調査(1万人アンケート調査(平成22年8月実施)結果より)

Q:空車タクシーによる交通渋滞や排気ガスによる環境汚染など様々な問題の解決に向けて、東旅協はタクシーの台数の削減に努力しております。現在のタクシー全体の台数についてどのように感じていますか？

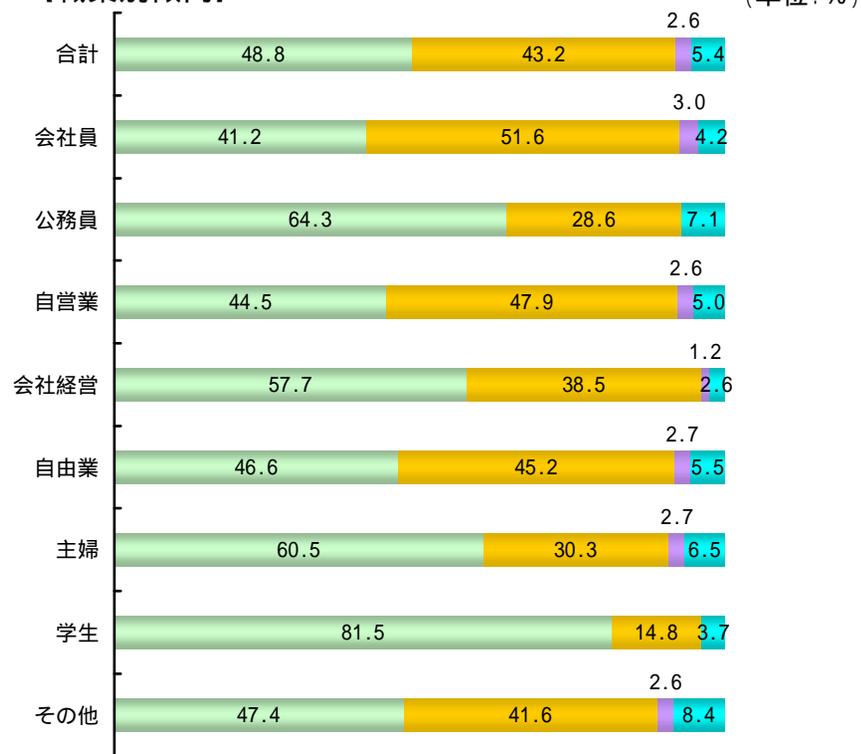
【男女別傾向】



【年齢別傾向】



【職業別傾向】



資料:東旅協調べ

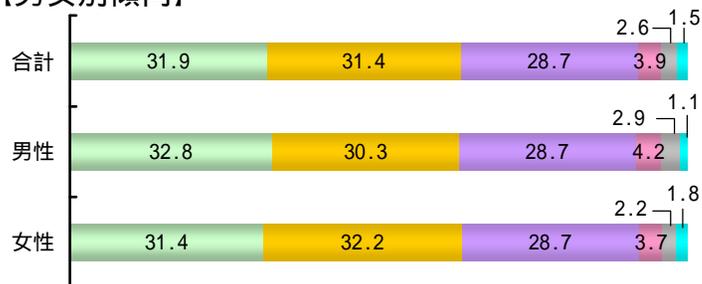
■ 現状の台数で良い ■ まだ多いので削減すべき ■ 少ないので増車すべき ■ 無回答

## 9. 法人・個人協会、事業者による顧客満足度調査について

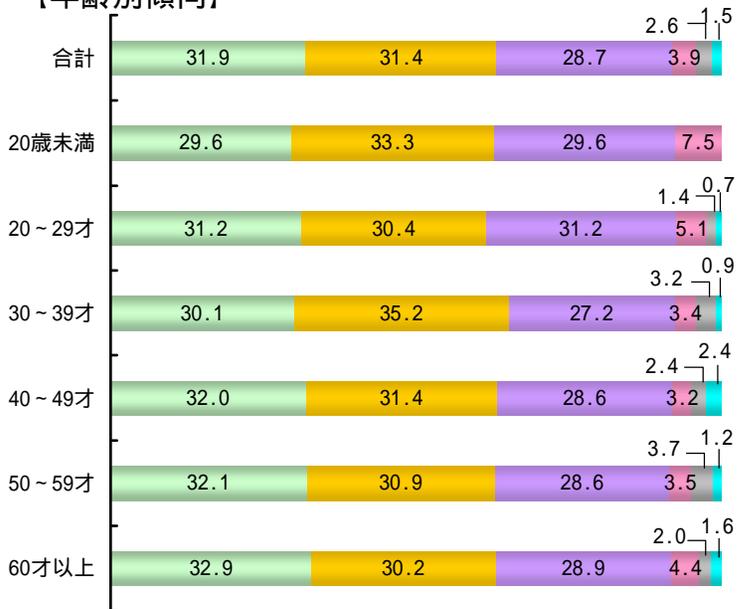
### 法人協会による顧客満足度調査(1万人アンケート調査(平成22年8月実施)結果より)

Q:最近、タクシー強盗等の乗務員を狙った犯罪が多発しており、車内に防犯カメラを設置するタクシーが増えて  
います。今後、防犯カメラの設置・利用に関して必要と思われることがありますか？(複数回答化)

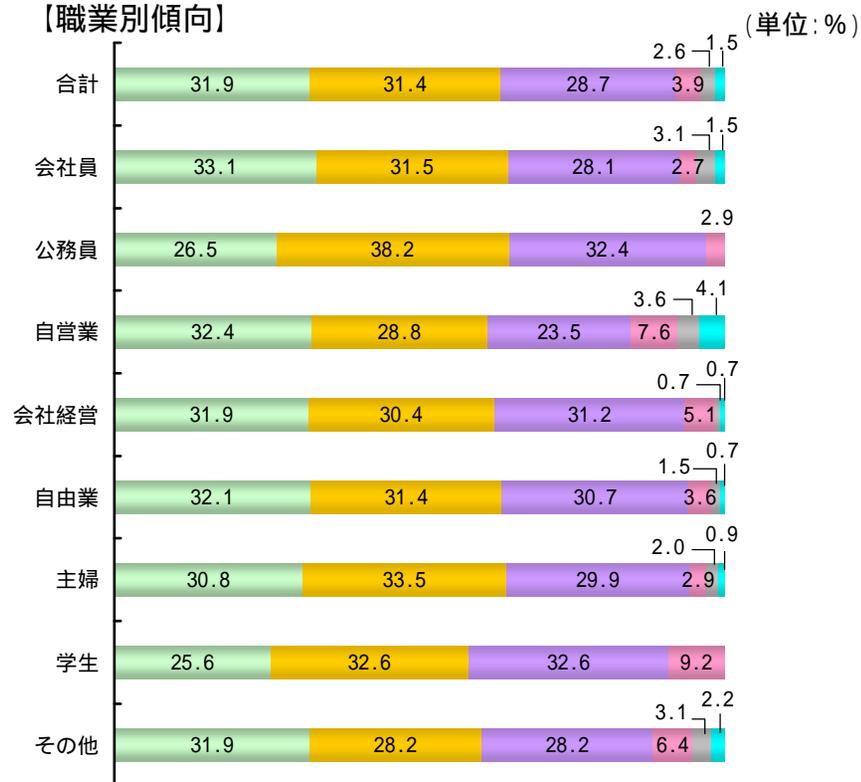
【男女別傾向】



【年齢別傾向】



【職業別傾向】



資料:東旅協調べ

■ 防犯カメラ設置の表示 ■ 映像データの適切な管理 ■ 犯罪捜査のために活用 ■ 特になし ■ その他 ■ 無回答

## 9. 法人・個人協会、事業者による顧客満足度調査について

### 法人協会による顧客満足度調査(エコーカード)

お客様よりタクシードライバーの接客マナーについて広くご意見を聞きサービス改善を図ることを目的に、平成6年12月より都内の法人タクシーに「エコーカード」を備え付け営業を行っている。エコーカードで集められたご意見は、東旅協や各事業者、運転者が顧客満足度を測る一つの目安となっている。

なお東旅協では、携帯電話などを用いて利用者が手軽に回答でき、且つ情報が即時に把握できるような、新たな顧客満足度調査の仕組みについて検討を行っているところである。

**エコーカード**

ご乗車ありがとうございました。下記事項にご記入の上、乗務員の挨拶、ことば遣い、安全などについて該当個所に○をつけご投函下さい。

①ご乗車日時 年 月 日 午前 時 分頃  
午後

②ご乗車区間 \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

③お支払料金 \_\_\_\_\_ 円

1. 行き先についての返事は?  
①した ②はっきりしなかった ③しない

2. 道順確認は?  
①復唱した ②はっきりしなかった ③しない

3. 降車時のあいさつとお礼を申しましたか?  
①言った ②はっきりしなかった ③しない

4. 安全運転について?  
①安全 ②普通 ③乱暴

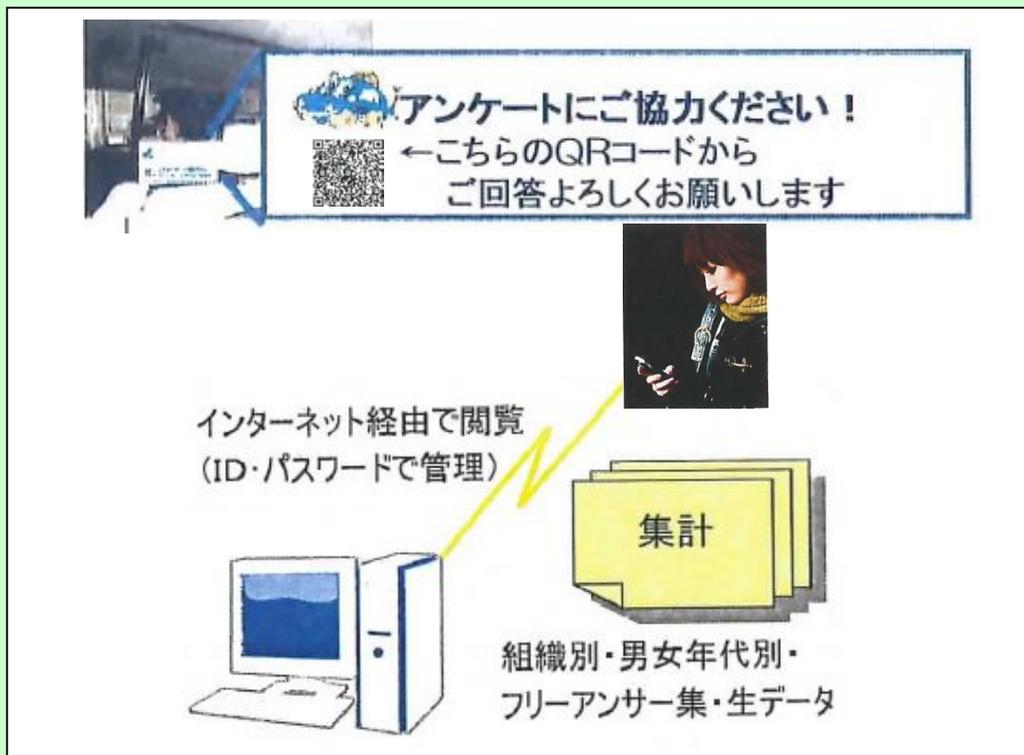
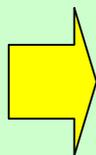
5. 繁華街などの空車の滞留で迷惑を感じたことは?  
①しばしばある ②時々ある ③ない

※その他お気づきの点、ご要望などございましたら具体的に記入ください。

★乗車会社名 \_\_\_\_\_

★車両番号 \_\_\_\_\_

【エコーカード】



【新たな調査方法のイメージ】

## 9. 法人・個人協会、事業者による顧客満足度調査について

### 個人協会による顧客満足度調査

個人協会では、毎年実施している個人タクシー利用者感謝キャンペーンに合わせ、平成22年12月1日～21日の3週間において、マスターズ制度参加事業者(約13,600名)が車内において「顧客満足度調査」を掲載したチラシ(1人10枚:料金受取人払ハガキ)を利用者に配布予定である(合計136,000枚)。

回収率は10%、回収数13,600枚を想定している。

#### 【設問案】

- ・乗車時、降車時のあいさつ
- ・行き先・道順の確認並びに地理知識
- ・運転操作
- ・車内の清潔度
- ・服装・身だしなみ
- ・言葉遣い
- ・忘れ物に対する注意
- ・短距離利用であった場合の対応
- ・トランク利用時の対応
- ・マスターズ制度をご存じでしたか
- ・また個人タクシーをご利用したいですか
- ・個人タクシーに対するご意見ご要望

## 9. 協会、事業者による顧客満足度調査について

### 事業者による顧客満足度調査事例

法人協会、個人協会による満足度調査が実施される一方で、各事業者グループなどでは、独自の顧客満足度調査を行っている。

調査は主に社内モニター式で行われており、各グループごとに独自のチェック項目を設定し、ドライバーの顧客サービスの把握と、サービス水準の維持に努めている。

#### 【事例：Aグループ】

- ・乗車時に挨拶をしたか
- ・乗車時、会社名と氏名を名乗ったか
- ・行き先を復唱確認したか
- ・走行コースの復唱確認をしたか
- ・乗車中に笑顔であったか
- ・清潔感と好感度のある身だしなみであったか
- ・快適に乗車できる運転であったか
- ・助手席を前に出し、後部座席のゆとりを確保していたか
- ・車内につり銭トレイ、ティッシュボックス等を置いていないか
- ・エコーカード、ネームカードが常備されているか
- ・会計時に金額を口頭で確認したか
- ・降車時に忘れ物確認を行ったか
- ・無線配車時、乗車前に名前の確認を行ったか
- ・無線配車時、乗車の際にドアサービスを行ったか
- ・無線配車時、降車の際にドアサービスを行ったか
- ・無線配車時、配車場所の特定はスムーズであったか
- ・無線配車時、車両特定までスムーズであったか
- ・シートベルトの着用を呼びかけたか
- ・支払時の対応はスムーズであったか
- ・このドライバーの車に、また乗車したいと思ったか

#### 【事例：Bグループ】

- ・乗車時の挨拶
- ・行き先に対する返事
- ・行き先、コースの確認
- ・服装、身だしなみ
- ・車内の清掃状況
- ・エコーカードの備え付け
- ・言葉づかい
- ・運転操作
- ・領収書の手渡し
- ・忘れ物の確認
- ・降車の挨拶

#### 【事例：Cグループ】

- ・乗車時にあいさつがあったか？
- ・行き先を指示したあと、行き先を復唱したか？
- ・行き先までのコースを確認したか？
- ・室内の清掃状況
- ・室内パンフレットの整理状況
- ・シートベルト装着の要請があったか？
- ・降車時、忘れ物の有無の確認及び「ありがとうございました」というお客様に対する感謝の言葉があったかどうか？
- ・乗務員の服装、態度はどうか？（乱れ、清潔感、サングラス等）
- ・運転操作、安全態度はどうか？
- ・このモニター調査の件を、所属事務所の管理者から聞いているか？
- ・無線配車の場合、名前の確認はあったか？

## 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況

申請日	事業者名	基準車両数 H20.7.11現在の タクシー車両 数	特定事業計画 申請時の 車両数	事業再構築削減数			事業再構築実 施後の車両数	事業再構築実施後の 供給力削減状況		備考
				減車数	休車数	合計		削減数	削減率 ( - )%	
H22.1.29	ANZEN新宿(株)	317	300	22	38	60	240	77	24.3%	
H22.1.29	ANZEN板橋(株)	238	210	1	29	30	180	58	24.4%	
H22.1.29	ANZEN品川(株)	157	149	9	0	9	140	17	10.8%	
H22.1.29	足立タクシー(株)	98	93	6	9	15	78	20	20.4%	
H22.1.29	飛鳥交通(株)	243	217	0	0	0	217	26	10.7%	共同事業再構築
	飛鳥交通第五(株)	107	95	0	0	0	95	12	11.2%	
	飛鳥交通第三(株)	86	76	0	0	0	76	10	11.6%	
	飛鳥自動車(株)	174	155	0	57	57	98	76	43.7%	
H22.1.29	飛鳥交通第二(株)	122	108	0	11	11	97	25	20.5%	
H22.1.29	飛鳥交通第六(株)	89	79	0	8	8	71	18	20.2%	
H22.1.29	盈進自動車(株)	87	77	0	7	7	70	17	19.5%	
H22.1.29	鳳自動車(株)	70	62	0	6	6	56	14	20.0%	
H22.1.29	関東自動車交通(株)	111	105	7	10	17	88	23	20.7%	
H22.1.29	キャピタルモーターズ(株)	175	166	10	16	26	140	35	20.0%	
H22.1.29	国産タクシー(株)	51	43	0	3	3	40	11	21.6%	
H22.1.29	国産自動車交通(株)	250	232	8	24	32	200	50	20.0%	
H22.1.29	栄自動車(株)	190	170	0	18	18	152	38	20.0%	
H22.1.29	境交通(株)	97	92	6	9	15	77	20	20.6%	
H22.1.29	三和交通(株)[荒川区]	180	171	10	17	27	144	36	20.0%	
H22.1.29	昭栄自動車(株)	286	270	14	28	42	228	58	20.3%	
H22.1.29	昭和自動車(株)	80	76	5	7	12	64	16	20.0%	
H22.1.29	政和自動車(株)	106	100	6	10	16	84	22	20.8%	
H22.1.29	大日本交通(株)	139	130	6	13	19	111	28	20.1%	
H22.1.29	大日本自動車交通(株)	102	93	3	9	12	81	21	20.6%	
H22.1.29	宝自動車交通(株)	144	128	0	13	13	115	29	20.1%	
H22.1.29	中央自動車(株)	100	95	6	9	15	80	20	20.0%	
H22.1.29	鷹交通(株)	53	46	0	4	4	42	11	20.8%	
H22.1.29	同盟交通(株)	87	78	1	0	1	77	10	11.5%	
H22.1.29	東京交通興業(株)	63	59	4	5	9	50	13	20.6%	
H22.1.29	東洋交通(株)	298	267	0	29	29	238	60	20.1%	
H22.1.29	日興タクシー(株)	110	102	4	10	14	88	22	20.0%	
H22.1.29	日興自動車(株)	115	109	7	10	17	92	23	20.0%	
H22.1.29	日興自動車交通(株)	115	109	7	10	17	92	23	20.0%	
H22.1.29	日生交通(株)	128	117	3	12	15	102	26	20.3%	
H22.1.29	日本自動車交通(株)	86	81	5	8	13	68	18	20.9%	
H22.1.29	日の丸交通(株)	759	682	0	75	75	607	152	20.0%	
H22.1.29	日立自動車交通(株)	1	1	0	0	0	1	0	0.0%	
H22.1.29	日立自動車交通第三(株)	135	128	8	12	20	108	27	20.0%	
H22.1.29	日立自動車交通第二(株)	133	124	6	12	18	106	27	20.3%	
H22.1.29	平和自動車交通(株)	136	129	8	13	21	108	28	20.6%	
H22.1.29	本州自動車(株)	71	67	5	6	11	56	15	21.1%	
H22.1.29	毎日タクシー(株)	105	99	6	9	15	84	21	20.0%	
H22.1.29	山三交通(株)	184	174	10	17	27	147	37	20.1%	
H22.1.29	リボンタクシー(株)	60	53	0	5	5	48	12	20.0%	
H22.1.29	日本交通(株)[2F]	(1197)	(1136)	60	0	60	(1076)	(121)	10.1%	
H22.1.29	日本交通(株)[6F]	(583)	(542)	18	0	18	(524)	(59)	10.1%	
H22.2.1	互助交通(有)	101	95	6	9	15	80	21	20.8%	
H22.2.1	正和自動車(株)	193	177	5	18	23	154	39	20.2%	
H22.2.1	つばめ交通(有)	120	105	0	9	9	96	24	20.0%	
H22.2.2	荏原交通(株)	405	356	0	32	32	324	81	20.0%	
H22.2.2	東武興業(株)	56	53	5	5	10	43	13	23.2%	
H22.2.3	不二タクシー(株)	80	74	3	7	10	64	16	20.0%	
H22.2.3	株平成ハイヤー	16	27	0	0	0	27	-11	-68.8%	
H22.2.4	株アイティータクシー	16	16	0	0	0	16	0	0.0%	
H22.2.4	ジーエルタクシー(株)	85	75	3	12	15	60	25	29.4%	
H22.2.4	大名古屋交通(株)	70	66	4	4	8	58	12	17.1%	
H22.2.4	平和タクシー(株)	56	53	6	0	6	47	9	16.1%	
H22.2.4	丸井自動車(株)	99	88	0	9	9	79	20	20.2%	
H22.2.4	ロイヤル交通(株)	33	31	0	0	0	31	2	6.1%	
H22.2.4	和親交通(株)	76	72	5	7	12	60	16	21.1%	
H22.2.5	錨自動車(株)	62	58	4	5	9	49	13	21.0%	
H22.2.5	栄光交通(株)	51	46	2	4	6	40	11	21.6%	
H22.2.5	改進黨タクシー(株)	69	62	1	6	7	55	14	20.3%	
H22.2.5	三陽自動車(株)	94	89	6	8	14	75	19	20.2%	
H22.2.5	実用興業(株)	137	130	8	13	21	109	28	20.4%	
H22.2.5	スガイ交通(株)	86	75	0	5	5	70	16	18.6%	
H22.2.5	すばる交通(株)	214	202	11	20	31	171	43	20.1%	
H22.2.5	春駒交通(株)	180	160	0	16	16	144	36	20.0%	
H22.2.5	羽田交通(株)	44	37	0	3	3	34	10	22.7%	
H22.2.5	ピゲスト(株)	65	61	4	5	9	52	13	20.0%	

申請日	事業者名	基準車両数 H20.7.11現在の タクシー車両 数	特定事業計画 申請時の 車両数	事業再構築削減数			事業再構築実 施後の車両数	事業再構築実施後の 供給力削減状況		備考
				減車数	休車数	合計		削減数	削減率 ( - ) /	
H22.2.5	東日本交通(株)	82	77	5	7	12	65	17	20.7%	
H22.2.5	睦交通(株)	136	124	3	13	16	108	28	20.6%	
H22.2.8	京北自動車交通(株)	45	42	3	0	3	39	6	13.3%	
H22.2.8	寿交通(株)	68	60	0	6	6	54	14	20.6%	
H22.2.8	国際自動車(株)[大田区]	400	380	21	39	60	320	80	20.0%	
H22.2.8	国際自動車(株)[練馬区]	387	367	20	38	58	309	78	20.2%	
H22.2.8	国際自動車(株)[北区]	320	304	17	31	48	256	64	20.0%	
H22.2.8	国際自動車(株)[足立区]	400	380	21	39	60	320	80	20.0%	
H22.2.8	国際ハイヤー(株)	50	40	0	0	0	40	10	20.0%	
H22.2.8	東京交通自動車(株)	108	102	6	10	16	86	22	20.4%	
H22.2.8	(株)日幸	70	66	4	6	10	56	14	20.0%	
H22.2.8	西新井相互自動車(株)	93	88	6	8	14	74	19	20.4%	
H22.2.8	(株)ひふみ交通自動車	34	32	0	0	0	32	2	5.9%	
H22.2.8	(株)へキサ交通	34	32	0	0	0	32	2	5.9%	
H22.2.8	平安交通(株)	80	75	4	7	11	64	16	20.0%	
H22.2.8	北光自動車交通(株)	42	39	0	0	0	39	3	7.1%	
H22.2.8	三ツ矢観光自動車(株)	127	113	0	12	12	101	26	20.5%	
H22.2.8	八千代自動車(株)	66	62	4	6	10	52	14	21.2%	
H22.2.9	国光自動車(株)	35	33	0	0	0	33	2	5.7%	
H22.2.9	合同タクシー(有)	25	22	0	0	0	22	3	12.0%	
H22.2.9	小松川タクシー(株)	63	59	4	5	9	50	13	20.6%	
H22.2.9	坂本自動車(株)	120	107	0	11	11	96	24	20.0%	
H22.2.9	品川タクシー(株)	41	41	1	0	1	40	1	2.4%	
H22.2.9	洲崎交通(株)	40	38	0	0	0	38	2	5.0%	
H22.2.9	泰進交通(株)	60	57	4	5	9	48	12	20.0%	
H22.2.9	東京ヤサカ自動車(株)	154	154	17	13	30	124	30	19.5%	
H22.2.9	三鷹交通(株)	61	57	4	0	4	53	8	13.1%	
H22.2.9	美鈴タクシー(株)	75	71	5	6	11	60	15	20.0%	
H22.2.9	目黒自動車交通(株)	105	93	0	9	9	84	21	20.0%	
H22.2.9	有楽交通(株)	12	11	0	0	0	11	1	8.3%	
H22.2.9	ライオン交通(株)	101	91	2	9	11	80	21	20.8%	
H22.2.10	一越観光(株)	120	114	7	11	18	96	24	20.0%	
H22.2.10	エスコート交通(株)	95	94	10	8	18	76	19	20.0%	
H22.2.10	扇橋交通(株)	108	102	6	10	16	86	22	20.4%	
H22.2.10	キャピタルオート(株)	30	28	0	0	0	28	2	6.7%	
H22.2.10	共栄交通(株)	106	100	6	10	16	84	22	20.8%	
H22.2.10	(株)ケーユー	25	40	0	0	0	40	-15	-60.0%	
H22.2.10	京王自動車(株)	287	272	15	28	43	229	58	20.2%	
H22.2.10	高円寺交通(株)	70	66	4	6	10	56	14	20.0%	
H22.2.10	七福交通(株)	83	78	5	7	12	66	17	20.5%	
H22.2.10	省東自動車(株)	98	93	6	9	15	78	20	20.4%	
H22.2.10	新星自動車(株)	85	75	0	7	7	68	17	20.0%	
H22.2.10	新都交通(株)	68	65	5	6	11	54	14	20.6%	
H22.2.10	新東タクシー(株)	40	38	0	0	0	38	2	5.0%	
H22.2.10	(有)伊達交通	52	52	2	0	2	50	2	3.8%	
H22.2.10	第三コンドルタクシー(株)	102	95	15	0	15	80	22	21.6%	
H22.2.10	(有)大陸運輸	55	46	0	3	3	43	12	21.8%	
H22.2.10	月島自動車交通(株)	76	72	0	2	2	70	6	7.9%	
H22.2.10	東京合同自動車(株)	43	40	0	0	0	40	3	7.0%	
H22.2.10	東京七福タクシー(株)	139	132	8	13	21	111	28	20.1%	
H22.2.10	東京七福交通(株)	92	85	4	8	12	73	19	20.7%	
H22.2.10	東武タクシー(株)	70	66	4	7	11	55	15	21.4%	
H22.2.10	(株)日の丸リムジン	203	193	11	21	32	161	42	20.7%	
H22.2.10	日吉交通(株)	56	53	4	4	8	45	11	19.6%	
H22.2.10	本所タクシー(株)	82	77	5	7	12	65	17	20.7%	
H22.2.10	代々木自動車(株)	97	92	6	8	14	78	19	19.6%	
H22.2.12	葵交通(株)	65	60	3	5	8	52	13	20.0%	
H22.2.12	(株)アキバ	20	40	0	0	0	40	-20	-100.0%	
H22.2.12	イイノタクシー(株)	16	16	0	0	0	16	0	0.0%	
H22.2.12	池袋交通(株)	112	106	7	10	17	89	23	20.5%	
H22.2.12	大国自動車交通(株)	66	62	4	6	10	52	14	21.2%	
H22.2.12	柿木交通(株)	45	39	0	0	0	39	6	13.3%	
H22.2.12	金龍自動車交通(株)	48	45	1	1	2	43	5	10.4%	
H22.2.12	京西交通(株)	57	54	4	0	4	50	7	12.3%	
H22.2.12	コンドル馬込交通(株)	46	43	3	0	3	40	6	13.0%	共同事業再構築
	(株)コンドルキャブ	70	66	4	7	11	55	15	21.4%	
	東京コンドルタクシー(株)	135	123	4	14	18	105	30	22.2%	
H22.2.12	国際電気(株)	64	60	4	5	9	51	13	20.3%	
H22.2.12	三幸交通(株)	33	31	0	1	1	30	3	9.1%	
H22.2.12	品川交通(株)	68	64	4	5	9	55	13	19.1%	
H22.2.12	杉並交通(株)	91	86	6	9	15	71	20	22.0%	
H22.2.12	セントラルタクシー(株)	65	57	0	5	5	52	13	20.0%	
H22.2.12	大同交通(株)	55	52	4	0	4	48	7	12.7%	
H22.2.12	ダイヤ交通(株)	53	50	4	4	8	42	11	20.8%	
H22.2.12	大栄交通(株)	100	95	6	1	7	88	12	12.0%	
H22.2.12	大丸交通(株)	128	121	7	12	19	102	26	20.3%	

申請日	事業者名	基準車両数 H20.7.11現在の タクシー車両 数	特定事業計画 申請時の 車両数	事業再構築削減数			事業再構築実 施後の車両数	事業再構築実施後の 供給力削減状況		備考
				減車数	休車数	合計		削減数	削減率 ( - ) /	
H22.2.12	大洋自動車交通(株)	58	55	4	5	9	46	12	20.7%	
H22.2.12	帝都日新交通(株)	56	53	4	5	9	44	12	21.4%	
H22.2.12	東都交通(株)	116	103	0	11	11	92	24	20.7%	
H22.2.12	常盤交通(株)	10	10	0	0	0	10	0	0.0%	
H22.2.12	東京ラッキー自動車(株)	139	132	15	0	15	117	22	15.8%	
H22.2.12	東京第一交通(株)	60	57	4	1	5	52	8	13.3%	
H22.2.12	(南)東京ナイトタクシー	70	66	4	6	10	56	14	20.0%	
H22.2.12	日日交通(株)	100	95	6	9	15	80	20	20.0%	
H22.2.12	鳩タクシー(株)	55	52	4	0	4	48	7	12.7%	
H22.2.12	豊和自動車(株)	76	72	5	7	12	60	16	21.1%	
H22.2.12	宮園自動車(株)	221	209	12	20	32	177	44	19.9%	共同事業再構築
H22.2.12	森永タクシー(株)	103	97	6	9	15	82	21	20.4%	
H22.2.12	山手交通(株)	137	130	8	13	21	109	28	20.4%	
H22.2.12	帝都自動車交通(株)[5F]	-	-	-	-	-	-	-	-	ハイヤー事業者
H22.2.15	アサヒ交通(株)	97	92	6	2	8	84	13	13.4%	
	高砂自動車(株)	217	206	12	29	41	165	52	24.0%	共同事業再構築
	日月東交通(株)	169	160	9	21	30	130	39	23.1%	
	美松交通(株)	78	74	5	1	6	68	10	12.8%	
H22.2.15	A Y A 交通(株)	36	40	0	0	0	40	-4	-11.1%	
H22.2.15	イースタンエアポートモータース(株)	47	25	0	5	5	20	27	57.4%	
H22.2.15	イースタン交通(株)	60	57	4	5	9	48	12	20.0%	
H22.2.15	イースタンハイヤー(株)	81	76	5	6	11	65	16	19.8%	
H22.2.15	イースタンマネージ(株)	10	10	0	0	0	10	0	0.0%	
H22.2.15	イースタンモータース東京(株)	171	162	10	15	25	137	34	19.9%	
H22.2.15	内山観光タクシー(株)	24	22	0	0	0	22	2	8.3%	
H22.2.15	A B C 交通(株)	17	17	0	0	0	17	0	0.0%	
H22.2.15	小田急交通(株)	205	194	11	9	20	174	31	15.1%	
H22.2.15	(株)織田	70	110	0	0	0	110	-40	-57.1%	
H22.2.15	開進交通(株)	80	75	4	3	7	68	12	15.0%	
H22.2.15	開成交通(株)	94	89	6	8	14	75	19	20.2%	
H22.2.15	(株)菊商	0	10	0	0	0	10	-10		
H22.2.15	(株)グリーンキャブ[新宿区]	1117	1061	57	118	175	886	231	20.7%	共同事業再構築
	(株)グリーンキャブ[北区]	85	80	5	0	5	75	10	11.8%	
H22.2.15	(株)京浜キャブシステム	60	57	0	3	3	54	6	10.0%	
H22.2.15	ケイティ(株)イースタン	14	13	0	0	0	13	1	7.1%	
H22.2.15	恵豊自動車交通(株)	61	57	4	1	5	52	9	14.8%	
H22.2.15	(株)江北交通	25	31	0	0	0	31	-6	-24.0%	
H22.2.15	コーディネートタクシー(株)	100	95	6	0	6	89	11	11.0%	
H22.2.15	コスモ交通(株)	26	26	0	0	0	26	0	0.0%	
H22.2.15	光洋自動車(株)	65	61	4	5	9	52	13	20.0%	
H22.2.15	幸裕自動車(株)	72	63	0	2	2	61	11	15.3%	
H22.2.15	さがみ交通ムサシノ(株)	43	40	0	0	0	40	3	7.0%	
H22.2.15	さがみ交通(株)	53	50	0	2	2	48	5	9.4%	
H22.2.15	(株)サンベスト東信	94	94	11	0	11	83	11	11.7%	
H22.2.15	榮交通(株)	82	77	5	7	12	65	17	20.7%	
H22.2.15	三和交通(株)[横浜市]	125	118	7	11	18	100	25	20.0%	
H22.2.15	新光タクシー(株)	22	19	0	0	0	19	3	13.6%	
H22.2.15	松竹交通(株)	50	47	3	0	3	44	6	12.0%	
H22.2.15	城西タクシー(株)	56	53	0	1	1	52	4	7.1%	
H22.2.15	新幸起業(株)	117	111	7	11	18	93	24	20.5%	
H22.2.15	新日本交通(株)[杉並区]	54	51	4	2	6	45	9	16.7%	
H22.2.15	親和交通(株)	79	74	7	0	7	67	12	15.2%	
H22.2.15	新東京ドライバーズ(株)	10	44	5	0	5	39	-29	-290.0%	
H22.2.15	新日本交通(株)[北区]	58	55	4	0	4	51	7	12.1%	
H22.2.15	平成タクシー(株)	10	10	0	0	0	10	0	0.0%	
H22.2.15	西武交通興業(株)	65	45	0	0	0	45	20	30.8%	
H22.2.15	台東タクシー(株)	60	53	0	1	1	52	8	13.3%	
H22.2.15	大同自動車(株)	27	25	0	0	0	25	2	7.4%	
H22.2.15	大陸交通(株)	70	65	3	3	6	59	11	15.7%	
H22.2.15	第一交通(株)[足立区]	90	85	5	8	13	72	18	20.0%	
H22.2.15	第四松竹タクシー(株)	46	40	0	0	0	40	6	13.0%	
H22.2.15	第一交通(株)[千代田区]	99	89	1	9	10	79	20	20.2%	
H22.2.15	大輝交通(株)	76	72	5	0	5	67	9	11.8%	
H22.2.15	大和タクシー(株)	65	70	13	1	14	56	9	13.8%	
H22.2.15	大和交通(株)	75	85	19	0	19	66	9	12.0%	
H22.2.15	大和自動車(株)	205	205	22	19	41	164	41	20.0%	
H22.2.15	大和自動車交通(株)	467	467	48	46	94	373	94	20.1%	
H22.2.15	中央交通(株)	9	9	0	0	0	9	0	0.0%	
H22.2.15	天龍交通(株)	70	66	4	6	10	56	14	20.0%	
H22.2.15	東都城南自動車(株)	52	49	4	4	8	41	11	21.2%	
H22.2.15	都南交通(株)	53	53	7	0	7	46	7	13.2%	
H22.2.15	東京ウエスターン交通(株)	67	63	4	0	4	59	8	11.9%	
H22.2.15	東都自動車交通(株)	505	479	26	49	75	404	101	20.0%	
H22.2.15	東都城東タクシー(株)	381	361	20	37	57	304	77	20.2%	
H22.2.15	東都城北タクシー(株)	405	384	21	39	60	324	81	20.0%	
H22.2.15	東都無線タクシー(株)	366	347	19	36	55	292	74	20.2%	

申請日	事業者名	基準車両数 H20.7.11現在の タクシー車両 数	特定事業計画 申請時の 車両数	事業再構築削減数			事業再構築実 施後の車両数	事業再構築実施後の 供給力削減状況		備考
				減車数	休車数	合計		削減数	削減率 ( - ) /	
H22.2.15	(有)東京タクシー	127	115	2	12	14	101	26	20.5%	
H22.2.15	東栄興業(株)	45	55	0	0	0	55	-10	-22.2%	
H22.2.15	東京イエローキャブ(株)	96	91	6	8	14	77	19	19.8%	
H22.2.15	東京協同タクシー(株)	57	54	0	3	3	51	6	10.5%	
H22.2.15	日英交通(株)	90	85	0	0	0	85	5	5.6%	
H22.2.15	日東交通(株)	75	71	5	0	5	66	9	12.0%	
H22.2.15	練馬タクシー(株)	67	62	3	2	5	57	10	14.9%	
H22.2.15	練馬交通(株)	103	97	2	0	2	95	8	7.8%	
H22.2.15	ヒノデ第一交通(株)	148	140	8	14	22	118	30	20.3%	
H22.2.15	日の丸自動車交通(株)	125	118	7	0	7	111	14	11.2%	
H22.2.15	双美交通(株)	60	56	3	1	4	52	8	13.3%	
H22.2.15	不二交通(株)	90	85	5	3	8	77	13	14.4%	
H22.2.15	富士交通(株)	112	106	7	10	17	89	23	20.5%	
H22.2.15	富士交通(有)	12	12	0	0	0	12	0	0.0%	
H22.2.15	富士自動車(株)	140	133	8	13	21	112	28	20.0%	
H22.2.15	芙蓉第一交通(株)	105	99	6	9	15	84	21	20.0%	
H22.2.15	平和交通(株)	122	115	7	0	7	108	14	11.5%	
H22.2.15	北斗システム輸送(株)	34	32	0	0	0	32	2	5.9%	
H22.2.15	堀切交通(株)	52	49	4	0	4	45	7	13.5%	
H22.2.15	マコト交通(株)	70	62	0	6	6	56	14	20.0%	
H22.2.15	マルコータクシー(株)	70	66	4	6	10	56	14	20.0%	
H22.2.15	みなとタクシー(株)	90	85	5	8	13	72	18	20.0%	
H22.2.15	ミツワ交通(株)	111	105	7	10	17	88	23	20.7%	
H22.2.15	宮城交通(株)	61	57	4	5	9	48	13	21.3%	
H22.2.15	三丸交通(株)	68	64	4	6	10	54	14	20.6%	
H22.2.15	ムサシ交通(株)	62	54	0	0	0	54	8	12.9%	
H22.2.15	明治交通(株)	78	74	5	4	9	65	13	16.7%	
H22.2.15	明治自動車(株)	90	85	5	8	13	72	18	20.0%	
H22.2.15	茂呂運送(株)	32	30	0	0	0	30	2	6.3%	
H22.2.15	山手観光自動車(株)	24	30	2	0	2	28	-4	-16.7%	
H22.2.15	山手タクシー(株)	36	48	4	0	4	44	-8	-22.2%	
H22.2.15	八洲自動車(株)	84	79	5	7	12	67	17	20.2%	
H22.2.15	(株)夢交通	62	58	4	5	9	49	13	21.0%	
H22.2.16	京急交通(株)	91	86	6	8	14	72	19	20.9%	
H22.2.16	新和自動車(株)	153	145	9	14	23	122	31	20.3%	
H22.2.16	(株)東京自動車	72	78	15	6	21	57	15	20.8%	
H22.2.16	(株)ハロー・トーキョー	142	134	8	13	21	113	29	20.4%	
H22.2.16	陸王交通(株)	92	87	6	8	14	73	19	20.7%	
H22.2.16	リムジンハイヤー(株)	-	-	-	-	-	-	-	-	ハイヤー事業者
H22.2.17	山城交通(株)	40	40	0	0	0	40	0	0.0%	
H22.2.17	ロイヤルリムジン(株)	10	40	0	0	0	40	-30	-300.0%	
H22.2.18	栄泉交通(株)	90	85	5	8	13	72	18	20.0%	
H22.2.18	大森交通(株)	34	32	0	0	0	32	2	5.9%	
H22.2.18	三信交通(株)	102	96	6	5	11	85	17	16.7%	
H22.2.18	大洋モーターズ(株)	45	44	1	0	1	43	2	4.4%	
H22.2.18	三葉交通(株)	70	62	0	6	6	56	14	20.0%	
H22.2.19	大東京自動車(株)	64	60	4	2	6	54	10	15.6%	
H22.2.19	(有)ふくねこタクシー	40	35	0	0	0	35	5	12.5%	
H22.2.22	中京自動車(株)	70	66	4	6	10	56	14	20.0%	
H22.2.23	太陽自動車(株)	310	294	16	30	46	248	62	20.0%	
H22.2.23	東京太陽(株)	50	50	6	0	6	44	6	12.0%	
H22.2.23	(株)八重洲タクシー	70	66	0	0	0	66	4	5.7%	
H22.2.24	品川自動車タクシー(株)	80	76	5	0	5	71	9	11.3%	
H22.2.24	新進タクシー(株)	78	74	5	7	12	62	16	20.5%	
H22.2.24	豊玉タクシー(株)	123	116	7	11	18	98	25	20.3%	
H22.2.24	(有)無限サービス	24	24	0	0	0	24	0	0.0%	
H22.2.24	弥生交通(株)	60	57	4	5	9	48	12	20.0%	
H22.2.24	(株)ワイエム交通	43	45	5	0	5	40	3	7.0%	
H22.2.25	国際(株)	132	125	8	12	20	105	27	20.5%	
H22.2.26	大井交通(株)	47	43	2	1	3	40	7	14.9%	
H22.2.26	東京都民自動車(株)	40	38	0	0	0	38	2	5.0%	
H22.3.1	帝都自動車交通(株)[3F]	256	243	14	25	39	204	52	20.3%	
H22.3.1	帝都自動車交通(株)[4F]	358	340	19	35	54	286	72	20.1%	
H22.3.2	(有)リッチネット東京	75	85	0	0	0	85	-10	-13.3%	
H22.3.5	(株)白樺自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	ハイヤー事業者
H22.3.10	(株)三洋商事	70	66	1	1	2	64	6	8.6%	
H22.3.15	エコシステム(株)	60	75	0	0	0	75	-15	-25.0%	
H22.3.15	ゴールド交通(株)	51	51	7	4	11	40	11	21.6%	
H22.3.16	TM交通(株)	0	30	0	0	0	30	-30	-20.0%	
H22.3.17	(有)泉自動車交通	15	18	0	0	0	18	-3	-20.0%	
H22.3.26	(有)シティキャブ	15	18	0	0	0	18	-3	-20.0%	
H22.3.30	(株)かずみ交通	10	11	0	0	0	11	-1	-10.0%	
H22.3.30	ザ・キザン・ヒロ(有)	72	33	0	0	0	33	39	54.2%	
H22.3.30	タクシー・東京BBヒロ(有)	20	10	0	0	0	10	10	50.0%	
H22.3.30	ヨシエヒロ(有)	10	10	0	0	0	10	0	0.0%	
H22.3.31	(有)朝日自交	33	33	0	0	0	33	0	0.0%	

申請日	事業者名	基準車両数 H20.7.11現在の のタクシー車両 数	特定事業計画 申請時の 車両数	事業再構築削減数			事業再構築実 施後の車両数	事業再構築実施後の 供給力削減状況		備考
				減車数	休車数	合計		削減数 -	削減率 ( - ) /	
H22.3.31	えびす自動車(株)	28	30	0	0	0	30	-2	-7.1%	
H22.3.31	オールスター交通(株)	10	25	0	0	0	25	-15	-150.0%	
H22.3.31	(株)ユアーズ	13	37	0	0	0	37	-24	-184.6%	
H22.3.31	リムジンタクシー(株)	10	34	0	0	0	34	-24	-240.0%	
H22.4.7	オレンジ自動車(有)	15	28	1	0	1	27	-12	-80.0%	
H22.4.7	ワンダフル(株)	18	18	0	0	0	18	0	0.0%	
H22.4.7	ワールドタクシー(株)	0	10	0	0	0	10	-10		
H22.4.8	江戸川総業(株)	47	47	6	1	7	40	7	14.9%	
H22.4.12	東京ひかり交通(有)	54	54	0	0	0	54	0	0.0%	
H22.4.12	東京ワールド交通(株)	23	25	0	0	0	25	-2	-8.7%	
H22.4.13	東京エムケイ(株)	180	252	40	0	40	212	-32	-17.8%	
H22.4.13	(株)美輝タクシー	0	40	0	0	0	40	-40		
H22.4.15	(株)日之出運輸	0	59	3	0	3	56	-56		
H22.4.19	(株)中央システムサービス	23	32	0	0	0	32	-9	-39.1%	
H22.4.19	(株)MISA K交通	10	10	0	0	0	10	0	0.0%	
H22.4.20	(有)九星企画	9	9	0	0	0	9	0	0.0%	
H22.4.21	同進交通(株)	80	80	0	0	0	80	0	0.0%	
H22.4.23	(株)SANTEグループ	0	17	0	0	0	17	-17		
H22.4.27	(有)岩槻タクシー	10	12	0	0	0	12	-2	-20.0%	
H22.4.27	(株)日向自動車交通	10	10	0	0	0	10	0	0.0%	
H22.4.28	(有)エス・ティー・アール	10	10	0	0	0	10	0	0.0%	
H22.4.28	さくら交通(株)	16	16	0	0	0	16	0	0.0%	
H22.5.6	(株)アシスト	224	212	0	0	0	212	12	5.4%	
H22.5.6	オーエストラנסポート(株)	18	16	0	0	0	16	2	11.1%	
H22.5.6	(有)ドリームインキュベーター	35	33	0	0	0	33	2	5.7%	
H22.5.7	(株)ケイエスタクシー	16	16	0	0	0	16	0	0.0%	
H22.5.7	ユナイテッド・キャブ(株)	20	20	0	0	0	20	0	0.0%	
H22.5.10	(株)KEDAコーポレーション	40	40	0	0	0	40	0	0.0%	
H22.5.12	国際ビルディング(株)	12	12	0	0	0	12	0	0.0%	
H22.5.12	(株)スリーエース	10	20	0	0	0	20	-10	-100.0%	
H22.5.12	ふじ交通(有)	36	50	0	0	0	50	-14	-38.9%	
H22.5.21	トモエタクシー(株)	0	20	0	0	0	20	-20		
H22.5.24	山一運輸(株)	19	30	0	0	0	30	-11	-57.9%	
H22.5.25	釜澤運輸倉庫(株)	35	33	0	0	0	33	2	5.7%	
H22.5.26	(株)エアーマジック	14	17	0	0	0	17	-3	-21.4%	
H22.5.26	(有)フジ交通西新井	20	20	0	0	0	20	0	0.0%	
H22.5.27	日本交通(株)[2F]	360	324	1	76	77	247	113	31.4%	共同事業再構築
	日本交通(株)[3F]	421	378	1	26	27	351	70	16.6%	
	日本交通(株)[4F]	416	374	1	58	59	315	101	24.3%	
	日本交通(株)[5F]	114	102	1	0	1	101	13	11.4%	
	日本交通(株)[6F]	289	260	1	10	11	249	40	13.8%	
	日本交通(株)[7F]	180	162	1	0	1	161	19	10.6%	
H22.5.28	(株)サンキュー交通	10	10	0	0	0	10	0	0.0%	
H22.5.28	潤平東京(有)	0	25	0	0	0	25	-25		
H22.5.31	(有)東京シティエスコート	23	23	0	0	0	23	0	0.0%	
H22.6.1	スターエクスプレス(株)	0	40	0	0	0	40	-40		
H22.6.8	(有)イチバン流通	105	93	0	0	0	93	12	11.4%	
H22.6.9	サンワードタクシー(有)	13	21	0	0	0	21	-8	-61.5%	
H22.6.11	平成交通(株)	15	19	0	0	0	19	-4	-26.7%	
H22.6.17	キング交通(株)	29	34	1	0	1	33	-4	-13.8%	
H22.6.17	さくらんぼ交通(株)	11	11	0	0	0	11	0	0.0%	
H22.6.23	(有)ツバサ交通	15	15	0	0	0	15	0	0.0%	
H22.7.16	滋賀中央観光バス(株)	33	33	0	0	0	33	0	0.0%	

(注1)他に同名会社が存在する事業者は、事業者名の後に事業者住所等を[ ]内に記載している。

(注2)上記は特定事業計画認定後に行われた事業の譲渡譲受等を反映している。

(注3)基準車両数が0である場合、削減率の計算[上記( - ) / ]ができないため削減率欄を空欄としている。

(注4) ( )書きの数値については、特定事業計画の再申請等により、同表の中で車両数等の重複があるものである。

## タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

	特定事業	実施主体	実施時期	その他事業	実施主体	実施時期
1	顧客満足度調査の実施と改善状況の把握	事業者、法人協会等、個人協会	短期	新たな地理教育制度の導入	タクセン、法人協会等、事業者	短期
2	サービス提供レベルに関するモニター調査の実施・活用	事業者、法人協会等、個人協会	短期	地理モニター制度の導入	個人協会	短期
3	サービス向上のための教育・研修の充実	事業者、個人協会	短期	タクシー乗り場情報提供システムの導入	タクセン	中期
4	地理教育の徹底	事業者	短期	条件に応じたタクシーを検索出来るWEBサイトの開設	法人協会等	中期
5	短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR	事業者、法人協会等、個人協会	短期	車内遺失物情報を提供するためのWEBサイトの構築等	タクセン	中期
6	デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車	事業者	短・中期	駅前等における乗り場(上屋付き乗り場、バリアフリー乗り場等)の整備	タクセン、JR、自治体	中期
7	GPS技術等を利用した車両滞留防止への取組み	事業者	短・中期	ユニバーサルタクシー優先乗り場の設置、公共施設管理者への働きかけ	タクセン、JR、自治体、法人協会等	中期
8	モバイル配車サービスの導入	事業者	短・中期	優良タクシー乗り場の設置・運営	タクセン、運輸局、自治体、JR	短期
9	無人配車システム(IVR)の導入	事業者	中期	事業者評価制度及び運転者評価制度の充実	タクセン	短期
10	目的地登録サービスの導入	事業者	中期			
11	携帯端末等を活用した乗り場情報に関する情報提供	事業者	中期			
12	電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入	事業者	短・中期			
13	早朝予約の積極受注の推進	事業者、個人協会	短期			
14	外国語専用ダイヤルの導入	事業者	中期			
15	チャイルドシートの導入	事業者	短期			
16	ハイグレード車の導入	事業者	短・中期			
17	ジャンボタクシーの導入	事業者	短・中期			
18	ETCの導入	事業者	短期			
19	カーナビの導入	事業者	短・中期			
20	タクシー車内における通訳サービスの提供	事業者	中期			
21	自社乗り場の設置・運営	事業者	短・中期			
22	ユニバーサルデザイン車両の導入促進	事業者	中期			
23	福祉タクシーの運行	事業者	短・中期			
24	介護タクシーの運行	事業者	短・中期			
25	子育て支援タクシーの運行	事業者	短・中期			
26	妊婦支援タクシーの運行	事業者	短・中期			
27	ケア輸送サービス従事者研修の受講の促進	事業者	短期			
28	ランク評価制に基づく車体表示の徹底	事業者、法人協会等	短期			
29	ランク評価制の利用者へのPR活動	事業者	短期			
30	マスターズ制度へ充実及び参加の促進	事業者、個人協会	短期			
31	事業者における自社WEBサイトの開設	事業者	短期			
32	優良運転者推薦制度の促進	事業者、個人協会	短期			

## 安全性の維持・向上

	特定事業	実施主体	実施時期	その他事業	実施主体	実施時期
33	映像記録型ドライブレコーダーの導入	事業者	短・中期	スピード抑止の装置に関する検討	法人協会等	中期
34	デジタルタコグラフの導入	事業者	短・中期	他団体(自動車関連団体、二輪車関連団体、自転車関連団体等)と連携した事故防止活動の実施	法人協会等、個人協会	短期
35	ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ等を活用した事故防止教育の実施	事業者	短・中期	ASV(先進安全自動車)の実用化に向けての情報収集	法人協会等	短期
36	アルコールチェッカーの導入	事業者	短期			
37	運輸安全マネジメント講習の受講	事業者	短期			
38	安全運転講習会の受講	事業者	短期			
39	交通事故ゼロ運動等の実施	事業者	短期			
40	セーフティドライバーコンテストの参加	事業者	短期			
41	事故防止コンテストの導入	事業者、個人協会	短期			
42	タクシーセンター運転者記録証明書・タク特法タクシー運転者登録システムによる業務経歴証明書の確認の徹底	事業者	短期			
43	渋滞情報等プローブ情報の提供と活用による安全運行の推進	事業者	短期			
44	緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育	法人協会等、タクシー事業者	短・中期			

## 環境問題への貢献

	特定事業	実施主体	実施時期	その他事業	実施主体	実施時期
45	ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進	事業者	短・中期	公共施設前における低公害車専用乗り場設置等低公害車タクシー普及促進策に関する自治体等への働きかけ	法人協会等、個人協会	短期
46	アイドリングストップ車の導入	事業者	短・中期			
47	後付アイドリングストップ装置の導入	事業者	短期			
48	アイドリングストップ運動の推進	事業者	短期			
49	グリーン経営認証の取得	事業者	短期			
50	エコドライブコンテストの実施	事業者	短期			

## 交通問題、都市問題の改善

	特定事業	実施主体	実施時期	その他事業	実施主体	実施時期
51	主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進	事業者、法人協会等、個人協会	短期	ショットガン方式の導入	事業者、法人協会等、個人協会、タクセン、自治体、警視庁、JR	短・中期
52	タクシー事業者による混雑地域における迷惑行為の抑止策の構築と徹底	事業者	短期	混雑地域におけるナンバープレート等による乗入制限の検討	法人協会等、個人協会、タクセン、自治体、運輸局、警視庁、JR	短・中期
53	タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	事業者、法人協会等、タクセン、個人協会	短期	タクシープールの整備	事業者、法人協会等、個人協会、タクセン、JR、自治体	短・中期
54	渋滞情報等プローブ情報の自治体等への提供による交通問題・都市問題への貢献	事業者	中期	交通問題の顕著な地域での混雑解消(定点観測の実施)	タクセン	短・中期
				銀座等乗車禁止地区におけるタクシー乗り場表示方法の見直しの検討	タクセン	短期
				自治体等が実施する交通渋滞対策等関係施策と実施主体への積極的協力	事業者、法人協会等、個人協会、タクセン、自治体	短期
				供給過剰状態の解消に向けた取組みの進捗状況の把握及び効果・影響の測定、並びに必要なに応じてさらなる供給過剰解消に向けた社会実験の実施	事業者、法人協会等	中期

## 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

	特定事業	実施主体	実施時期	その他事業	実施主体	実施時期
55	Suica、Pasma等ICカードの利用可能なタクシーの拡大による他の交通機関との連携	事業者	中期	ターミナル駅等におけるタクシー乗り場への誘導案内表示の充実	法人協会等、JR	短・中期
56	輸送障害時における代替輸送の連携強化	事業者	短期	都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進	法人協会等、運輸局	中期

## 観光立国実現に向けての取組み

	特定事業	実施主体	実施時期	その他事業	実施主体	実施時期
57	観光タクシーの運行	事業者	短期	鉄道駅、空港等乗り場における整理・案内係の配置	タクセン	短・中期
58	観光タクシー乗務員講習会の実施	事業者	短期	羽田空港国際化等へ対応した外国人接客講習の実施・車体表示	法人協会等、個人協会	短期
59	車内における通訳サービスの提供	事業者	中期	羽田空港国際化へ対応した乗り場の運営	法人協会等、個人協会、タクセン	短期
60	外国語指差しシートの作成、携行と車体表示	事業者、法人協会等、個人協会	短期	観光施設等における観光タクシー待機場所等に係る検討	法人協会等、個人協会、自治体	短・中期
61	接客サービス講習会の実施	事業者	短期			
62	観光モデル事業への取組み	事業者	短期			

## 防災・防犯対策への貢献

	特定事業	実施主体	実施時期	その他事業	実施主体	実施時期
63	都市における治安維持への協力	事業者	短・中期			
64	都市における防災への協力	事業者	短・中期			
65	都市における防犯への協力	事業者	短・中期			
66	こども110番への協力	事業者	短期			

## タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

	特定事業	実施主体	実施時期	その他事業	実施主体	実施時期
67	賃金制度・乗務員負担制度の見直し	事業者	短・中期	食事・休憩可能な提携施設等の確保	タクセン	中期
68	デジタルタコグラフの活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮	事業者	短・中期			
69	日勤勤務(一人一車)から隔日勤務への転換等による長時間労働の改善	事業者	短・中期			
70	嘱託・定時制運転者の採用年齢制限の導入	事業者	短・中期			
71	若年労働者の積極的な雇用の促進	事業者				
72	健康診断の充実	事業者	短期			
73	仮眠室、休憩室等の福利厚生施設の充実	事業者	短・中期			
74	女性が働きやすい職場環境の整備	事業者	短期			
75	防犯訓練の実施	事業者	短期			
76	防犯カメラの導入	事業者	短・中期			
77	防犯仕切板の導入	事業者	短期			
78	洗車機の導入	事業者	中期			

## 事業経営の活性化、効率化

	特定事業	実施主体	実施時期	その他事業	実施主体	実施時期
79	日勤勤務(一人一車)から隔日勤務への転換などによる効率性の向上とこれに伴う1両当たりの生産性の向上	事業者	短期	市場調査、マーケティング等による需給構造分析	法人協会等	短期
80	デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車(再掲)	事業者	短・中期	ニューサービスに関する要望受付窓口の設置	法人協会等	短期
81	共同配車センターの設置	事業者	短・中期			
82	渋滞情報等プローブ情報の提供と活用による効率運行の推進	事業者	中期			
83	車両費用等の削減	事業者	短期			
84	部品や燃料などの共同購入の推進による経費の圧縮	事業者	短期			
85	チケットの規格統一化	事業者	中期			

## 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況(北多摩交通圏)

申請日	事業者名	基準車両数 H20.7.11現在の タクシー車両 数	特定事業計画 申請時の 車両数	事業再構築削減数			事業再構築実 施後の車両数	事業再構築実施後の 供給力削減状況		備考
				減車数	休車数	合計		削減数 -	削減率 ( - )/	
H22.4.1	飛鳥交通第三(株)	31	29	1	2	3	26	5	16.1%	
H22.4.1	小平交通(有)	21	19	0	0	0	19	2	9.5%	
H22.4.1	三幸交通(株)	94	89	2	6	8	81	13	13.8%	
H22.4.1	三幸自動車(株)	45	42	0	3	3	39	6	13.3%	
H22.4.1	三和八洲交通(株)	40	38	0	2	2	36	4	10.0%	
H22.4.1	三和府中交通(株)	72	68	1	5	6	62	10	13.9%	
H22.4.1	十全交通(株)	58	55	4	1	5	50	8	13.8%	
H22.4.1	立川観光自動車(株)	60	57	1	4	5	52	8	13.3%	
H22.4.1	多摩交通(有)	36	34	0	2	2	32	4	11.1%	
H22.4.1	拝島交通(株)	32	30	0	1	1	29	3	9.4%	
H22.4.1	府中観光交通(株)	53	50	2	2	4	46	7	13.2%	
H22.4.2	昭島交通(株)	29	29	1	1	2	27	2	6.9%	
H22.4.2	つくば観光交通(株)	79	70	0	2	2	68	11	13.9%	
H22.4.2	つくば福祉輸送(株)	20	19	0	1	1	18	2	10.0%	
H22.4.5	美玉交通(有)	60	54	2	0	2	52	8	13.3%	
H22.4.6	(有)小金井交通	24	21	0	0	0	21	3	12.5%	
H22.4.6	西武ハイヤー(株)	122	108	0	2	2	106	16	13.1%	
H22.4.6	東京昭和運輸(株)	15	15	1	0	1	14	1	6.7%	
H22.4.6	籠生自動車(株)	27	25	0	1	1	24	3	11.1%	
H22.4.7	新立川交通(株)	60	59	3	4	7	52	8	13.3%	
H22.4.7	東亜交通(株)	19	18	0	0	0	18	1	5.3%	
H22.4.7	日本交通立川(株)	75	71	1	5	6	65	10	13.3%	
H22.4.8	さやま交通(株)	15	12	0	0	0	12	3	20.0%	
H22.4.8	多摩湖交通(有)	21	17	0	0	0	17	4	19.0%	
H22.4.8	田無交通(株)	23	21	0	1	1	20	3	13.0%	
H22.4.8	東京交通(株)	39	37	0	1	1	36	3	7.7%	
H22.4.8	武陽交通(有)	16	16	0	0	0	16	0	0.0%	
H22.4.8	ヤマト交通(株)	52	52	0	0	0	52	0	0.0%	
H22.4.9	イースタンモーターズ東京(株)	95	83	0	1	1	82	13	13.7%	
H22.4.9	銀星交通(有)	30	28	0	1	1	27	3	10.0%	
H22.4.9	(株)グリーンキャブ	88	83	1	6	7	76	12	13.6%	
H22.4.9	(株)久留米交通	15	14	0	0	0	14	1	6.7%	
H22.4.9	京王自動車(株)	242	229	0	12	12	217	25	10.3%	
H22.4.9	(有)四谷交通	25	23	0	1	1	22	3	12.0%	
H22.4.9	美善交通(株)	60	54	0	2	2	52	8	13.3%	
H22.4.12	大和交通保谷(株)	35	35	5	0	5	30	5	14.3%	
H22.4.12	大和自動車交通(株)	73	73	9	1	10	63	10	13.7%	
H22.4.13	武蔵野自動車交通(株)	33	31	0	2	2	29	4	12.1%	
H22.4.14	東都自動車交通(株)	70	66	4	0	4	62	8	11.4%	
H22.6.15	武州交通興業(株)	6	5	0	0	0	5	1	16.7%	
H22.6.17	(株)昭和交通	5	5	0	0	0	5	0	0.0%	

## 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況(南多摩交通圏)

申請日	事業者名	基準車両数 H20.7.11現在の タクシー車両 数	特定事業計画 申請時の 車両数	事業再構築削減数			事業再構築実 施後の車両数	事業再構築実施後の 供給力削減状況		備考
				減車数	休車数	合計		削減数 -	削減率 ( - )/	
H22.4.1	旭交通(株)	22	20	0	0	0	20	2	9.1%	
H22.4.1	飛鳥交通第三(株)	64	60	0	1	1	59	5	7.8%	
H22.4.1	カンツリー交通(株)	100	95	2	0	2	93	7	7.0%	
H22.4.1	三和交通(株)	52	49	0	1	1	48	4	7.7%	
H22.4.1	千代田自動車(株)	50	45	0	0	0	45	5	10.0%	
H22.4.1	都民交通事業(株)	44	44	3	1	4	40	4	9.1%	
H22.4.1	ニュータウン交通(株)	91	86	0	3	3	83	8	8.8%	
H22.4.1	八幸自動車(株)	63	59	0	1	1	58	5	7.9%	
H22.4.1	八王子交通事業(株)	97	91	0	1	1	90	7	7.2%	
H22.4.1	日野交通(株)	44	40	0	0	0	40	4	9.1%	
H22.4.2	富士交通(有)	27	25	0	0	0	25	2	7.4%	
H22.4.5	さがみ交通八王子(株)	32	30	0	0	0	30	2	6.3%	
H22.4.6	小田急交通南多摩(株)	70	66	0	1	1	65	5	7.1%	
H22.4.6	キャピタル交通(株)	53	50	0	1	1	49	4	7.5%	
H22.4.7	新立川交通(株)	10	10	0	0	0	10	0	0.0%	
H22.4.7	大成交通(株)	29	27	0	0	0	27	2	6.9%	
H22.4.7	日本交通立川(株)	16	15	0	0	0	15	1	6.3%	
H22.4.7	八南交通(株)	43	40	0	1	1	39	4	9.3%	
H22.4.7	南観光交通(株)	40	39	0	0	0	39	1	2.5%	
H22.4.8	高鉄交通(株)	44	41	0	1	1	40	4	9.1%	
H22.4.9	神奈中ハイヤー(株)	40	38	0	1	1	37	3	7.5%	
H22.4.9	京王自動車(株)	191	181	0	8	8	173	18	9.4%	
H22.4.9	相模中央交通(株)	60	53	0	0	0	53	7	11.7%	
H22.4.13	東日本キャブ(株)	15	24	0	0	0	24	-9	-60.0%	
H22.4.13	東日本タクシー(株)	48	48	3	2	5	43	5	10.4%	

## 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況(西多摩交通圏)

申請日	事業者名	基準車両数 H20.7.11現在の タクシー車両 数	特定事業計画 申請時の 車両数	事業再構築削減数			事業再構築実 施後の車両数 -	事業再構築実施後の 供給力削減状況		備考
				減車数	休車数	合計		削減数 -	削減率 ( - )/	
H22.4.1	(有)横川交通	14	11	0	0	0	11	3	21.4%	
H22.4.6	寿企業(株)	20	20	1	0	1	19	1	5.0%	
H22.4.8	武陽交通(有)	20	20	1	0	1	19	1	5.0%	
H22.4.9	秋川交通(株)	30	28	2	0	2	26	4	13.3%	
H22.4.9	京王自動車(株)	109	102	5	1	6	96	13	11.9%	
H22.4.9	大洋自動車交通(株)	30	29	3	1	4	25	5	16.7%	
H22.4.9	(株)リーガルマインド	16	19	0	0	0	19	-3	-18.8%	